

障害者自立支援法と高知県の実態(Ⅱ)

障害者自立支援法施行後の実態調査(第二次)報告書



(社)高知県自治研究センター

障害者自立支援法施行後の実態調査研究会

はじめに

(問題の所在)

第一次調査においては、障害者自立支援法の導入理念は、地域生活重視や就労重視を掲げつつも、財政効率性から見た持続可能性を制度改革の基本動機としているため、認定制度や費用負担増によるサービス利用の抑制により、利用者の生活困難を増幅させているのではないかと、同時に、同じ政策動機から、事業者の報酬を切り下げたことにより、事業の継続に支障が生じているのではないかと、という問題意識の下に、その検証を試みた。

その結果、財政面からみた持続可能性を一面的に追求した制度改革であるがために、障害福祉サービスの利用者と提供者の双方から見て実態に合わない認定、サービス提供、費用負担、報酬のシステム設計により、利用者と事業者からみた制度不信を増幅させ、生活と生活支援という本質的側面から「持続可能性」が損なわれつつあることが明らかになった。

第一次調査は、2007年2～3月に実施したものであるが、自立支援法実施後のそのような制度上の問題が明らかになるなかで、高知市、高知県の自治体独自の利用料軽減措置にくわえて、国の施策として、低所得者負担軽減措置や施設・事業所への補助・助成措置が、「激変緩和措置（2007年4月～）」、「抜本的な見直しに向けた緊急措置（2008年7月～）」として実施され、さらに現在、「抜本見直し」としての改正法案が国会に上程されている（2009年3月31日）。

今回の第二次調査（調査時期2008年12月～2009年1月）においては、利用料負担の激変緩和・緊急措置の影響により、当事者の生活や施設・事業所の運営がどのように変わり、あるいは変わっていないのかを明らかにする。また、その点を含め、障害者自立支援法実施後3年あまりを経過した現段階で、第一次調査時との変化の有無など、利用料、認定制度、事業所・施設運営の現状を中心に、その実態の全体構造を総括しつつ、自立支援法自体のあり方を含め、今後の方向を見定めたい。

(方法)

郵送アンケートにより、利用者と事業者・施設の双方に対して、上述の問題意識に即した質問項目を設定し、自立支援法施行後の利用料負担の変化の影響等を検証するとともに、第一次調査時の実態との比較をふまえ、自立支援法施行後の現状と今後の課題・方向を総括的に明らかにする。以下のアンケート結果分析において、「SA」は単数回答、「MA」は複数回答可、「除不」は「不明を除く」を意味し、（ ）内番号は、図表の通し番号を意味する。

なお、以下の文章中の%で表示した比率は、「不明」を除いた数に占める割合である。文章中の挿入図表においては、「不明」という表現を明記しているものは、「不明」を含んだ全体に対する構成割合を表示している。

2009年12月

障害者自立支援施行後の実態調査研究会

座長 田中 きよむ

目 次

はじめに

アンケート調査項目

当事者（家族）向け障害者自立支援法アンケート調査	3
施設・事業所向け 障害者自立支援法アンケート調査	6

アンケート調査結果

第 2 回実態調査結果	11
当事者アンケートの結果	11
施設・事業所アンケート調査の結果	20

アンケート集計結果

個人アンケート（選択式）集計結果	31
事業所アンケート（選択式）集計結果	39
個人アンケート自由記述（一部を抽出）	44
個人アンケート自由記述式<点字記入分>（一部を抽出）	57
事業所アンケート自由記述式（一部を抽出）	58
当事者アンケートおよび施設・事業所の自由記述回答結果	63
当事者アンケートおよび施設・事業所の自由記述回答結果の意見分布と回答例	63
総括と今後の方向	66

資 料

障害者自立支援法の抜本的見直しを考えるシンポジウム Part2	
パネルディスカッション「障害者自立支援法をどう変えるのか」	71

アンケート調査項目

[当事者（家族）向け障害者自立支援法アンケート調査]

- (問1) あなたの性別は何ですか。
- (問2) あなた並びに保護者（主たる支援・介護者）の年齢は何歳代ですか。
- (問3) あなたの障害種別、および手帳（身体・療育・精神）の等級は何ですか。（複数回答可）
- (問4) あなたの住民票上の世帯はどのようになっていますか。
- (問5) 制度改正に合わせて住民票を異動しましたか。
- (問6) あなたの世帯状況は、次のどれですか。
- (問7) あなたが現在、受けている障害年金はどれですか。
- (問8) あなたが施設・作業所・企業等で働いている場合、現在の工賃（賃金）の収入は月どのくらいですか。
- (問9) あなたは2006（平成18）年4月以降、どのような障害福祉制度を利用されていますか。（複数回答可）
- (問10) あなたの障害者自立支援法に基づく障害程度区分はどれですか。
- (問11) あなたは現在の障害程度区分の認定結果に満足されていますか。また、満足していない場合は、その理由は何ですか。（認定を受けた方のみ、お答えください）
- (問12-1) あなたは、障害程度区分の認定結果を受けて不満の場合、不服審査請求または再申請をされましたか。（認定を受けた方のみ、お答えください）
- (問12-2) 前問で、不服審査請求または再申請の経験のある方のみにおたずねします。それによって、認定結果は変わりましたか。
- (問13) あなたは、障害福祉サービスを利用するうえで、低所得者軽減措置（激変・緊急措置による低所得者負担上限の引き下げ）を受けていますか。

(問14-1) 障害福祉サービスの利用料負担が、「激変緩和措置(2007年4月～)」、「抜本的な見直しに向けた緊急措置(2008年7月～)」により軽減されましたが、自立支援法施行当初(2006年4月～)と比べて、現在の利用料負担についてどう思われますか。

(問14-2) 問14-1で、費用負担が「たいへん楽になった」または「やや楽になった」とお答えになった方のみにおたずねします。その理由は何ですか。(複数回答可)

(問14-3) 問14-1で、「費用負担は重い」または「費用負担問題は根本的に解決していない」とお答えになった方のみにおたずねします。その理由は何ですか。(複数回答可)

(問15) 障害者福祉サービスの利用料負担を軽くするために現在、おこなわれていることがありますか。(複数回答可)

(問16) 自立支援法のもとでの利用料負担について、どのように感じられていますか。
(複数回答可)

(問17) 就労支援を受けられている方のみにおたずねします。最近数ヶ月のあなたの支払う利用料は、就労賃と比べてどうですか。

(問18) 就労支援を受けられている方のみにおたずねします。あなたは、どういう基準で施設を選ばれていますか。(複数回答可)

(問19) 障害者自立支援法による障害福祉制度のどのような部分に問題点や課題があると思われますか。(複数回答可)

(問20) しばらくの間の住まいと日中活動をどうするのが良いと思いますか。(複数回答可)
☆ ご本人、ご家族、施設・事業所がそれぞれ別々にお答えください。

(問20-1) ご本人のお答え

(問20-2) ご家族のお答え

(問20-3) 施設・事業所(コーディネータ)のお答え

(問21) もし、現保護者(親、兄弟を含む)が体調を崩したり、亡くなられたとした場合について、お答えください。(複数回答可) ☆ご本人、ご家族、施設・事業所がそれぞれ別々にお答えください。

(問2 1—1) ご本人のお答え

(問2 1—2) ご家族のお答え

(問2 1—3) 施設・事業所（コーディネータ）のお答え

(問2 2) 障害者自立支援法を今後、どうすべきだと思いますか。

(問2 3) 国は今後、障害者自立支援法の抜本的な見直しをおこなうようですが、障害者自立支援法に対するご意見やお考えなど、自由に記述してください。

[施設・事業所向け障害者自立支援法アンケート調査]

- (問1) 貴施設・事業所の障害種別の利用者数をお教えてください。
- (問2-1) 障害者自立支援法の新体系に移行されていない施設のみにおたずねします。
貴施設の施設種別をお教えてください。
- (問2-2) 障害者自立支援法の新体系に移行されていない施設のみにおたずねします。
貴法人では、障害者自立支援法の施行に伴う事業再編に関して、今後、どのような事業展開をお考えですか（複数回答可）。
- (問3-1) 障害者自立支援法の新体系に移行された施設のみにおたずねします。
移行される前の貴施設の施設種別をお教えてください。
- (問3-2) 障害者自立支援法の新体系に移行された施設のみにおたずねします。
貴法人では、どのような事業体系に移行されましたか（複数回答可）。
- (問4) 貴法人のサービス利用者について、障害者自立支援法に基づく障害程度区分別の認定者数はどうなっていますか。（認定を受けた方についてのみお答えください）
- (問5) 貴施設の利用者に関する新しい障害程度区分の認定結果を評価されていますか。
また、評価されていない場合は、その理由は何ですか。
- (問6-1) 障害福祉サービスの利用料負担が、「激変緩和措置（2007年4月～）」、「抜本的な見直しに向けた緊急措置（2008年7月～）」により軽減されましたが、2006年4月に比べて、利用者の生活にどのような影響が生じていますか。（複数回答可）
- (問6-2) 問6-1で、費用負担が「たいへん楽になった」または「やや楽になった」とお答えになった方のみにおたずねします。その理由は何ですか。（複数回答可）
- (問6-3) 問6-1で、「費用負担は重い」または「費用負担問題は根本的に解決していない」とお答えになった方のみにおたずねします。その理由は何ですか。（複数回答可）
- (問7) 現在、利用者の利用料負担の軽減のために、工夫されていることはありますか。
(複数回答可)

- (問8) 利用者の工賃アップのために、工夫されていることはありますか。(複数回答可)
- (問9) 自立支援法施行前の2005(平成17)年度と比べて、2007(平成19)年度の貴施設・事業所の報酬の状況はいかがですか。
- (A) 減収の場合
 - (B) 増収の場合
- (問10) 前問で(A)とお答えいただいた施設・事業所施設のみにおたずねします。減収に対して、どのような対策を実施されましたか。(複数回答可)
- (問11) 2007年度以降、施設補助の増額(従前保障を8割から9割へ)など、激変緩和・緊急措置として、施設補助や事業助成などが図られましたが、貴法人では、どのような影響が出ていますか(複数回答可)。
- (問12) 障害者自立支援法による障害福祉制度のどのような部分に問題点または課題があると思われますか。(複数回答可)
- (問13) 障害者自立支援法を今後、どうすべきだと思いますか。
- (問14) 国は今後、障害者自立支援法の抜本的な見直しをおこなうようですが、自立支援法に対するご意見やお考えなど、自由に記述してください。

アンケート調査結果

第2回実態調査結果

当事者アンケートの結果

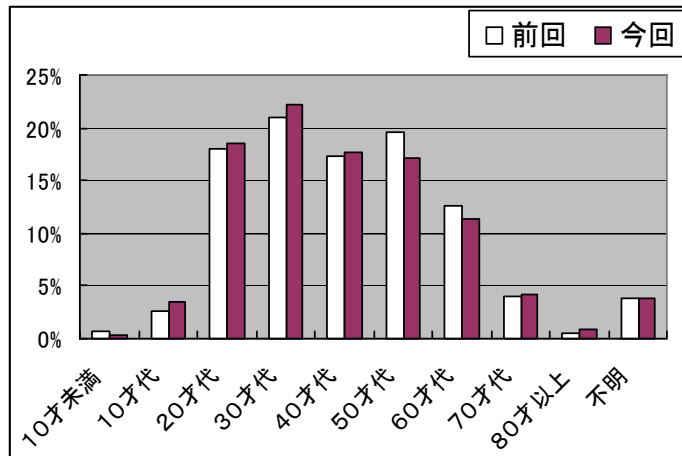
(1) 性別

回答者数は1708名であり、男女比は、男性58.7%、女性41.3%という結果になった。前回の第一次調査（2007年2～3月）の回答者数（1595名）と比較して、今回の第二次調査（2008年11月）では、回答者数が113名増加している。また、前回調査時の男女比（男性54.7%、女性45.3%）と比べて、男性の割合が若干高い。

(2) 年齢

回答者に占める30代の割合が最も多いが、20～50代が2割前後で比較的多い。前回調査時も同様の傾向が見られた。

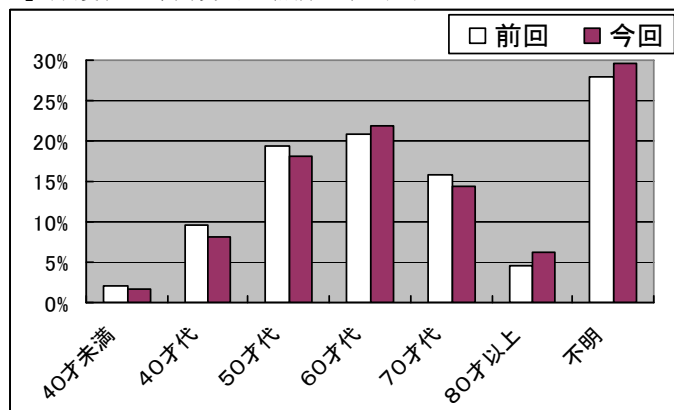
【表1】本人の年齢分布（構成比）（SA）



(3) 保護者（主介護者）の年齢

60代が3割と最も多く、60歳以上では6割（60.2%）を占めている。前回調査時もほぼ同様の状況（60歳以上が57.0%）である。

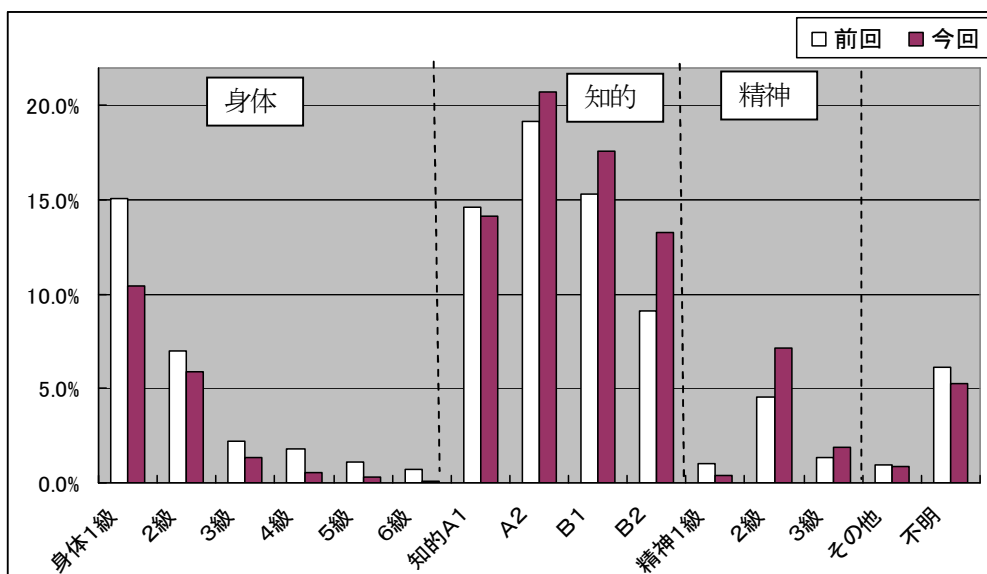
【表2】保護者の年齢分布（構成比）（SA）



(4) 障害種別

回答者の障害種別では、知的障害が7割（70.1%）と最も多く、身体障害3割（30.6%）、精神障害1割（11.9%）となっている。前回調査時（知的障害68.9%、身体障害33.1%、精神障害8.1%）とほぼ同様の傾向が見られる。

【表3】障害種別（構成比）（MA）



(5) 身体障害の場合の障害種別

身体障害のなかでは、肢体不自由が7割と最も多くを占めているほか、視覚障害と聴覚障害がそれぞれ1割以上を占めている。

(6) 身体障害者手帳の等級

身体障害者の手帳等級では、1級と2級を合わせて88%を占めており、重度比率が高い。

(7) 療育手帳の等級

療育手帳の等級では、A1とA2を合わせて53%を占めており、重度者が過半数を占めている。

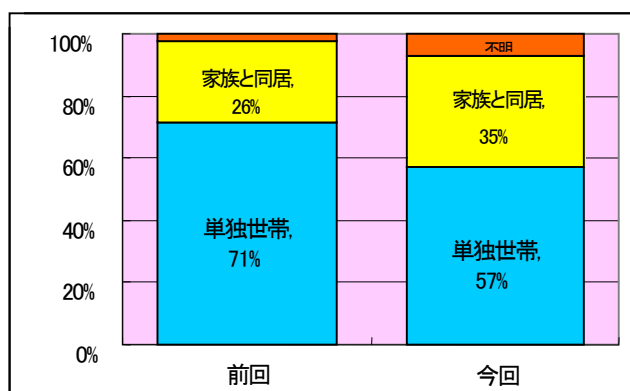
(8) 精神障害者手帳の等級

精神障害者手帳の等級では、1級と2級を合わせて80%を占めており、重度比率が高い。

(9) 住民票上の世帯構成

住民票上の世帯構成は、単身世帯が6割（61.9%）、家族との同居世帯が4割（38.1%）を占めている。前回調査時（単身世帯73.1%、同居世帯26.9%）と比べて、同居世帯割合が10ポイント以上増えている。「抜本的な見直しに向けた緊急措置（2008年7月～）」により、利用料軽減措置が世帯単位から個人単位に転換し、世帯分離する必要がなくなったことの影響が考えられる。

【表4】住民票上の世帯（構成比）（SA）



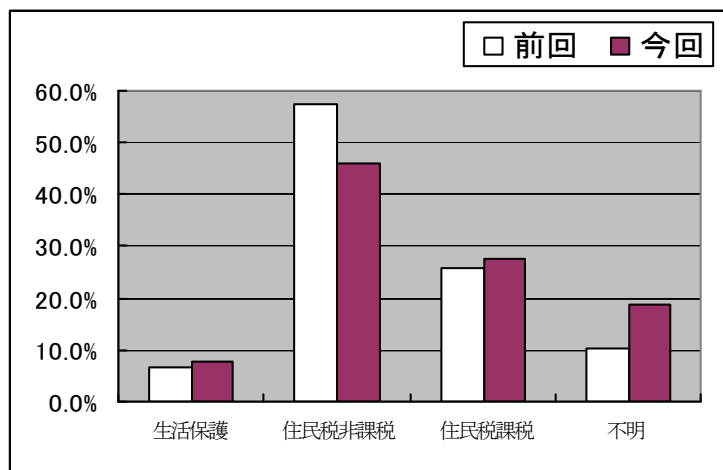
(10) 制度改正に合わせた住民票の移動

障害福祉サービスの利用料負担軽減措置を受けるために、世帯分離した人が3割程度（34.6%）見られる。前回調査時には、4割（41.9%）見られた。

(11) 世帯状況

生活保護世帯と住民税非課税世帯を合わせて、65.8%を占めている。前回調査時の割合（71.4%）より若干、減少している。

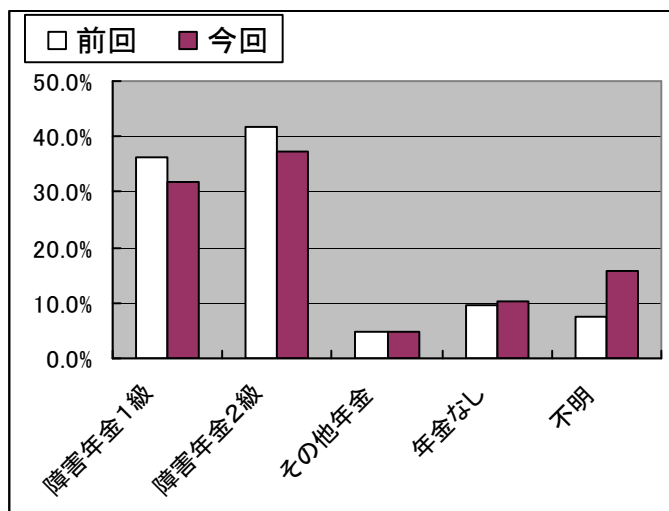
【表5】世帯状況（構成比）（SA）



(12) 障害年金

基礎年金1級が37.8%、2級が44.6%を占めているが、無年金者も12.4%を占めている。ただし、年齢別回答者で20歳未満が4%を占めることを考慮する必要もある(2)。
前回調査時（1級39.6%、2級45.5%、無年金10.5%）と比べて、1・2級の受給割合が若干減少し、無年金割合が若干増加している。

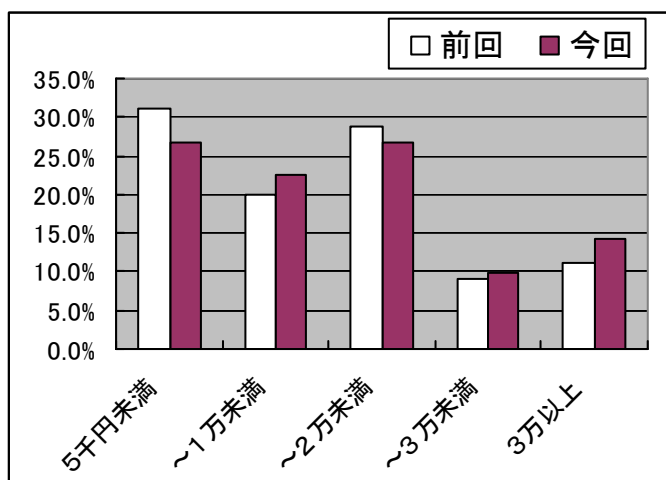
【表6】障害年金等の収入（構成比）（MA）



(13) 工賃収入

月5千円未満が26.7%であり、1万円未満で49.1%、2万円未満で75.8%、3万円未満で85.6%、3万円以上で14.3%を占めている。前回調査時(月5千円未満31.1%、1万円未満51.1%、2万円未満79.9%、3万円未満88.8%、3万円以上11.2%)より、3万円未満の割合が若干減少し、3万円以上の割合が若干増加している。

【表7】月収工賃(構成比)(SA)



(14) 2006年4月以降、利用している障害福祉制度

入所更生施設と通所授産施設が25%前後で最も利用が多いほか、就労継続支援事業(非雇用B型)が12%、入所療護施設が10%、それ以外は10%未満の利用状況となっている。

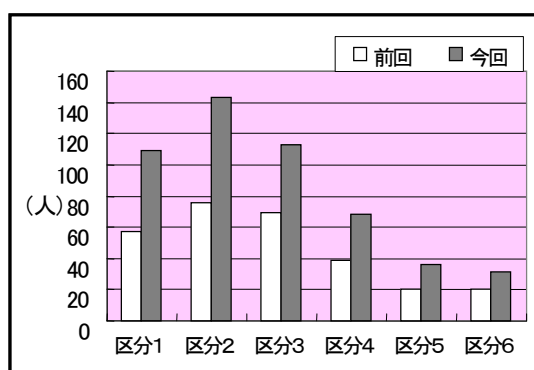
(15) 自立支援法上の障害程度区分

介護給付の関係上、障害程度区分の認定を受けた人(553名)のうち、区分1・2で45.6%、区分3・4で32.7%、区分5・6で12.1%を占めており、軽・中度への偏りが見られる。

【表8】障害程度区分の認定(SA)

	アンケート数(人)	認定者数(人)	比率(%)
前回	1,595	281	17.6
今回	1,708	553	32.4

【表9】障害程度区分の認定者数(SA)



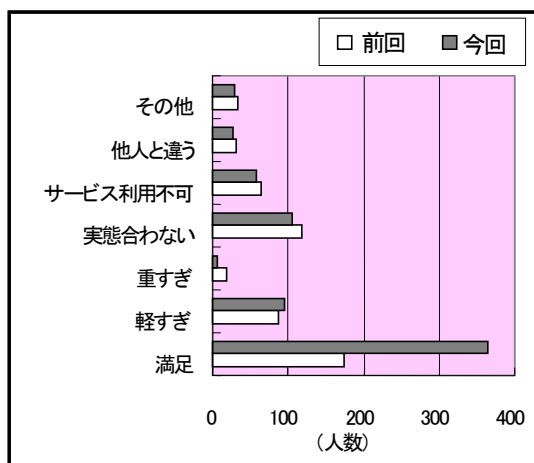
(16) 障害程度区分の認定結果の満足度

満足している人が56.7%、満足していない人が43.3%という状況になっている。前回調査時（「満足」42.1%、「不満」57.9%）と比べると、満足している人の割合が高まり、不満派より多くなっている。新規ないし更新の認定申請に対する認定調査・審査業務が定着して平準化したことの影響も考えられるが、依然として4割以上の人不満を感じている。

(17) 認定結果に満足していない理由

「認定調査項目が障害や生活の実態に合わない」が43.4%と最も多く、「認定結果が軽すぎる」が39.3%、「認定結果によって必要なサービスが受けられなくなる」が24.0%と続いている。前回調査時も、不満理由は同じ多い順序であげられている。

【表10】 認定結果の評価(MA)



(18) 認定結果が不満の場合の不服審査請求、再申請の有無

不服審査請求または再申請をしたことがある人は8.3%にとどまっている。

(19) 不服審査請求、再申請による変化

不服審査請求、再申請の経験者のなかでは、より重度に認定変更された人が7割を占めている。

(20) 低所得軽減措置の適用状況

障害福祉サービス利用料の低所得軽減措置を621名(59.2%)の人が受けている。前回調査(797名、66.6%)と比べると、減少している。

(21) 低所得軽減措置を受けていない理由

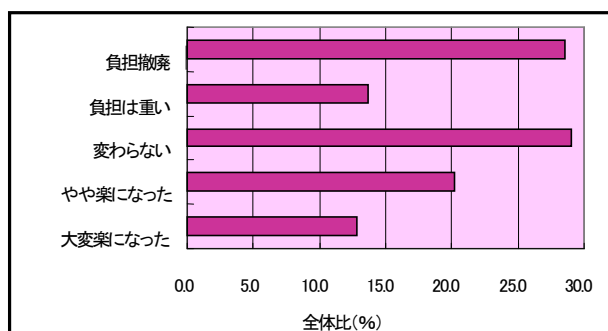
「施設入所のため軽減対象とならない」が50.1%と最も多いほか、「軽減措置のことがよくわからない」という理由が22.0%見られる。

(22) 利用料負担軽減措置の影響

「たいへん楽になった」と「やや楽になった」という回答を合わせて33.0%見られる反面、「依然として費用負担は重い」という回答が13.6%、「負担原則を変えない限り問題は解決しない」という

回答が29.0%見られる。

【表11】 軽減措置の影響（個人・今回）（MA）



（23）費用負担が楽になった理由

「利用料の負担上限が下げられた」が80.1%と最も多く、「軽減措置の基準が世帯単位から個人単位に変わった」が28.1%を占めている。

（24）費用負担が重いと考える理由

「就労や生活に切実なサービスを受けるために利用料負担があること自体が納得できない」という人が45.7%と最も多く、「工賃や年金の収入と比べ、利用料の負担が依然として重い」という人が36.7%と次に多くなっている。

（25）利用料負担軽減のためにおこなっていること

「福祉サービス以外の支出を減らした」が25.3%と最も多く、「家族に頼るようになった」が23.1%と次いで多い。

（26）利用料負担についての考え

「今の負担のしくみや考え方を抜本的に改めるべき」が54.9%と最も多く、「働くのに負担があること自体が納得できない」が36.3%と次いで多い。今回は選択肢を一部変更しているが（ただし、どちらも複数回答）、今回の上位2回答は、前回調査（48.3%、19.4%）より比率が高まっている。

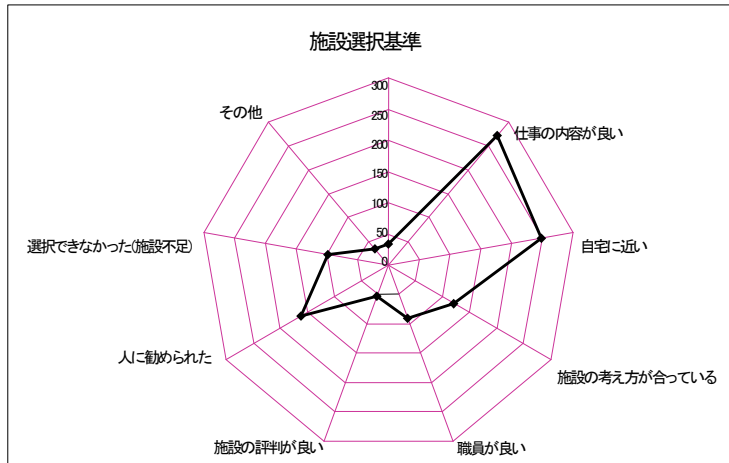
（27）利用料と工賃の比較

就労している人の場合、利用料が工賃より高い傾向にある人が23.0%、低い傾向にある人が41.4%見られる。

（28）就労支援施設の利用基準

仕事内容の良さで選んでいる人が43.0%と最も多く、自宅近くで通いやすいという理由で選んでいる人が39.5%と次いで多い。工賃の水準を選択基準にしている人は5.4%と少なかった。

【表12】施設の選択基準



(29) 自立支援法制度の問題点

制度変更に伴う混乱をあげる人が 45.4%と最も多く、実態に合わない認定制度を問題視する人が 42.9%と次いで多く、利用料の応益負担原則を問題視する人が 30.4%と続いている。今回は選択肢を一部変更しているが、前回調査時は、利用料負担が重いという回答が 58.5%、認定が実態に合わないという回答が 51.8%と上位 2 位を占めていた（制度変更の混乱に関する選択肢はない）。

【表13】自立支援法の問題（前回）(MA)

自立支援法制度の問題	率 (%)
制度が次々に変更されて不安定であり、当事者・家族や現場に混乱が生じている	45
障害程度区分の認定が実態に合わない	43
応益の利用料負担原則という考え方が生活実態に合わない	30
地域のサービス基盤整備が遅れているため選択の余地が少ない	22
地域生活をする上での福祉サービスがわからない	22
政策立案過程や制度運営への当事者の意見反映が不十分	21

【表14】自立支援法の問題（今回）(MA)

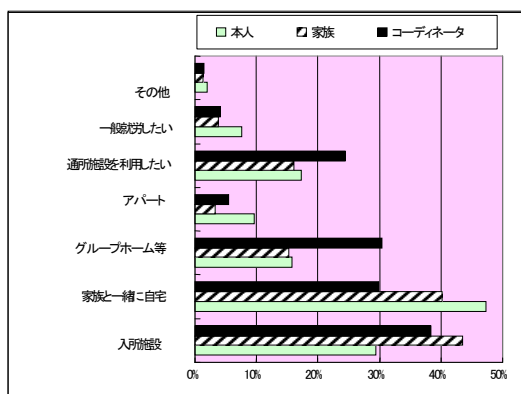
自立支援法制度の問題	率 (%)
定率（応益）の利用料負担や食費負担が重い	59
障害程度区分の認定が実態に合わない	52
政策立案過程や制度運営への当事者の意見反映が不十分	35
就労移行・自立訓練・就労継続移行などの定員や成果目標の仕組みが非現実的で厳しすぎる	29
障害の範囲のとらえ方がなお狭い	28
安定的な事業所・施設運営を行うことが困難なほど報酬システムが低水準	25

(30～35) 住まいと日中活動について

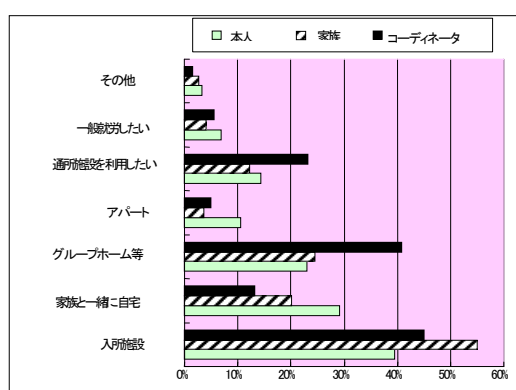
本人が当面の住まいと日中活動として、入所施設を選ぶ人は29.3%、家族は43.5%、コーディネーターは38.4%であるのに対して、本人が将来的な住まいと日中活動として、入所施設を選ぶ人は39.4%、家族は55.0%、コーディネーターは45.3%、と10%前後高まるが、本人よりも家族が入所を望む割合がいずれの場合でも15ポイント程度上回っている。前回調査では、当面の場合の入所施設（本人35.4%、家族は53.6%、施設・事業所は45.4%）、将来（本人43.5%、家族は62.3%、施設・事業所は51.2%）となっており、同様の傾向が見られるが、全体的に施設選択の割合が高まっている。

本人回答の場合、入所施設の選択は2番目に高いが、最も高いのが「家族と一緒に自宅」であり、当面の場合47.3%、将来では29.1%となっており、将来の自宅選択は20%近く減少している。前回調査では、当面の場合42.4%、将来では29.2%となっており、当面・将来の落差幅はより小さいが、同様の傾向が見られる。

【表15】 住まいと日中活動（現在）(MA)



【表16】 住まいと日中活動（親亡き後）(MA)



(36) 自立支援法をどうすべきか

廃止して立案し直すべき、という意見が67.2%と最も多く、見直しはするが存続させるべき、という意見は23.1%にとどまっている。いずれにせよ、両方合わせて9割の人が現行制度を変更するべき、という意思表示をおこなっている。

(37～39) 保護者（主介護者）の年齢別にみた当面の本人の住まいと日中活動

本人、家族、コーディネーターのいずれから見ても、保護者が40歳未満である場合を除けば、親が高齢であるほど、家族と一緒に自宅を望む比率が漸減し、入所施設を望む傾向が強くなっている。

(40～42) 保護者（主介護者）の年齢別にみた非常時や将来の本人の住まいと日中活動

現保護者が体調を崩した場合や、亡くなった場合についても、当面の場合と同様の傾向が見られる。

(43) 障害種別に見た自立支援法上の障害程度区分

障害種別に障害程度区分をみた場合、身体障害に比べて、知的、精神障害の方が軽度（区分1・2）の比重がやや高く、重度（区分4・5）の比重がやや低くなっている。

(44) 障害種別に見た認定の満足度

障害種別に障害程度区分の満足度をみた場合、とくに知的障害者の不満度が5割と高い。

(45) 障害種別に見た認定の不満理由

主要な不満理由である、認定結果の軽い点、実態に合わない点、必要なサービスが受けられない点のいずれにおいても、身体障害の場合、他の障害種別と比べても、最も不満度が高い。

(46) 世帯状況別に見た利用料軽減措置の影響

住民税課税世帯の場合、軽減基準の世帯単位から個人単位への転換（「抜本的な見直しに向けた緊急措置 2008年7月～」）の影響のせいか、負担軽減感が相対的に強い。一方、非課税世帯では、依然として重い負担感や根本的な負担原則の変更を表明する意見が相対的に最も多い。

(47) 年金種別に見た利用料軽減措置の影響

障害程度がより軽く年金額が少ない基礎年金2級の方が負担軽減感が相対的にやや強く、1級では、依然として重い負担感や根本的な負担原則の変更を求める意見が相対的に多い。

(48) 工賃収入別に見た利用料軽減措置の影響

とくに工賃収入月額5000円未満の最も少ない層において、負担軽減感が相対的に少なく、依然として重い負担感や根本的な負担原則の変更を表明する意見も相対的に多い。

(49) 工賃収入別に見た利用料負担についての考え

とくに工賃収入月額5000円未満の最も少ない層において、負担による生活の苦しさや、根本的な負担原則の変更を表明する意見が強い。

(50) 工賃収入別に見た利用料と工賃の比較

とくに工賃収入月額5000円未満の最も少ない層において、利用料が工賃を上回る比率が過半数と最も多く、逆に下回る割合は工賃収入が高くなるほど増え、2万円以上では過半数に達している。

(51～53) 障害種別にみた当面の本人の住まいと日中活動

本人、家族、コーディネーターのいずれから見ても、入所施設を望む傾向は身体障害が相対的に強く、家族と一緒に自宅、アパート、通所施設利用、一般就労を望む傾向は精神障害が相対的に強い。

(54～56) 障害種別にみた非常時や将来の本人の住まいと日中活動

現保護者が体調を崩した場合や、亡くなった場合についても、当面の場合と同様の傾向が見られる。

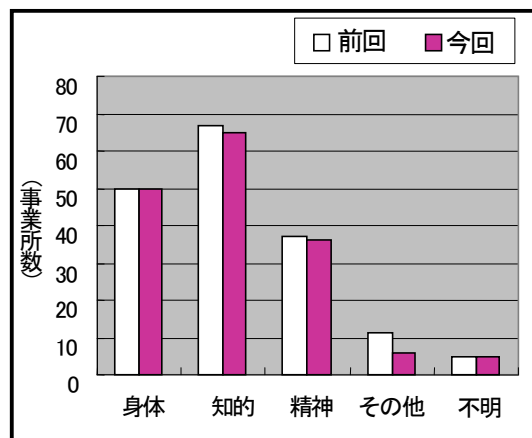
施設・事業所アンケートの結果

今回の回答事業所・施設数は97箇所であり、前回調査（108箇所）より少なくなっている。

（57）利用者の障害種別

回答事業所・施設の利用者種別は、知的障害が70.7%、身体障害が54.3%、精神障害が39.1%、という状況になっている。前回調査(知的障害65.0%、身体障害48.53%、精神障害35.9%)と同様の傾向が見られる。

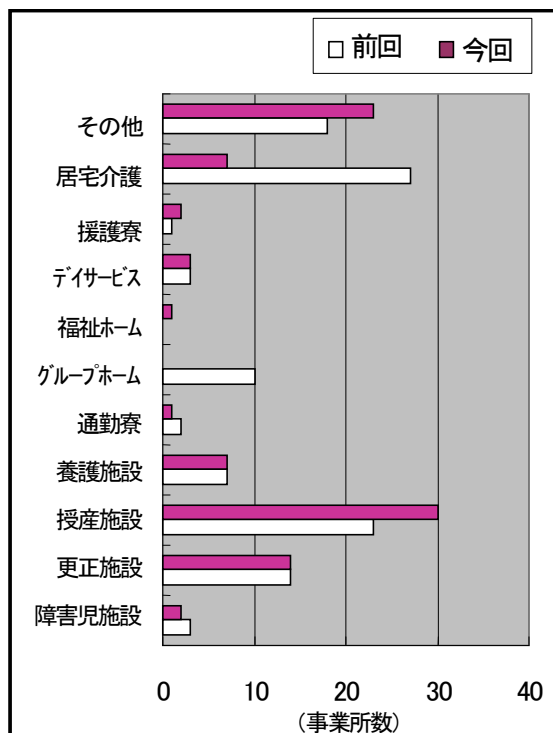
【表17】利用者の障害種別（構成比）（MA）



（58）旧体系の場合の施設種別

障害者自立支援法の新体系に移行していない施設の場合、授産施設、更生施設、療護施設の順に多い。

【表18】旧体系の施設種別（数）（MA）



（59）旧体系の場合の今後の事業展開

障害者自立支援法の新体系に移行していない施設の今後の事業展開をたずねたところ、生活介護事

業と就労継続支援事業（非雇用型）が6割（いずれも59.2%）と最も多く、施設入所支援が3割（30.6%）と続いている。障害の重度化に応じた事業展開を予定する傾向が強い。

前回調査の事業展開の意向状況と比較すると、就労継続支援事業（非雇用型）と生活介護事業は上位2位（37.9%、33.7%）を占めていたが、施設入所支援（12.6%）はグループホーム（27.4%）やケアホーム（23.2%）より少なく、今回は施設入所意向が高まっている。

（60）新体系の場合の移行前施設種別

障害者自立支援法の新体系に移行した施設・事業所の場合、移行前においては、授産施設（28.9%）や居宅介護事業（18.4%）をおこなっていたところが相対的に多い。

（61）新体系の場合の事業体系

障害者自立支援法の新体系に移行した施設・事業所の場合、新体系としては、就労継続支援事業（非雇用型）（37.2%）、居宅介護事業（34.9%）、重度訪問介護事業（25.6%）、就労継続支援事業（雇用型）と生活介護事業（ともに16.3%）の順に多くなっている。

前回調査の事業展開の意向状況では、生活介護事業は2位であったが、実際の展開では選択順位が下がっている。

（62）障害程度区分の認定結果の評価

評価していないという施設・事業所が73.1%になっている。前回調査における評価しない割合（71.8%）と比較すると、ほとんど変わっていない。本人の満足度変化と比べて、施設・事業所の評価は依然として厳しい。

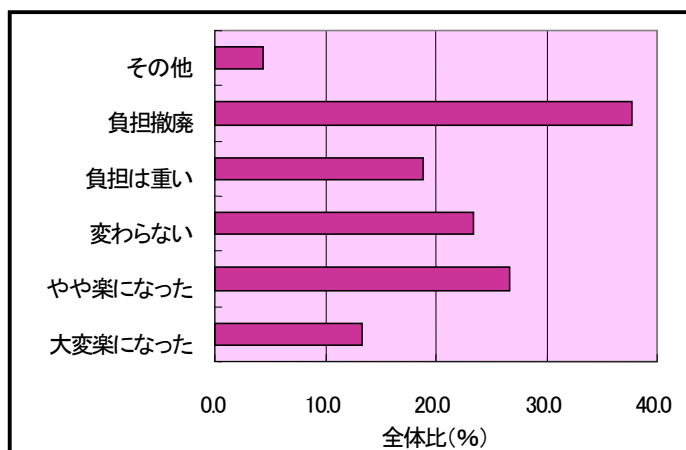
（63）認定結果を評価しない理由

「認定調査項目が障害や生活の実態に合わない」が77.6%と最も多く、「認定結果が軽すぎる」が51.0%、「認定結果によって必要なサービスが受けられなくなる」が49.0%と続いており、当事者アンケートと同様の傾向が見られる。また、前回の施設・事業所調査と同様の回答分布状況となっている。

（64）利用料負担軽減措置の影響

たいへん、やや楽になったという回答が40.0%見られる反面、依然として費用負担は重いという回答が18.9%、負担原則を変えない限り問題は解決しないという回答が37.8%見られる。

【表19】軽減措置の影響（事業所・今回）（MA）



(65) 費用負担が楽になった理由

「軽減措置の基準が世帯単位から個人単位に変わった」が79.4%と最も多く、「利用料の負担上限が下げられた」が76.5%となっている。当事者アンケート比べて、個人単位への転換を原因視する傾向が強い。

(66) 「費用負担は重い」・「費用負担は根本的に解決していない」と考える理由

「工賃や年金収入自体が低い」という回答が51.2%と最も多く、「就労やサービスを受けるために利用料負担があること自体に納得してもらえない」という回答が48.8%、「工賃・年金収入と比べた負担が重い」という回答が44.2%、「施設入所の場合、軽減措置の影響を受けない」という回答が27.9%となっている。

(67) 利用料負担軽減のためにしている工夫

「低所得者の負担軽減措置の紹介、相談支援」(33.3%)、「施設行事を減らしている」(25.0%)、「工賃の上乗せ支給」(21.7%)などがおこなわれている。

前回調査では、当時とられていた「社会福祉法人減免」措置が65.1%と最も多く、「低所得者の負担軽減措置の紹介、相談支援」(39.7%)、「食費負担軽減に配慮」(17.5%)、「施設行事を減らす」15.9%、「工賃の上乗せ支給」(9.5%)が続いていた。「工賃の上乗せ支給」は前回調査時より比重が高まっている。

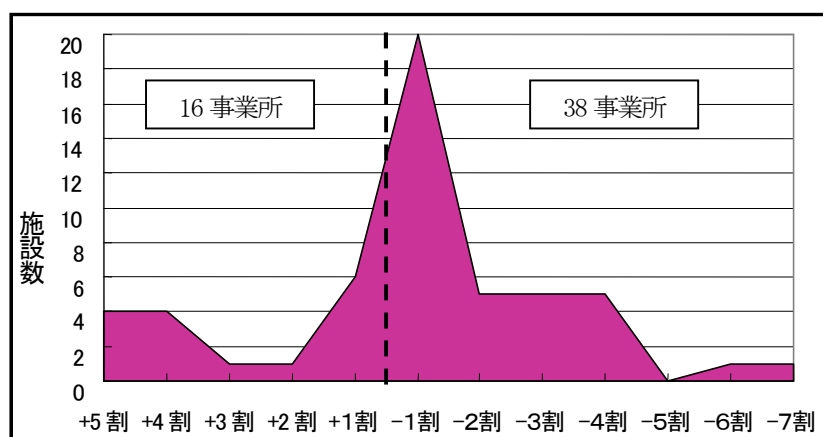
(68) 工賃アップのためにしている工夫

「事業内容の見直し、新規開拓」が67.3%と最も多く、「作業内容・工程の工夫」が51.0%、「職員向けの研修」が42.9%、等という回答状況になっている。

(69) 自立支援法施行後に減収した場合の減収割合

1割減という施設・事業所が52.6%と最も多い。4割以下の減収割合で92.2%を占めている。

【表20】事業所の収入変化 (SA)



(70) 自立支援法施行後に減収した場合の減収理由

「報酬の月額制から日額制への転換」と「施設・事業所の報酬体系の引下げ」がともに47.8%と最も多く、「利用者の減少」という回答が34.8%と続いている。前二者は、前回調査時も上位2位を占めていた。

(71) 自立支援法施行後に増収した場合の増収割合

「1割増」という回答が37.5%と最も多いが、4～5割増という回答も見られる。ただし、減収の事業所数（38箇所）に比べて、増収の事業所数（16箇所）は半分以下である。

(72) 自立支援法施行後に増収した場合の増収理由

「無認可作業所からの移行ゆえの増収」が40.9%と最も多く、「利用者の確保増を図った」(22.7%)、「利用日数の増加を図った」(13.6%)、という理由が続いている。

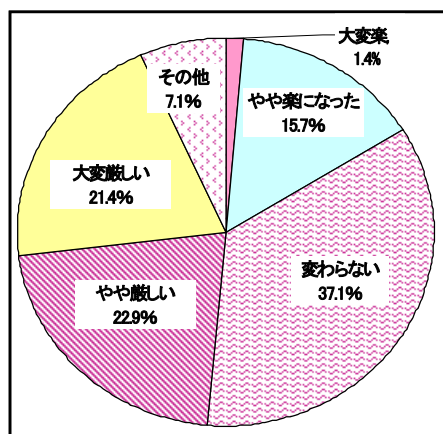
(73) 減収した場合の対策

「材料費等の人件費以外の経費の節減」が49.0%と最も多く、「常勤職員の臨時・パート職員化」(37.3%)、「職員のボーナスの削減」(33.3%)、「利用者の確保」(31.4%)等が続いている。前回調査においても、上位3位の状況（「材料費等の人件費以外の経費の節減」50.0%、「常勤職員の臨時・パート職員化」33.8%、「職員のボーナスの削減」32.4%）が同様であった。

(74) 施設補助、事業助成後の影響

2007年度以降、施設補助の増額（従前保障を8割から9割へ）など、激変緩和・緊急措置として、施設補助や事業助成などが図られたが、その影響をたずねたところ、「やや・たいへん厳しい経営状況にある」という回答が合わせて44.3%、「とくに変わっていない」が37.1%、となっており、「やや・たいへん楽になった」という回答は合わせて17.1%にとどまっている。

【表21】施設補助・事業助成の影響（MA）



★増収の要因（複数回答）

- | | |
|-----------|---------|
| ①無認可からの移行 | (40.9%) |
| ②利用者の確保増 | (22.7%) |
| ③利用日数の増加 | (13.6%) |

★減収の要因（複数回答）

- | | |
|--------------|---------|
| ①月額制から日額制の転換 | (47.8%) |
| ②報酬体系の引き下げ | (47.8%) |
| ③利用者の減少 | (34.8%) |

★減収対策（複数回答）

- | | |
|------------|---------|
| ①人件費以外の削減 | (49.0%) |
| ②利用者の確保 | (31.4%) |
| ③常勤をパート化 | (37.3%) |
| ④職員のボーナス削減 | (33.3%) |
| ⑤職員の月給削減 | (21.6%) |
| ⑥稼働日数の増加 | (15.7%) |

(75) 自立支援法制度の問題点

「安定的な事業運営が困難なほど報酬体系が低水準」という回答が68.5%と最も多く、定率の利用料負担という原則を問題視する回答(59.8%)、制度変更に伴う混乱をあげる回答(57.6%)、認定制度を問題視する回答(56.5%)、ケアマネジメントの不十分な体制を問題視する回答(43.5%)、サー

ビス基盤整備の遅れを問題視する回答（41.3%）が続いている。

前回調査では、報酬体系（57.1%）、認定制度（56.0%）、利用料負担（52.7%）、地域生活支援事業（48.4%）、当事者の意見反映（47.3%）、ケアマネジメント体制（44.0%）、サービス基盤整備（38.5%）の順で問題視されており、とくに、報酬体系、認定制度、利用料負担は、依然として強く問題視されている。

【表22】 自立支援法の問題(前回) (MA)

自立支援法制度の問題	率(%)
安定運営が困難なほど報酬体系が低水準	57
認定制度の問題	56
定率の利用料負担という原則の問題	53
地域生活支援事業の見通しが不確か	48
政策立案での当事者の意見反映が不十分	47
ケアマネジメントの不十分な体制	44

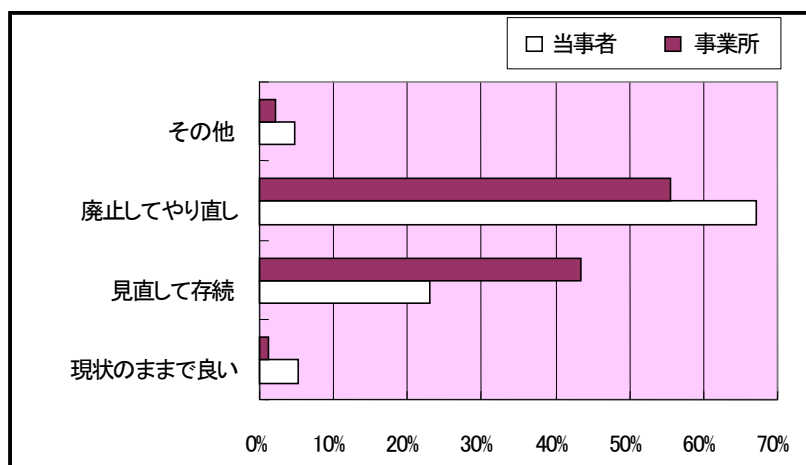
【表23】 自立支援法の問題(今回) (MA)

自立支援法制度の問題	率(%)
安定運営が困難なほど報酬体系が低水準	69
定率の利用料負担という原則の問題	60
制度変更に伴う混乱	58
認定制度の問題	57
ケアマネジメントの不十分な体制	44
サービス基盤整備の遅れ	41

(76) 自立支援法をどうすべきか

廃止すべきという意見が 55.6%と最も多く、見直すが見直して存続させるという意見は 43.3%となっている。当事者と比べると、見直し存続派の比率が高い。

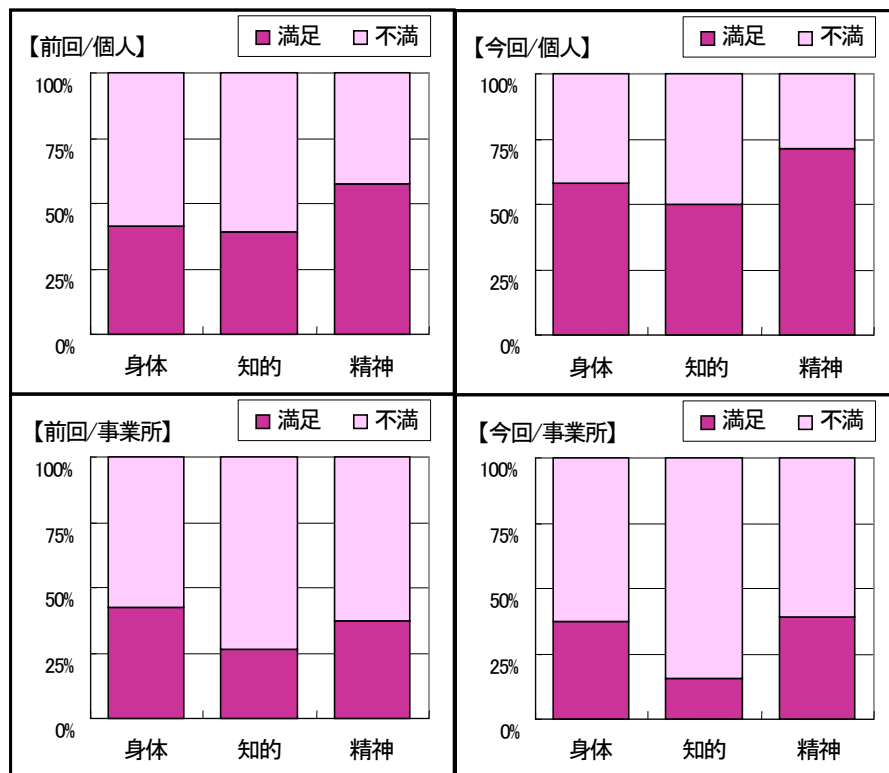
【表24】 自立支援法をどうすべきか (MA)



(77) 障害種別に見た障害程度区分認定結果の評価

利用者の障害種別でみた場合、評価していない割合において、知的障害が84%と最も高い。

【表25】 障害別の認定満足（構成比）（SA）



(78) 障害種別に見た認定結果を評価しない理由

認定結果が軽い点については精神障害、認定が実態に合わない点、必要なサービスが受けられない点については、知的障害の利用者の施設・事業所において、理由としてあげる割合が最も高い。

(79) 旧体系の場合の施設種別に見た工賃アップのための工夫

工賃に関する工夫であるので、当然、授産施設が多いが、更生施設や通勤寮においても、工夫をしているところが見られる。

(80) 新体系の場合の施設種別に見た工賃アップのための工夫

就労移行支援事業の場合は「事業内容の見直し・開拓」、就労継続支援事業（雇用型）の場合は「利用者の能力を高めるための作業内容・工程の工夫」の回答割合が相対的に高い。

(81) 旧体系の場合の施設種別に見た減収割合

ほぼ1割減であるが、3割減という更生施設も見られる。

(82) 新体系の場合の施設種別に見た減収割合

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（非雇用型）、訪問介護事業においては、3～4割減収の事業所も見られる。

(83) 旧体系の場合の減収理由

施設種別に関係なく、日額報酬制への転換や報酬体系の引き下げをあげる傾向が見られる。

(84) 新体系の場合の減収理由

日額報酬制への転換、報酬体系の引き下げ、認定軽度化、利用者の減少のうち、生活介護は満遍なくあげられているのに対し、就労継続支援（非雇用型）では日額報酬制への転換、報酬体系の引き下げの二点、訪問介護等の事業では報酬体系の引き下げ、認定軽度化、利用者の減少の三点が理由にあげられている。

(85) 旧体系の場合の増収割合

更生施設と授産施設で増収が見られたところがあるが、4割増の授産施設も見られる。

(86) 新体系の場合の増収割合

就労継続支援（雇用型）、就労継続支援（非雇用型）、地域活動支援センター、訪問介護、児童デイサービスにおいて、各1～2箇所増収が見られている。

(87) 旧体系の場合の増収理由

更生、授産施設において、利用者の確保増と利用日数増があげられている。

(88) 新体系の場合の増収理由

就労継続支援（非雇用型）においては、利用者の確保増と利用日数増もあげられているが、それ以外は、無認可作業所からの移行によるものとなっている。

(89) 旧体系の場合の減収対策

更生施設では、職員給与の削減やボーナスカット、授産施設では、材料費等の削減で対応している割合が高い。

(90) 新体系の場合の減収対策

就労系では事業の多角化や利用者確保、訪問系では材料費等の削減や職員の臨時・パート化を中心に対策が講じられ、通所系はそれらの双方があげられている。

(91) 旧体系の場合の施設種別にみた施設補助・事業助成後の影響

とくに授産施設の場合、楽になった、変わらない、厳しい、というように影響のばらつきが見られるが、楽になった、というより、厳しいという回答割合の方が高い。

(92) 新体系の場合の施設種別にみた施設補助・事業助成後の影響

就労系ないし通所系の事業においては、楽になった、変わらない、厳しい、というように影響のばらつきが見られるが、訪問系、行動援護、児童デイサービスにおいては、楽になった、という回答は見られない。

(9 3) 利用者の障害種別にみた自立支援法制度の問題点

ケアマネジメントの不十分な体制を問題視する回答と訓練等給付の定員・目標を問題視する回答割合は精神障害が相対的にやや高いが、それ以外の点については、いずれも知的障害者の利用施設の上げる割合が最も高い。

(9 4) 旧体系の場合の施設種別にみた自立支援法制度の問題点

認定制度、利用料負担原則、障害のとらえ方、当事者の意見反映、サービスの質・量の向上については更生施設、ケアマネジメント体制、報酬水準、制度変化の混乱については授産施設、サービス基盤整備については療護施設、のあがる割合が最も高い。

(9 5) 新体系の場合の施設種別にみた自立支援法制度の問題点

認定制度、利用料負担原則、報酬水準については生活介護、ケアマネジメント体制については自立訓練事業等、地域生活支援事業の見通しや認定等によるサービスの不十分さについては就労移行支援事業、訓練等給付の定員・目標については就労継続支援（雇用型）、当事者の意見反映については行動援護事業をおこなう事業所から最も多くあげられている。

(9 6) 利用者の障害種別にみた自立支援法制度の今後

身体障害と知的障害の利用事業所においては廃止派が最も多いが、精神障害者の利用事業所においては見直し存続派の回答割合が最も多い。

(9 7) 旧体系の場合の施設種別にみた自立支援法制度の今後

施設種別に関係なく廃止派が最も多いが、授産施設、療護施設、援護寮においては見直し存続派も一定見られる。全体としては、廃止派（33事業所）が見直し存続派（12事業所）を上回っている。

(9 8) 新体系の場合の施設種別にみた自立支援法制度の今後

生活介護事業、地域活動支援センター、児童デイサービス事業を除けば、廃止派より見直し存続派が多く、全体としても、見直し存続派（26事業所）が廃止派（16事業所）を上回っている。旧体系施設と比べて対症的な結果になった。

アンケート集計結果

個人アンケート(選択式)集計結果

問1 性別(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	男性	973	57.0	58.7
2	女性	685	40.1	41.3
	不明	50	2.9	
	サンプル数 (<%^s>)	1708	100.0	1658

問2-1 年齢(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	10歳未満	7	0.4	0.4
2	10歳代	60	3.5	3.7
3	20歳代	318	18.6	19.4
4	30歳代	379	22.2	23.1
5	40歳代	302	17.7	18.4
6	50歳代	294	17.2	17.9
7	60歳代	195	11.4	11.9
8	70歳代	73	4.3	4.4
9	80歳以上	15	0.9	0.9
	不明	65	3.8	
	サンプル数 (<%^s>)	1708	100.0	1643

問2-2 保護者(主介護者)の年齢(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	40歳未満	30	1.8	2.5
2	40歳代	138	8.1	11.5
3	50歳代	311	18.2	25.9
4	60歳代	372	21.8	30.9
5	70歳代	245	14.3	20.4
6	80歳以上	107	6.3	8.9
	不明	505	29.6	
	サンプル数 (<%^s>)	1708	100.0	1203

問3-1 障害種別(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	身体障害	500	29.3	30.6
2	知的障害	1146	67.1	70.1
3	精神障害	194	11.4	11.9
4	その他	12	0.7	0.7
	不明	73	4.3	
	サンプル数 (<%^s>)	1708	100.0	1635

問3-2 身体障害の場合の障害種別(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	視覚	49	2.9	16.2
2	聴覚	34	2.0	11.3
3	肢体不自由	210	12.3	69.5
4	内部障害	13	0.8	4.3
5	その他	11	0.6	3.6
	不明	1406	82.3	
	サンプル数 (<%^s>)	1708	100.0	302

問3-3 身体障害者手帳の等級(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1	144	45.9	55.8
2	2	82	26.1	31.8
3	3	19	6.1	7.4
4	4	8	2.5	3.1
5	5	4	1.3	1.6
6	6	1	0.3	0.4
	不明	56	17.8	
	サンプル数 (<%^s>)	314	100.0	258

問3-4 療育手帳の等級(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	A 1	196	20.7	21.5
2	A 2	287	30.2	31.5
3	B 1	243	25.6	26.7
4	B 2	184	19.4	20.2
	不明	39	4.1	
	サンプル数 (%ベース)	949	100.0	910

問3-5 精神障害者手帳の等級(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1	5	3.1	3.8
2	2	99	61.9	76.2
3	3	26	16.3	20.0
	不明	30	18.8	
	サンプル数 (%ベース)	160	100.0	130

問4 住民票上の世帯構成(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	単身世帯	979	57.3	61.9
2	家族と同居	602	35.2	38.1
	不明	127	7.4	
	サンプル数 (%ベース)	1708	100.0	1581

問5 制度改正に合わせて住民票を異動したか(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	484	28.3	34.6
2	いいえ	913	53.5	65.4
	不明	311	18.2	
	サンプル数 (%ベース)	1708	100.0	1397

問6 世帯状況(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	生活保護世帯	131	7.7	9.4
2	住民税非課税世帯	783	45.8	56.4
3	住民税課税世帯	474	27.8	34.1
	不明	320	18.7	
	サンプル数 (%ベース)	1708	100.0	1388

問7 障害年金(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	障害基礎年金1級	545	31.9	37.8
2	障害基礎年金2級	642	37.6	44.6
3	他の障害年金	85	5.0	5.9
4	受給していない	178	10.4	12.4
	不明	268	15.7	
	サンプル数 (%ベース)	1708	100.0	1440

問8 工賃の収入月額(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	5千円未満	279	16.3	26.7
2	5千円以上1万円未満	234	13.7	22.4
3	1万円以上2万円未満	279	16.3	26.7
4	2万円以上3万円未満	102	6.0	9.8
5	3万円以上	149	8.7	14.3
	不明	665	38.9	
	サンプル数 (%ベース)	1708	100.0	1043

問9 2006年4月以降、利用している障害福祉制度(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	入所療護施設	169	9.9	10.4
2	入所更生施設	409	23.9	25.1
3	入所授産施設	122	7.1	7.5
4	通所療護施設	19	1.1	1.2
5	通所更生施設	82	4.8	5.0
6	通所授産施設	399	23.4	24.4
7	福祉工場	53	3.1	3.2
8	通勤寮	48	2.8	2.9
9	福祉ホーム	38	2.2	2.3
10	無認可小規模作業所	46	2.7	2.8
11	補装具の支給	38	2.2	2.3
12	日常生活用具の給付・貸与	33	1.9	2.0
13	居宅介護事業	73	4.3	4.5
14	重度訪問介護事業	4	0.2	0.2
15	行動援護事業	3	0.2	0.2
16	療護介護事業	1	0.1	0.1
17	生活介護事業	26	1.5	1.6
18	児童デイサービス事業	13	0.8	0.8
19	短期入所事業	60	3.5	3.7
20	施設入所支援	28	1.6	1.7
21	重度障害者包括支援	3	0.2	0.2
22	自立訓練支援	12	0.7	0.7
23	就労移行支援事業	33	1.9	2.0
24	就労継続支援事業A型	55	3.2	3.4
25	就労継続支援事業B型	192	11.2	11.8
26	共同生活介護(ケアホーム)	41	2.4	2.5
27	共同生活援助(グループホーム)	119	7.0	7.3
28	居住サポート事業	0	0.0	0.0
29	相談支援	22	1.3	1.3
30	コミュニケーション支援	0	0.0	0.0
31	移動支援	10	0.6	0.6
32	日中一時支援	30	1.8	1.8
33	地域包括支援センター	34	2.0	2.1
34	その他	16	0.9	1.0
35	サービスを利用していない	17	1.0	1.0
36	わからない	19	1.1	1.2
	不明	76	4.4	
	サンプル数(%)	1708	100.0	1632

問10 自立支援法に基づく障害程度区分(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	区分1	109	6.4	8.9
2	区分2	143	8.4	11.7
3	区分3	113	6.6	9.2
4	区分4	68	4.0	5.6
5	区分5	36	2.1	2.9
6	区分6	31	1.8	2.5
7	非該当	53	3.1	4.3
8	認定を受けていない	670	39.2	54.8
	不明	485	28.4	
	サンプル数(%)	1708	100.0	1223

問11-1 障害程度区分の認定結果に満足しているか(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	満足している	365	21.4	56.7
2	満足していない	279	16.3	43.3
	不明	1064	62.3	
	サンプル数(%)	1708	100.0	644

問11-2 満足していない理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	認定結果が軽すぎる	95	34.1	39.3
2	認定結果が重すぎる	6	2.2	2.5
3	認定調査項目が障害や生活の実態に合わ	105	37.6	43.4
4	認定結果によって必要なサービスが受けられなくなる	58	20.8	24.0
5	他の人と比べて違いがある	26	9.3	10.7
6	その他	30	10.8	12.4
	不明	37	13.3	
	サンプル数 (％ベース)	279	100.0	242

問12-1 認定結果が不満の場合の不服審査請求、再申請の有無(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	不服審査請求をしたことがある	16	0.9	3.5
2	再申請したことがある	22	1.3	4.8
3	不服審査請求も再申請もしたことがない	423	24.8	91.8
	不明	1247	73.0	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	461

問12-2 不服審査請求、再申請によって認定結果が変わったか(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	より重度に認定変更された	22	57.9	71.0
2	より軽度に認定変更された	1	2.6	3.2
3	認定変更されなかった	8	21.1	25.8
	不明	7	18.4	
	サンプル数 (％ベース)	38	100.0	31

問13-1 低所得者軽減措置を受けているか(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	受けている	621	36.4	59.2
2	受けていない	428	25.1	40.8
	不明	659	38.6	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	1049

問13-2 低所得者軽減措置を受けていない理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	軽減措置のことがよくわからない	80	18.7	22.0
2	「低所得」の収入基準が合わない	39	9.1	10.7
3	「低所得」の資産基準が合わない	37	8.6	10.2
4	「低所得」認定のための資産調査に抵抗	6	1.4	1.7
5	施設入所のため軽減対象にならない	182	42.5	50.1
6	その他	28	6.5	7.7
	不明	65	15.2	
	サンプル数 (％ベース)	428	100.0	363

問14-1 利用料負担軽減措置の影響(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	費用負担がたいへん楽になった	142	8.3	12.8
2	費用負担がやや楽になった	224	13.1	20.2
3	費用負担はほとんど変わらない	322	18.9	29.0
4	軽減措置が実施されてからも費用負担は	151	8.8	13.6
5	現在の負担原則を変えない限り費用負担問題は根本的に解消していない	317	18.6	28.6
	不明	599	35.1	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	1109

問 14-2 費用負担が「たいへん楽になった」「やや楽になった」理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	激変緩和措置や緊急措置により、利用料の負担上限が下げられた	285	16.7	80.1
2	負担軽減措置が受けられる「低所得」の基準が世帯単位から個人単位に変わった	100	5.9	28.1
3	工賃収入が増えた	25	1.5	7.0
4	サービス利用料または利用日数を減らし	0	0.0	0.0
5	その他	12	0.7	3.4
	不明	1352	79.2	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	356

問 14-3 「費用負担は重い」「費用負担問題は根本的に解決していない」理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	工賃や年金の収入と比べ、利用料の負担分がいぜんとして重い	158	9.3	36.7
2	負担軽減措置が受けられる「低所得」の対象ではない	28	1.6	6.5
3	工賃や年金の収入水準自体が低い	102	6.0	23.7
4	施設入所の場合、激変・緊急措置によっても負担は軽減しない	119	7.0	27.6
5	就労、生活に切実なサービスを受けるために利用料負担があること自体が納得で	197	11.5	45.7
6	その他	15	0.9	3.5
	不明	1277	74.8	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	431

問 15 障害者福祉サービスの利用料負担のために行っていること(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	福祉サービスの利用量や日数を減らした	48	2.8	13.2
2	福祉サービスをやめた	5	0.3	1.4
3	福祉サービス以外の支出を減らした	92	5.4	25.3
4	利用料や医療費の負担増加分を家族に頼るようになった	84	4.9	23.1
5	その他	146	8.5	40.1
	不明	1344	78.7	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	364

問 16 自立支援法のもとでの利用料負担について(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用料負担は当然だと思っている	167	9.8	13.5
2	負担により生活が苦しくなり、納得でき	265	15.5	21.4
3	働くのに負担が必要なのは納得できない	449	26.3	36.3
4	今の負担のしくみのままで良い	86	5.0	6.9
5	今の負担の仕組みや考え方を抜本的に改めるべき	680	39.8	54.9
6	その他	60	3.5	4.8
	不明	470	27.5	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	1238

問 17 就労支援を受けている場合の利用料と工賃の比較(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用料が工賃より高い傾向にある	134	7.8	23.0
2	利用料が工賃より低い傾向にある	241	14.1	41.4
3	月々の状況によって、いちがいに言えな	79	4.6	13.6
4	わからない	128	7.5	22.0
	不明	1126	65.9	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	582

問 18 就労支援を受けている場合の施設選択基準(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	工賃の水準が高い	34	2.0	5.4
2	仕事の内容が良い	270	15.8	43.0
3	自宅に比較的近く、通いやすい	248	14.5	39.5
4	施設の方針や考え方が自分に合っている	122	7.1	19.4
5	職員の資質が高い	90	5.3	14.3
6	施設の評判が良い	53	3.1	8.4
7	親や学校の先生にすすめられた	161	9.4	25.6
8	地域に施設自体が不足しているため選びようがない	98	5.7	15.6
9	その他	34	2.0	5.4
	不明	1080	63.2	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	628

問 19 障害者自立支援法による障害者福祉制度の問題点と課題(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	障害程度区分の認定が実態に合わない	534	31.3	42.9
2	応益の利用料負担原則という考え方が生活実態に合わない	378	22.1	30.4
3	ケアマネジメントの体制が不十分	179	10.5	14.4
4	地域生活をする上での福祉サービスがわ	269	15.7	21.6
5	認定による制約や人材・資源の不足により必要なサービスが受けられない	200	11.7	16.1
6	安定的な事業・運営施設や人材確保が困難なほど報酬が低水準である	200	11.7	16.1
7	就労移行・自立訓練・就労継続事業などの定員や成果目標の仕組みが非現実的で	193	11.3	15.5
8	地域のサービス基盤整備が遅れているため選択の余地が少ない	278	16.3	22.3
9	障害の範囲のとらえ方がなお狭いため、制度利用に結びつけない人がいる	184	10.8	14.8
10	政策立案過程や制度運営への当事者の意見反映が不十分	263	15.4	21.1
11	制度が次々に変更されて不安定であり、当事者・家族や現場に混乱が生じている	565	33.1	45.4
12	サービスの質・量を向上させるためのシステムとして未成熟または不備がある	245	14.3	19.7
13	その他	63	3.7	5.1
14	特になし	116	6.8	9.3
	不明	463	27.1	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	1245

問 20-1 住まいと日中活動について(本人)(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	住む場所は入所施設がよい	433	25.4	29.3
2	住む場所は家族と一緒にの自宅がよい	698	40.9	47.3
3	住む場所はグループホームやケアホーム、福祉ホームがよい	232	13.6	15.7
4	住む場所はアパートがよい	141	8.3	9.6
5	通所施設を利用したい	256	15.0	17.3
6	一般就労したい	114	6.7	7.7
7	その他	29	1.7	2.0
	不明	232	13.6	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	1476

問20-2 住まいと日中活動について(家族)(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	住む場所は入所施設がよい	551	32.3	43.5
2	住む場所は家族と一緒にの自宅がよい	510	29.9	40.3
3	住む場所はグループホームやケアホーム、福祉ホームがよい	194	11.4	15.3
4	住む場所はアパートがよい	43	2.5	3.4
5	通所施設利用がよい	205	12.0	16.2
6	一般就労がよい	48	2.8	3.8
7	その他	17	1.0	1.3
	不明	441	25.8	
	サンプル数 (< % >)	1708	100.0	1267

問20-3 住まいと日中活動について(コーディネータ)(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	住む場所は入所施設がよい	447	26.2	38.4
2	住む場所は家族と一緒にの自宅がよい	348	20.4	29.9
3	住む場所はグループホームやケアホーム、福祉ホームがよい	354	20.7	30.4
4	住む場所はアパートがよい	64	3.7	5.5
5	通所施設利用がよい	284	16.6	24.4
6	一般就労がよい	48	2.8	4.1
7	その他	17	1.0	1.5
	不明	544	31.9	
	サンプル数 (< % >)	1708	100.0	1164

問21-1 現保護者が体調を崩した場合、亡くなった場合について(本人)(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	住む場所は入所施設がよい	557	32.6	39.4
2	住む場所は家族と一緒にの自宅がよい	411	24.1	29.1
3	住む場所はグループホームやケアホーム、福祉ホームがよい	325	19.0	23.0
4	住む場所はアパートがよい	148	8.7	10.5
5	通所施設を利用したい	203	11.9	14.4
6	一般就労したい	98	5.7	6.9
7	その他	46	2.7	3.3
	不明	296	17.3	
	サンプル数 (< % >)	1708	100.0	1412

問21-2 現保護者が体調を崩した場合、亡くなった場合について(家族)(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	住む場所は入所施設がよい	679	39.8	55.0
2	住む場所は家族と一緒にの自宅がよい	248	14.5	20.1
3	住む場所はグループホームやケアホーム、福祉ホームがよい	303	17.7	24.5
4	住む場所はアパートがよい	44	2.6	3.6
5	通所施設利用がよい	151	8.8	12.2
6	一般就労をさせたい	50	2.9	4.0
7	その他	33	1.9	2.7
	不明	473	27.7	
	サンプル数 (< % >)	1708	100.0	1235

問21-3 現保護者が体調を崩した場合、亡くなった場合について(コーディネータ)(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	住む場所は入所施設がよい	524	30.7	45.3
2	住む場所は家族と一緒にの自宅がよい	153	9.0	13.2
3	住む場所はグループホームやケアホーム、福祉ホームがよい	475	27.8	41.0
4	住む場所はアパートがよい	59	3.5	5.1
5	通所施設利用がよい	270	15.8	23.3
6	一般就労がよい	64	3.7	5.5
7	その他	17	1.0	1.5
	不明	550	32.2	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	1158

問22 障害者自立支援法を今後どうすべきか(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	現状のままでよい	72	4.2	5.1
2	見直しはするが、自立支援法自体は存続させるべき	323	18.9	23.1
3	自立支援法を廃止して、当事者・家族の意見を反映させた政策立案をやり直すべ	942	55.2	67.2
4	その他	67	3.9	4.8
	不明	307	18.0	
	サンプル数 (％ベース)	1708	100.0	1401

事業所アンケート(選択式)集計結果

問1 障害種別(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	身体障害	50	51.5	54.3
2	知的障害	65	67.0	70.7
3	精神障害	36	37.1	39.1
4	その他	6	6.2	6.5
	不明	5	5.2	
	サンプル数 (%々々)	97	100.0	92

問2-1 旧体系の場合の施設種別(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	障害児施設	1	1.0	2.0
2	障害者更生施設	12	12.4	24.5
3	障害者授産施設	19	19.6	38.8
4	障害者療護施設	7	7.2	14.3
5	障害者通所寮	1	1.0	2.0
6	障害者グループホーム	0	0.0	0.0
7	障害者福祉ホーム	1	1.0	2.0
8	盲人ホーム	0	0.0	0.0
9	障害者デイサービスセンター	0	0.0	0.0
10	地域生活支援センター	0	0.0	0.0
11	援護寮	2	2.1	4.1
12	居宅介護支援事業所	0	0.0	0.0
13	その他	8	8.2	16.3
	不明	48	49.5	
	サンプル数 (%々々)	97	100.0	49

問2-2 旧体系の場合の今後の事業展開(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	生活介護事業	29	29.9	59.2
2	療護介護事業	1	1.0	2.0
3	自立訓練事業	9	9.3	18.4
4	就労移行支援事業	7	7.2	14.3
5	就労継続支援事業(雇用型)	3	3.1	6.1
6	就労継続支援事業(非雇用型)	29	29.9	59.2
7	地域活動支援センター	2	2.1	4.1
8	施設入所支援	15	15.5	30.6
9	共同生活介護(ケアホーム)	6	6.2	12.2
10	共同生活援助(グループホーム)	11	11.3	22.4
11	施設ホーム	2	2.1	4.1
12	居住サポート事業	0	0.0	0.0
13	居宅介護事業	1	1.0	2.0
14	重度訪問介護事業	0	0.0	0.0
15	行動援護事業	0	0.0	0.0
16	児童デイサービス事業	3	3.1	6.1
17	短期入所事業	10	10.3	20.4
18	重度障害者等包括支援	0	0.0	0.0
19	その他	4	4.1	8.2
20	わからない	2	2.1	4.1
	不明	48	49.5	
	サンプル数 (%々々)	97	100.0	49

問3-1 新体系の場合の移行前施設種別(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	障害児施設	1	1.0	2.6
2	障害者更生施設	2	2.1	5.3
3	障害者授産施設	11	11.3	28.9
4	障害者援護施設	0	0.0	0.0
5	障害者通所寮	0	0.0	0.0
6	障害者グループホーム	0	0.0	0.0
7	障害者福祉ホーム	0	0.0	0.0
8	盲人ホーム	0	0.0	0.0
9	障害者デイサービスセンター	3	3.1	7.9
10	地域生活支援センター	0	0.0	0.0
11	援護寮	0	0.0	0.0
12	居宅介護支援事業所	7	7.2	18.4
13	その他	15	15.5	39.5
	不明	59	60.8	
	サンプル数 (% ¹⁰⁰ →)	97	100.0	38

問3-2 新体系の場合の事業体系(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	生活介護事業	7	7.2	16.3
2	療護介護事業	0	0.0	0.0
3	自立訓練事業	1	1.0	2.3
4	就労移行支援事業	6	6.2	14.0
5	就労継続支援事業(雇用型)	7	7.2	16.3
6	就労継続支援事業(非雇用型)	16	16.5	37.2
7	地域活動支援センター	2	2.1	4.7
8	施設入所支援	0	0.0	0.0
9	共同生活介護(ケアホーム)	0	0.0	0.0
10	共同生活援助(グループホーム)	0	0.0	0.0
11	福祉ホーム	0	0.0	0.0
12	居住サポート事業	0	0.0	0.0
13	居宅介護事業	15	15.5	34.9
14	重度訪問介護事業	11	11.3	25.6
15	行動援護事業	2	2.1	4.7
16	児童デイサービス事業	4	4.1	9.3
17	短期入所事業	1	1.0	2.3
18	重度障害者等包括支援	0	0.0	0.0
19	その他	0	0.0	0.0
20	わからない	0	0.0	0.0
	不明	54	55.7	
	サンプル数 (% ¹⁰⁰ →)	97	100.0	43

問5-1 障害程度区分の認定結果の評価(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	実態を正確に反映したものと評価してい	18	18.6	26.9
2	評価していない	49	50.5	73.1
	不明	30	30.9	
	サンプル数 (% ¹⁰⁰ →)	97	100.0	67

問5-2 評価していない場合の理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	認定結果が軽すぎる	25	51.0	51.0
2	認定結果が重すぎる	2	4.1	4.1
3	認定調査項目が障害や生活の実態に合わ	38	77.6	77.6
4	認定結果によって必要なサービスが受け	24	49.0	49.0
5	その他	5	10.2	10.2
	不明	0	0.0	
	サンプル数 (% ¹⁰⁰ →)	49	100.0	49

問6-1 利用料負担軽減措置の影響(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	費用負担がたいへん楽になった	12	12.4	13.3
2	費用負担がやや楽になった	24	24.7	26.7
3	費用負担はほとんど変わらない	21	21.6	23.3
4	軽減措置が実施されてからも費用負担は	17	17.5	18.9
5	現在の負担原則を変えない限り、費用負担問題は根本的に解消しない	34	35.1	37.8
6	その他	4	4.1	4.4
	不明	7	7.2	
	サンプル数 (%ベース)	97	100.0	90

問6-2 費用負担が「たいへん楽になった」「やや楽になった」理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	激変緩和措置や緊急措置により、利用料の負担が下げられた	26	74.3	76.5
2	負担軽減措置が受けられる「低所得」の基準が個人単位に変わったため	27	77.1	79.4
3	工賃収入が増えた	1	2.9	2.9
4	利用者がサービス利用量または利用日数を減らした	0	0.0	0.0
5	その他	0	0.0	0.0
	不明	1	2.9	
	サンプル数 (%ベース)	35	100.0	34

問6-3 「費用負担は重い」「費用負担は根本的に解決していない」理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	工賃や年金収入と比べて、利用料の負担がいぜんとして重い	19	43.2	44.2
2	負担軽減措置が受けられる「低所得」の対象外の人がいる	10	22.7	23.3
3	工賃や年金収入の水準自体が低い	22	50.0	51.2
4	施設入所の場合、激変・緊急措置によっても負担は軽減しない	12	27.3	27.9
5	就労や生活サービスを受けるために利用料負担があること自体納得してもらえな	21	47.7	48.8
6	その他	4	9.1	9.3
	不明	1	2.3	
	サンプル数 (%ベース)	44	100.0	43

問7 利用料負担の軽減のためにしている工夫(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	工賃の上乗せ支給	13	13.4	21.7
2	食費提供加算をとらない	3	3.1	5.0
3	施設行事を減らす	15	15.5	25.0
4	低所得者の負担軽減措置の紹介、相談支	20	20.6	33.3
5	その他	24	24.7	40.0
	不明	37	38.1	
	サンプル数 (%ベース)	97	100.0	60

問8 工賃アップのためにしている工夫(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	事業内容の見直し、新規開拓を積極的に進めている	33	34.0	67.3
2	企業や専門機関等から技術・ノウハウの支援、スーパーバイズを受けている	7	7.2	14.3
3	利用者の潜在能力を發揮し高めるため作業内容、工程を工夫している	25	25.8	51.0
4	就労支援の資質向上に向けて、職員向けの研修等を積極的に受けている	21	21.6	42.9
5	その他	4	4.1	8.2
	不明	48	49.5	
	サンプル数 (%ベース)	97	100.0	49

問9-2 減収の場合の減収割合(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1割	20	20.6	52.6
2	2割	5	5.2	13.2
3	3割	5	5.2	13.2
4	4割	5	5.2	13.2
5	5割	0	0.0	0.0
6	6割	1	1.0	2.6
7	7割	1	1.0	2.6
8	8割	0	0.0	0.0
9	9割	0	0.0	0.0
10	10割	1	1.0	2.6
	不明	59	60.8	
	サンプル数 (% ^々 -ス)	97	100.0	38

問9-3 減収の理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	報酬の月額制から日額制への転換	22	22.7	47.8
2	施設・事業所の報酬体系の引下げ	22	22.7	47.8
3	障害程度区分認定の軽度化によるサービス利用や報酬の減退	6	6.2	13.0
4	利用者の減少	16	16.5	34.8
5	その他	5	5.2	10.9
	不明	51	52.6	
	サンプル数 (% ^々 -ス)	97	100.0	46

問9-5 増収の場合の増収割合(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1割	6	6.2	37.5
2	2割	1	1.0	6.3
3	3割	1	1.0	6.3
4	4割	4	4.1	25.0
5	5割	4	4.1	25.0
6	6割	0	0.0	0.0
7	7割	0	0.0	0.0
8	8割	0	0.0	0.0
9	9割	0	0.0	0.0
10	10割	0	0.0	0.0
	不明	81	83.5	
	サンプル数 (% ^々 -ス)	97	100.0	16

問9-6 増収の理由(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用者の確保増を図った	5	5.2	22.7
2	利用日数の増加を図った	3	3.1	13.6
3	事業の多機能化を図った	0	0.0	0.0
4	無認可作業所からの移行なので増収にな	9	9.3	40.9
5	その他	8	8.2	36.4
	不明	75	77.3	
	サンプル数 (% ^々 -ス)	97	100.0	22

問10 減収の場合 実施した対策(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	職員の月給の削減	11	11.3	21.6
2	職員のボーナス削減	17	17.5	33.3
3	常勤職員の臨時・パート職員化	19	19.6	37.3
4	材料費等の人件費以外の経費削減	25	25.8	49.0
5	稼働日数の増加	8	8.2	15.7
6	事業の多角化	5	5.2	9.8
7	利用者の確保	16	16.5	31.4
8	その他	6	6.2	11.8
9	とくに何もしない	7	7.2	13.7
	不明	46	47.4	
	サンプル数 (<%々々%)	97	100.0	51

問11 施設補助、事業助成後の影響(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	経営がたいへん楽になった	1	1.0	1.4
2	経営がやや楽になった	11	11.3	15.7
3	とくに変わっていない	26	26.8	37.1
4	依然としてやや厳しい経営状況にある	16	16.5	22.9
5	依然としてたいへん厳しい経営状況にあ	15	15.5	21.4
6	その他	5	5.2	7.1
	不明	27	27.8	
	サンプル数 (<%々々%)	97	100.0	70

問12 障害者自立支援法による障害者福祉制度の問題点と課題(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	障害程度区分の認定が実態に合わない	52	53.6	56.5
2	定率の利用料負担原則という考え方が生活実態に合わない	55	56.7	59.8
3	ケアマネジメントの体制が不十分	40	41.2	43.5
4	地域生活支援事業の見通しが不確か	28	28.9	30.4
5	認定による制約や人材・資源の不足により、必要なサービス量が供給できない	30	30.9	32.6
6	安定的な事業運営や人材確保をおこなうことが困難なほど報酬体系が低水準	63	64.9	68.5
7	訓練等給付の最低定員や短期的成果目標が非現実的で厳しすぎる	15	15.5	16.3
8	地域のサービス基盤整備が遅れている	38	39.2	41.3
9	障害の範囲のとらえ方がなお狭いため、制度利用に結びつかない人がいる	24	24.7	26.1
10	政策立案過程や制度運営への当事者の意見反映が不十分	27	27.8	29.3
11	制度が次々に変更されて不安定であり、当事者・家族や現場に混乱が生じている	53	54.6	57.6
12	サービスの質・量を向上させるためのシステムとして未成熟または不備がある	32	33.0	34.8
13	その他	6	6.2	6.5
14	特になし	2	2.1	2.2
	不明	5	5.2	
	サンプル数 (<%々々%)	97	100.0	92

問13 障害者自立支援法を今後どうすべきか(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	現状のままでよい	1	1.0	1.1
2	見直しはするが、自立支援法自体は存続させるべき	39	40.2	43.3
3	自立支援法を廃止して、当事者・家族の意見を反映させた政策立案をやり直すべ	50	51.5	55.6
4	その他	2	2.1	2.2
	不明	7	7.2	
	サンプル数 (<%々々%)	97	100.0	90

個人アンケート自由記述（一部を抽出）

- ・支援法が変わって、老人のデイサービスホームヘルプの認知度が増え利用しやすい。
就労収入より利用者負担が多かった。1/2～1/3 負担がかかる。何のサービスの利用もできない、区分が低いと。サービスも金銭的にも何の意味も無い。
- ・学校を卒業したばかりで、自立支援法があまりよくわからず、これから子供がどのような生活、人生をすごして行くのか、とても不安です。 父
- ・障害者は病院の費用を軽くしてもらえる制度を是非お願いしたい。親と死別した後、負担ばかり背負って少しの収入と、年金で病気のケアができて行くのか不安です。本人には、理解できないので、その分とてもつらい事になるのではと思っています。どうか、真実の支援を考えていただきたいと願っております。
- ・障害年金は国が障害者援助を認識した補助の為の最小限の費用として給されたものと思っている。この費用は生活を維持する為のものであり、所得とは異なるものであり施設の利用料とか介護利用料という費用は応益という考え方は根本的に間違いであり、保護支援とはまったく異なるのではないだろうか。年長者はもとより障害をもつ人達は健全者が支援、援助するのが当然だと思います。
- ・障害者の自立の方向性は必要とは思いますが、現実の世の中をもっと見て、本当に障害者、保護者の側に立って考えていただきたい。障害を持たない人ですら、安定した職を持つ事の難しい現状をもっとみつめてほしいと思います。
- ・自立できない状態の人に、人権を無視した支援法です。施設でも十分な支援を受けることができないような支援法はぜひとも廃止し、障害者が安定した毎日が過ごせるよう保護の手を差しのべていただきたい。
- ・利用者やその保護者や施設運営事業者、支援員等本当の現場が解っている人が中心になって政策立案すべきで、やたらに学識経験者と言う人達がこの制度を利用しようとする人達の気持ちがあたかも解ったような発言をすべきではないし、ましてや政策立案に関し、中心メンバーになって最終決定すべきでない。そのような事をすれば、再び利用者等から同じ不満が出て、同じ事の繰り返しになりかねない。（現場の意見を聞き、それを実際に現場に生かすことがないと、いくら意見を聞いても意味がないと思う。）
- ・障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現って、ほんとうの所どうということなんだろう。かつて、頭も心もとても混乱した2年間だったように思います。
- ・必要であれば、負担額を支払うのには、何の異論もないが、利用者が必要としている作業所や施設等の運営に支障をきたし利用内容に変化が生じる支援法であれば、利用者やその家族に不安が生じるのでできれば政策をやり直すか、それでなければ十分な見直しを検討してもらいたい。
- ・私（母親） 自体変化の多い政府に理解出来なく、現在の自立支援法もあまりわかっていないのが現状です。わかっている事は障害の子供がいずれ一人になり生活をしていかねばならない事です。どこの親御さんもこれは1番に思う事でしょう。この件につき障害者のお世話をして頂く方の人数、又、皆さんが進んで職業として人が集まってくれる政府の改革を望みます。現 67 才母親です。
- ・グループホーム、ケアホームに体験実習して日頃の状態をよく本人に分かるような施設が必要な気がします。本人の不安を少なくする必要を感じます。
- ・障害者に生まれてきたくなかった。障害者の身になって見直しをしっかりとお願いしたいと思います。
- ・精神障害の施設に知的障害が入ってきて知的障害の者ばかり得をしているように思う。知的障害が精神障害の施設に入ってきたら大変迷惑だ。また知的障害の家族でも常識がある人となない人がいる

のが今の状況だ。精神障害の施設は知的を受け入れる体制は十分に整っていない。それだから国の経済的な状況ではなく知的は知的、精神は精神、身体は身体でちゃんとその人にあった作業所を利用するようにして欲しい。

- 支援費制度の理念であった障害者自らの「自己選択、自己決定」の考えが自立支援法制度では見受けられない気がします。就労支援を重視することも大切だとは思いますが、働くことができない障害者が逆に肩身のせまい思いをするのではないかと思います。現場をよくわかっていない国の職員が机上の理論だけでつくった法律、このひと言に尽きると思います。
- 余生を安心して生活出来る為、仕事場や場所等、それぞれの障害者のニーズに合わせた政策を要望します。
- この制度が出来てから、福祉サービスをうけるにも高額のお金がいる。自立支援法見直しをすると何度か聞きましたが、国が1度決めたことを廃止することは、絶対ないと思う。どこまで障害者を苦しめるのか。自立支援法自体を廃止してほしい。
- 障害者自立支援法に対する障害関係者のみならず国民の多くの意見が否定的であるのを知っての“抜本的な見直し”であるように思うので、国は自立支援法そのものを廃止して、現に苦しんでいる障害者や家族の立場に立脚した、真に”自立支援”の名に値する政策立案をめざすべきである。
- 障害者自立支援法という飾り言葉で、障害者に負担を求める法律には断固反対します。過去にも美名のもとに悲しい時代があった事を忘れません。障害を持った人達を国が支援する事がなにゆえに「バラマキ」と称されるのか？改革という名に隠された弱肉強食の制度は考えなおさなければならぬと思います。
- 行政はもっとLED障害の事や作業所などの現状を理解してほしい。自立支援と言っても人によってやれることに限りがある。国だけでなく市などの協力も不可欠だと思う。
- 人間はみなある面で必ず弱者です。たまたま精神障害をせおっただけです。精神障害者としてケアされなければいけないかもしれませんが、一人の人間として、社会に貢献できる幸せ、人を愛する幸せまでうばわないで下さい。自主性とケアで支援者も動かされるでしょうか。まず経済のケア、仕事をしたい気持ちのケア、社会とのつながるためにいわゆる健常者との交流の場をつくるのがお互いの人間性の向上になると思います。どの人も人間です。よろしくおねがいします。
- 障害年金だけでくらするように、生活保護と同じ水準にしてほしいです。
- メンバーさんの内面がなかなか分からなく困ってしまう事があります。少しずつ自分の内面と考慮して相手の事が理解できたらいいと思います。
- 利用料はなくしてほしい。少なくとも値上がりはしないでほしい。
- 問22の②は必要かもしれないが、先に書いた様に自立出来る様になった時、何も協力してくれないのが現実。それならば、自立支援法を廃止してはどうかと思う。利用者に対して利用料を払いなさいと言うのなら、それなりのアフターケアを考えるべき。アフターケアも考えないで、ただ法律で障害者に辛い思いをさせ、税金対策に利用するなら、もうやめてほしい。現実には作業所利用者は苦しんでいます！！
- 利用料を500円ぐらいにしてください。
- 国会議員の方々に申し上げたい。貴方もいつかは年をとります。病院へも、入院する事になるでしょう。介護を受ける時、病院から出て行けと言われたら、貴方はどう思いますか。今からでも遅くはありません。老人医療、障害者自立支援、その他（年金問題）腹をすえて、考え直すべきです。
- 障害者といっても、それぞれに性格や考え方は様々だと思う。単に障害の程度だけで区別するのではなく、その一人ひとりの障害者の実態に配慮されるものになる事を願いたい。

- ・主に本人の能力によると思うけれど、お役所によって行き先が決められていた「措置」というそれまでの制度とは違って、自分で行き先を選べるという考え方はとても良いと思う。でも受け入れていただける施設の規模や数、内容が充分にわからず、経済的なことも、コロコロとよく変わるので、今はよくわからないまま、日々を過ごしています。
- ・障害の状態は年齢と共に悪くなり、生活していく上で不便を感じているのに、サービスが障害から介護保険の方に移行して受けられないサービスが増えるという事で不安になってます。障害と介護認定の基準が、同じでないという事ですので、今後年齢が介護保険適応の年齢に達した時、今までどおりのサービスが可能かどうか不安に思ってます。
- ・障害者を一律に扱うこと自体が大きな問題。親でなければ理解出来ないのでは…。自立支援法により、5年間の間に、ますますの厳しさの中、障害者家族も大海の中でこれからの事を思う中で、施設も大変だし、これでは、家庭崩壊へといたるのは目に見えております。施設でお世話になり、迷惑かけながら私達日々暮らしております。どうか、支援法が見直され暫定措置法に近いものにされる事を願っております。
- ・職員の給料を保障すべき
- ・今後（新体系移行後）の生活の場所がどのようになるのか不安である。
- ・国民の生活に目を向けず、海外への援助をしすぎである。国民を泣かす政策ばかりであり、国会議員は国民をバカにしている。
- ・仕事できなくなっても、スムーズに安心して暮らせる福祉施設に移れるようにしてほしい。
- ・今は自立して生活しているのが身のまわりのことが出来にくくなった時、介護保険でヘルパーさんに助けてもらいたい。
- ・一般就労したいが、その準備するための貯金がなかなかできないので、生活費を削っているが貯金ができない。
- ・障害者自立支援法で費用負担が増えた時は、不安がありましたが、利用料軽減措置などもあって、今は始まった時よりは慣れてきて、すぐになんとかしなければという気持ちは少ない。
- ・安心して働ける施設がなくなることはないように、施設従事者の労働環境や報酬の改善を進める施策をお願いします。
- ・当然のことですが、親は老いていきます。将来入所施設という選択しかないと思っています。でも、現在の施設費は高すぎます。ただ、生きていくだけで、生きがいなど到底のぞめません。生きがいのない人生など、人生とは言えません。障害者も命を授かった普通の人間です。喜びが味わえるような人生を生きられるように、施設費や支援等で支えて頂けるようにと願っています。今、23歳になった息子が中学校の時に、美術の先生より絵の課題を与えられたことがあります。その絵とは、「障害者の人達が安心して遊べる公園をつくるとしたらどんな公園にしたいのですか？」ということでした。息子は一生懸命書いていました。親の目からみても素敵なお公園だと思ったことでした。それぞれの県に1つ自然を取り入れた伸び伸びとした公園があれば、思いっきり遊ばせてやりたいと思ったことでした。
- ・前の支援法と新しい支援法との違いを分かりやすく教えてほしい。今度、支援法がもしか変わったらお家の人にも本人にも分かりやすく説明してあげてほしい。
- ・施設を広くしてほしい。就職先を決められる様になりたい。お給料がもっとたくさんほしい。負担金をなくしてほしい。
- ・自立が前提であるが為、自立目標の立てにくい立場の状況にある場合、この法律では将来に不安がある。当事者の状況に合わせた法に見直すべきと思う。
- ・今は、仕事出来て良かったです。これからも何事も努力して頑張っていきたいと思っています。わか

らんとところは抜かしています。すみません。

- ・私自信、勉強不足でよくわかりませんが、施設の利用料がもっと安くなるといいと思います。一般の仕事とくらべて給料が安く1人では生活ができません。本当に自立していくには非常にきびしいです。とくに軽度の障害者は何のサービスも受けられなく、大変苦勞しています。
- ・市役所とヘルパーさんの手を借りて、在宅で死ぬまでおられる様にして欲しいと願っています。障害者の立場にたった支援をお願いします。ヘルパーさんの来てもらえる時間を、もっと増やしてほしい。よろしくお願い致します。
- ・障害年金を支給されているため、収入とみなされ、この障害者自立支援法がなければ、費用負担が多かったので、現在では助かっています。
- ・支援法、施行前の印象とは違い、施設側も利用者も厳しくなる制度でした。利用当初から、今の制度だったらあまり驚かなかったかも知れませんが、現在は軽減措置が受けられ大変楽になりました。抜本的な見直しをおこなうようですが、利用料負担増は避けて頂きたいと思います。(実状を知らずに利用者の家族の気持を記し失礼します)
- ・制度の変更(改正)を当事者が理解できず、家族のいない方もいます。意見も不安も上げられない障害のある者の声はなかなか届かないものです。選択すらむずかしいです。家庭で暮らすことの出来ない单身の方は生活費の事で手いっぱいの状態です。収入1~2万では、保護世帯より厳しい生活です。
- ・むずかしくは書けませんが、障害者自立支援法とつくからには、支援して下さい…!私どものように、あまり難しいことが分からない方々でなく、教養のある方々がつくった法なのでしょうから、支援と、つく名のものなら…。支援となるもの。であってほしいものであります。せつに願います!障がい者の親より。
- ・親子共
若い時に感じなかった事が、親の年齢が上がるのに伴い、今後の不安が多く出てきます。親亡き後、入所施設、グループホームなどが、充実していない為、障害の種類に関係なく、1つの所に追いやられてしまうとか、色々の問題が出てくると思います。区分の狭さによって、個人個人の行く場所までが狭くなるように思えます。私は今年8月父を亡くし、とても悲しさを埋めれないで少しずつ立ち直ってきています。これが障害児なら、なおさらです。親がいない不安をかかえ、障害が重くなる事もあり得ます。福祉の充実は必要。利用者負担を両輪でバランスのとれた制度であってほしいです。
- ・応益負担は仕方がないこととは思うが、親亡き後の為に幼い時から掛けていた共済年金について、これを所得とみなされて、1割負担が生じるのは納得がいきません。又、年間所得の上限が120万円という仕組みと同じとは思いません。年金は所得と見なされないと考えていたのに、片親で低所得で頑張っているのに、…矛盾だらけの「自立支援法」極軽度の方には良いかもしれませんが、重度の障害者には「最悪の悪法」といいたいです。
- ・障害の重い人がサービスを受けたら、(サービスを受けないと生活ができないのに)受けたら受けただけ利用料がいるのはおかしい。必要なサービスはだれでもが受けれるようにしてほしい。自分は今22歳ですが、今、授産施設で働いているのですが、今後のことを考えて一般就労をしたいので、障害者でも受け入れるところをもっと増やしてほしい。又、職業生活できるようにしてほしい。
- ・仕事ができなくなっても、スムーズに安心して暮らせる福祉施設に移れるようにしてほしい。
- ・自宅での生活が一人ではできない(現在妻と同居)。妻の介護が受けられない状態になった時は、介護の受けられる施設に入所して、日中活動として通所授産施設に通って仕事、社会参加を続けていきたい。このことが出来るようになってほしい。

- ・障害の原因が数年先授産施設での生活移動に介助が必要になるかもしれない。しかし授産での仕事が出来の間は続けたい。授産でおっても生活面での支援がうけられるようにしてほしい。
- ・年がいても一般就労につけるよう、インフラや働く場所の設置改造につとめるべき。
- ・近い将来（現在 59 歳）一定年時になってもサービスの継続がスムーズに行えると助かります。
- ・障害者福祉サービスの利用料は 2006 年 4 月～1 年以上は上質の半分以上も支払っており、その後軽減され、少しずつ下がりましたが、今年の 7 月からはより軽減されて、良かったと思いますが、今後も続けてほしいと思います。一時期は、食事代を含むと工賃とほぼ同額位になり、収入（工賃）に応じた軽減措置を実施してほしいです。
- ・現在の支援法は、すべての障害者を一本の法で、施策を行っているが、無理がある。せめて、身体障害と精神障害は別の法で対処すべきと考える。
- ・通院のためのタクシー代が値上がりし、負担が大変である。移動の時にお金がかかる。
- ・健常者と障害者の壁を取っ払うべきではないだろうか？障害者の雇用率も日本は欧米に比べて低いので、そこを改善しないと根本的な解決にならないと思う。
- ・障害に対し、一律の利用料金なのはおかしい。それぞれの障害に応じたサービスが受けられるように見直すべき。サービスを受けなくてもいいような、自立訓練のサービスの充実。
- ・負担料の取り過ぎ。その人に応じた介護サービスを 100%に近づける。介護のあり方（コミュニケーション）→楽しさがでてる。
- ・怒り以上のものがあり、生きる事をなくすような制度。根本的になくすべきだ。どうしたらいいのかわからない。支援法をなくしてほしい。
- ・障害区分により医療費の有無があるのは低所得者にとってもとても負担が大きい。親がいる間は良いとしても、親不在になった時にとっても医療費負担まで（生活費だけでいっぱい）まわらない。仕事が現実でない以上、医療費負担も考え直してほしいです。収入があれば、こんなことは申しません。念の為。
- ・障害者でも収入によって負担金が変わるのがよいと思うが、出来れば本人の負担が無いのが一番いいと思う。
- ・親兄弟がみれない時、年金で生活できないのではないかと思います。
- ・知的障害、身体障害など自分で生活が出来ない障害者にも自立と言われても、人の助けなくては生きていけません。聞こえはいいですが、障害者によって自立は無理だと思い、安心出来る生活をのぞみます。
- ・支援費制度から比べ、利用者負担額が大幅に増えた。施設入所者に対しても利用料負担軽減をしてほしい。
- ・自立支援法自体を廃止して、措置制度に戻したうえで抜本的な工夫をしてほしい。
- ・個人負担を年金の 6 割程度にしてほしい（8 割負担は重い）。支援法の目的がわからない。介護職員のお給料を上げてほしい→実際、賃金を上げるよう結びつける。長く勤めてほしい。
- ・見直しは必要だが、実態にあったものになおすのが当然です。また、改悪は許すべきでない。障害者及び家族のことをもっと考えてもらいたい。
- ・利用料の負担を下げてもらいたいと思っております。
- ・施設に通所しているだけでも、今の倍くらいは工賃が欲しい。
- ・障害者の公営住宅枠が少なすぎる。
- ・今の利用料の負担がないので、通所していますが、もし負担が発生するしたら即やめます。工賃が安い上に利用料まで払うとなるとやりがいもなくなるというものです。収入を得て自立の足しにするというより、作業による訓練のために料金（利用料）を払うようなものです。それによって一

般就労できればいいですが、現実は無理。それぞれの障害に応じた作業でわずかでも収入が得られれば、それなりに希望や喜びも感じられると思います。利用料の負担はなくした方がよいと思います。

- 自立出来ないのが障害者。この法律の発想がおかしい。
- 障害者の自立に向けて国や地方自治体などが取り組もうと腰をあげたことは助かりますし、評価しますが、自立支援の名の下に利用料の負担を強いるのは不服です。現に作業所に通うことにより、障害も快方に向かっているし、日中にやるべきことがあるのは良い刺激にもなっています。しかし、そこでの利用負担に料金を徴収したり、行政からサービスを受けようにも自分から主体的にアピールしたりするのは苦手なので本末転倒です。法や制度の趣旨には賛同しますが、その施行の実体には納得できません。
- 障害者自立支援法について、十分には理解していないのですが、障害があるとどうしても十分に働けない。従って、生活は苦しくなる。税金を使って生活を楽にしたいのは誰でも同じであろう。しかし、そのことを踏まえた上で、弱者のみが、ますます、貧困になっていくことのないようご配慮頂きたいと思います。
- サービスの地域格差がありすぎ
これを抜本的に直さない限り制度はすすまない。各自治体にやる気とそれにとまなう財政支援をしてください。
障害のある人を支える家族への支援を身近にショートステイ、タイムステイなど出来る場が必要(レスパイトサービス)、ホームヘルプサービス(行動援護)の充実、単身家庭、高齢世帯が増えている)24時間の見守り、介護に非常に疲れております。常に見守りの大変さを重要視してほしい。親たちに自由はない。ショートステイも施設の都合で必要な時に断られる。1時間半位かかって預けにいかなくてははいけないので、日々自由に使えない。
- 障害を持っているために、(生きるために必要な援助に対して)負担金があるということに納得できません。お金を出せば、サービスが受けられる制度は、経済的に優位な人には便利で心強いことだと思いますが、本当に貧しく重度の障害をもつ人には意味がありません。障害を持つ人も、そのまわりの人も、誰もが豊かに生きていける社会福祉の充実を願っています。たとえば、人生の途中で重度障害者になっても、その後の人生に、何の心配もいらぬ社会保障があるなら、消費税や所得税が上がっても納得がいきます。今は、格差ばかりが広がって、貧しい人や障害のある人は死ねといわんばかりで、本当につらいです。
- 障害者をもつ親が一番考えるのは、親なき後の子供の居場所ではないだろうか。知的障害の程度の差は大きく、重度の者は親代わりになってくださる方と、1日24時間一緒に生活しなければ、生きてはいけません。障害者も一人の人間。安心して過ごせる場所を作ってほしい。切なる願いです。
- 負担金をなくしてもっと援助がほしい。
(金銭的にも精神障害者や弱い者に)国民の高額所得者、低額所得者の差がありすぎに納得がいかず怒りを覚える。政府は改革改革といい、いつの時代も貧富の差が有りすぎ変わらない弱く本当に苦しんでいる者の現状を身にしみて感じてほしい。本当に国民全体にも良くしてほしいです。
- 働いても働いても負担金を取られて、勤労意欲がなくなっていく。
- 身体障害者用のグループホームやケア付きのアパートが欲しい。住む場所がない。24Hヘルプサービスが欲しい。できれば地元で暮らしたい。
- 自宅で家族と暮らしたいが、親が高齢で介護ができない状態。入所施設にいるため外泊しても地域のホームヘルプサービスを使うことができない。外泊しても地域のホームヘルプサービスを使うことができない。使えたとしても負担金が高すぎて払えない。在宅サービスと施設サービスの両方を

使えるようにしてほしい。

- ・サービスという言葉自体に違和感がある。娘の通う施設は、園長夫妻が立ち上げ、私の先輩の母親達が協力し、電気代にも事欠くなかったりたってきた場所です。そこにいきなり、通所はサービスですよ、負担金がいりますよ、と言われても納得できるものではない。娘は重度の知的障害（自閉症）なので納得しているかいないのかわかりませんが、健常者と見なされている私が納得できかねている自立支援法を軽度であれ知的障害のある娘の友達達が納得できないでいるのは当然のことである。
- ・障害者という名のレッテルがあるかぎり世間の目はきびしい。自立できる子、自立できない子がいると思います。親が心配しているのは将来のことです。利用費、給食費、その他、金額、親が払っているんです。グループホームに行かせたいと思っても、行かせられないのです。この子らが親がいなくなっても安心して暮らせるよう見直して欲しいです。
- ・食事や住居などの負担は当然と思うが、施設利用の応益負担という考えは原則として見直されるべきだと思う。福祉にこの考えは合わない。
- ・福祉に関する専門家、学者等による画一的な判定（区分、重、軽度）には誤りがある。家族（保護者）の意見を十分に聞くべきである。障害者の判定には、昼夜、寝食を短期間でも共にして始めて実体がわかる。
- ・世話になっております。入所施設で働く職員の数に限りがあり、日中はまだしも、夜間等が手薄に成りがちで、小さな事故等も、よく聞こえてきています。職員等の人数を増員して頂き、安心して預けられる施設を望みます。特に県から民間へ移行になり、経費削減等による問題が、特に心配しております。高知県内の全施設で働かれている職員様方の、生の意見等を調査して頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。
- ・現在の障害者自立支援法は支援とはどういうものか、支援どころか障害者を苦しめるばかりである。支援の意味は、力をそえて助ける事であるのに、全く助けになっていない。今後、障害者に対し本物の支援となる様な政策を立て一日も早く実行される事を願います。
- ・細部に分別されているのは仕方ないと思うが、私たちには今一つ理解しづらいので、できれば用語を変えるなどしてほしい。
- ・利用料などと言って弱い者（障害者）から取り立てるのは納得がいかない。
- ・自立支援法自体を廃止してもらいたい。利用サービス料金を払ったら給料がいりかざん少ないのによけい少なくなるので見直しをしてもらいたい。
- ・障害者自立支援法は悪法で収入の少ない障害者からもお金と徴収するという。しかも一般就労を目指しての目的だろうが、現実的にみて、障害者の一般就労への移行は難しく、中には賃金よりも負担金の方が高いという状態の方も当初はおられた程で、この法律は廃止すべきだ。国会議員も障害者になって考えれば分かる事だ。一度、参議院で廃案になっても、衆議院に戻して再可決すれば、法律が成立するという衆議院の優越があるのなら、参議院議員はいらない。国会議員は高い給料をもらって仕事をしているのだから、もっと汗を流して働け。誠意を見せろ。正直言って、国会議員や大臣の仕事はボランティアですべきだ。多数決の原理を尊重しすぎだ。少数派の意見にも耳を傾けるべきだ。国会議員の数も多すぎだと思う。
- ・低賃金でも、とにかく働きたいのとの願いから、作業所に通っている現実をよく理解して、国は政治を行ってほしい。障害者も社会の一員として希望を持って生きていきたいと思っています。所得税が払えるようになった上での自立支援法ならわかりますが、今の支援法は弱い者いじめとしか思えません。
- ・安い作業賃金から利用料を支払う障害者の身になって考えてもらいたいです。週月火木金4ヶ月就

労して通勤費をのけると作業賃金が3万にもならないのに利用料を取るといようなやり方は障害者いじめ弱者いじめではないでしょうか。抜本的な見直しをして障害者が病気とたたかいながら就労して頑張って働こうと思っても、社会の壁はきびしく作業所が始まって8年目ですが一般へ就労した人はいません。障害者が病気とたたかいながら就労することは大変な事です。ノーマライゼーション化したとはいえ差別が根づいて障害者が社会復帰する事は大きな壁が立ちふさがっていると思います。

- むずかしい事はよくわからないが、弱い立場にある障害者本人はもとより、家族やそれを支える人達が困る事がないようにしてほしい。だれもがいつ障害者になるかわからないので、その事をよくよく考えてほしいと思う。私自身自分が障害者になるとは、まったく考えていなかったもので、特に今は健常者である方々もその事を深く考えてほしいと思う。
- 障害者にとって、明るい未来が、おとずれるように障害者の立場に立って見直しを考えて頂きたいと思います。
- 生きているのがつらいという法にはしてほしくないです。
- 精神的にも経済的にも自立困難な者が多いと思われる障害者に自立支援法とは何？自立を支援する法律ならば、本当に支援してください。保護者がいなくなれば、誰の世話になるにしてもお金は必要。そう思って子供のためにと貯金すれば軽減措置は受けられず、本人は仕事がんばってるつもりでも賃金の半分以上は利用料。役所から届く書類もわかりにくいし、とにかくいいことなし。名のごとく、本当に障害者の自立を支援して下さるような中身の法律にして下さい。
- 弱者である障害者達が希望を持って日々豊に生きてゆけるよう、自立支援法の抜本的な見直しをお願いいたします。
- 障害者自立支援法とは、そもそも何のためにできたのか、生きていくためのものに負担金が必要なのはどうしてか？就職状況もよろしくない。現在、障害者がどこまで一般企業への就労が可能か、本当に疑問である。過保護すぎるのもよくないが、社会状況との兼ね合いを考えて、もう一度抜本的に考え直すべきだと思う。障害者は特別な存在ではない。人間生きていく中でいつ障害者になるか分からない。線引きすることへの抵抗を感じる。
- 施設を解体しても、地域に受け皿（仕事先、相談先、サービス等）がないままでは本人達はどうすればいいのでしょうか。保護者がいつまでも元気でいられるわけありません。本人達が現在いる施設で安心して生活できるような施策を考えて頂きたいです。
- 障害者自立支援法が施行された当初、負担増のために施設を利用することを断念した方が急増した。と報道され、この制度が施設利用者の生活を圧迫し、障害者いじめの悪法であることが表面化した。その後、反対集会が持たれ、その都度、・・・だけの見直しが続いている。今年11月には、この支援法は、「法の下での平等」や「生存権の保障」を定めた憲法に違反するものとして、全国各地で地裁に提訴されるまで、問題視されるようになった。この事は、とりもなおさず国の財政不足を理由に最も弱い立場の障害者に向けた悪法に他ならない。それならば、真剣に国の構造改革をすすめ、無駄を省く事が先決である。又、国会議員数を減らしたり、政党助成金などの廃止に取り組みれば、障害者や弱者を守る位の金はあると思う。国会議員や官僚は、自分の懐ばかりこやし、弱者や国民からすいあげようとばかりしている。スウェーデンや北欧のような福祉国家に早く日本を変革してほしい。そのためには、今の政治を変えなくてはならない。
- 今の社会情勢の中で、障害者が自立をするという意味をどう考えているのか。自力でできることが少なく、様々な不自由の中で生きているから障害者なのです。重度だろうが、軽度だろうが、この社会の中で自力で生きていき難いのは同じなのに、ランク付けされて、他はすべて年老いた親が援助しているのが現実だー！！

- ・抜本的な見直しでなく、一度廃止し、一から検討を行うべきである。国においては、一度決定された事に対する廃止には抵抗があるようですが（起案者に対するちゅうちょ）おかしい件は撤回するようなくみを作るべきではないか？
- ・障害程度区分3、軽ければ施設を出なくてはならない。家庭では見れないので、入所している。希望をすれば施設においてもらえるような政策にしてもらいたい。保護者が亡くなった後の事を考えると不安で心配です。一生施設でお願いしたいです。いい法律を作って下さい。施設運営を続ける為には報酬が低すぎる。報酬を上げてくださるよう。
- ・本人の収入、区分に関わらず、必要な人に必要なサービスが受けられるようにしてほしい。
- ・現在すでに利用料の支払いで、生活できなくなっています。どうしてこのような苦しい思いをしなければならないのですか。買い物にいてもお金がないので食べ物だけしか買えません。生活していくのに必要な物が買えません。助けてください。法律をなおしてください。生きていくのに困らないようにしてください。
- ・一人でどう生活していけばよいのか分かりません。
- ・自立支援法は絶対反対です。私が見ていた女の子は無理です。身寄りのないかわいそうな子です。私縁故人で長年見てきました。後見人はいますが80歳で名前だけでむりですので、私が色々を見てきました。私も66歳の年ですので無理ですので、入所施設にお願いしました。やっと入所できた施設が本人もお気に入りです。たまに迎えに行き大喜びです。今まで通り今後ともよろしくお願い致します。
- ・自立といってもなかなかできない事が多いので、いく所など仕事なども十分なことは出来ない。自分の生活を出来るくらいのお金も働けない。家族がいなくなったら困る事ばかりだと思います。生活の場所をつくってもらいたい。家で生活をとなればヘルパーさんに毎日きてもらいたい。
- ・私たちの知らないところでどうして勝手に法律ができるのですか？
- ・私達保護者に、良く伝わり、良く理解でき、良く利用できる、見直しを望みます。
- ・自立支援法は、利用者にとって負担が大きくなる法律だと思う。国の利益ばかり考えて、当事者の気持ちなどを二の次三の次とするのはおかしいし、そのような法律なら措置制度時代がよっぽど良かった。
- ・利用料の見直し（アップすることがないように！！）できれば廃止の方向へ。
区分制度の廃止。一人一人に合ったサービスを受けられるように。
グループホーム等の充実と法的整備。
- ・今年の春、養護学校を卒業しまして、施設へ通所利用させていただいております。本人も家族も園の職員の方々のやさしい対応に大変嬉しく思っています。このような施設で働く方々の賃金や無理のない勤務状況を是非お願いします。良い職員さんが長く働けることを希望します。私事ですが、4月～6月(?)まで利用が高かったのですが、夏頃から低くなり大変助かります。まだ、いろいろなことが良く分かっていないのですが、これから勉強していきたいと思っています。どうぞ、よろしくお願いします。
- ・食事代、光熱費、その他あらゆる面において、お金がいる様になり、重度な障害者で仕事も出来ず、その割りに年金も少なく、非常に困っている様な状態です。国はもう少し障害者の立場になって考えてもらいたいものです。
- ・自立支援といわれますが、生活支援が毎日の目標であるので、いろんな面でサービスの低下があるように思われます。社会状況がきびしいので、ますます福祉切り捨てがみえます。現在、支援といわれますが、本来は仕事内容であったと思います。一人一人にあたる方が交替する場合でもひきつぎ時間、ひきつぎ内容の綿密さを考えられると思いますが、日中活動、夜の生活とわかれるとます

ますのひきつぎ内容が沢山になり、人間ですので、おとしが出てくると思われま。本人達は決してしゃべれず、態度や行動など状況判断です。今のままで24時間体制で、日中活動も同じ職員の方々にできるシステムを望みます。

- ・知的障害者（更生施設）は、自立する事はできず、不可能であり、自立支援法は悪法であり直ちに廃止すべきである。
- ・今は施設の先生方もきびしいと思います。入所者も先生方も前向きに生活出来る様になってほしいですね。今のままでといつ施設を出て行かなくてはいけないのかと心配です。
- ・もっと福祉サービスが充実し、利用者が選べるようになれる様（グループホーム等）設備、事業を充実させて欲しい。又、住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援して欲しい。
- ・今のままでは何も出来ない。金ばかりとられる。支援法が出来るまでは、楽しみもあった（少しの余裕もあった）が、それが今は全くできなくなった。（外出とか外食とか極端に減った）
- ・自立支援法は障害者の為の法律ではなく国の予算を軽減する国の為の法律にしか思えない。もっと障害者の未来を見据えた法律に変えていく必要がある。
- ・家族の方や、介護を直接している人たちの声をもっと聞いた上で、見直して欲しいです。（もちろん、障害を持った人達が生きていく上では、周りのサポートが必要なので）
- ・利用者さん一人一人に、手厚くサポートが出来るよう、施設職員の人員等も、もっと考えてほしいです。現場の事が分かっている方達が、もっと法律を考えてください。
- ・家族、利用者、職員等、きびしい現状の声を受け止めていただきたい。障害者を抱える家族の不安をわかってほしい。
- ・特定の病院以外での医療費3割負担。入院費はすべての病院で3割負担など、負担が重すぎると思う。「自立支援」と言うが、何を支援しているのか、さっぱり理解できない。
- ・平成18年度から施行された自立支援法は、原則1割負担や3障害の一元化。介護保険の導入には反対します。平成15年から始まった支援費制度において、自己選択、自己決定、行政責任の地方分権化。サービス提供における市場主義や競争原理の導入などがありました。地方格差があり、地域によってサービスが限られています。国に予算が無いからと言って弱者に対して応益負担は誤りであると共に、障害者福祉にもっと手厚い支援が必要。この自立支援法の基本方針に誤りがあり、サービスの一元化は障害特性の無視である。また、利用者負担が大きすぎるし、障害者区分の見直しも必要とする。
- ・障害者自立支援法は反対します。国や県、市町村など予算が無いから弱者（障害者）にも応益負担をしてもらう考え方は誤りだと思う。先進国（日本）であるが、社会保障、障害者福祉など基本的な物が出来ていない。また、障害程度区分によりサービスが受けられないのは障害特性の無視である。
- ・自立支援法を廃止すべきだと感じる。地域の財源によっても個々の区分判定基準が変わってくるなど、とうていまとりな区分判定、ならびに支援法が施行されるとは思えない。抜本的な見直しを行うとの事だが、果たしてどこまで当事者、家族、関係施設、地域等の意見を汲み上げ、議論されるものが、とても不安に感じている。
- ・自立支援法には賛成できません。障害者の事を本当に考えて作った法律なのか疑問に感じます。国は障害者を切り捨てるつもりなのではないでしょうか？この法律が出来てよるこんでいる人はいるのでしょうか？
- ・自立支援法には反対です。まるで、障害者のためではなく、国のための法律にしか思えてなりません。もう少し、障害者の現状を見て欲しいです。この法律ができて、大変になったという声しか聞こえてきません。もっと安心して生活できる法律を作ってもらいたいです。

- ・障害児者の事をもっと深く考えてほしい。何の為の法なのか。誰の為の法なのか全く分らない…。国の法ではなく、障害児者の法ではないのか？…。
- ・障害者の金銭的負担を増やす事が自立に繋がるとは思えない。障害者の未来を見据えた法律に変えてほしい。障害者の為の法律というより国の為の法律になっている。
- ・障がい者が自立する事は良い事だと考えますが、その為の仕事（就職）を与えて下さい。収入なしに自立は考えられません。
- ・ショートステイや日中一時支援などの利用上限がきびしすぎる（日当たりの利用可能日数が少ない。）
- ・憲法の生存権と平等の原則からいって必要なサービスが十分受けられて、費用は本人の能力に応じて負担する事。サービスが利益（応益）と言うのは間違いであり、自立支援法を生きる権利として抜本的に改めるべきである。
- ・障害程度区分の項目が知的障害者にはあてはまるところが少ないため、もっと見直してほしい。
- ・障害程度区分において、知的障害の特性を重視すること。
定率「(応益) 負担」を中心とした利用者負担の前提は、所得保障制度の確立。
利用者負担は、本人の所得を基本とし、親、兄弟の所得は除外する。
※今まで制度が転々と変わってきましたが、最初は措置制度、支援制度、自立支援制度の中で利用者にとって一番良いのが措置制度ですので、自立支援制度を廃止して、元の措置制度に戻すこと。
- ・障害者の認定の幅に格差が有る事が良く指摘されます。充分働ける状態の様だけど、福祉に頼っている人や逆に障害者に認定されず、日々大変な生活をされている人もみかけます。障害者自立支援法の見直しと共に不公平のない政策を求めます。
- ・電動車椅子や電動ベッド、補助具など高額な物を買う時の1割負担をなくして欲しい。大きい物が必要とする時は、公費負担額では、まかない切れなくて、利用者負担額というのが、どうしても出るので、その上に1割負担は大きい。今回ケアホームに入所する事になり、出来るだけ自分で寝返りを打つために電動ベッドを購入しましたが、227,000円と高額で公費負担が154,000円でその1割と差額分で、自己負担が88,400円と高額になりました。まだ親がいる内はなんとかなくても、障害者年金だけで生活する場合とても払えません。次は、電動車椅子を購入しなければいけません。何万かの自己負担額が出ると思います。障害者が必要とするベッドや車椅子、装具などの自己負担は止めて欲しい。そうしないと、障害を補助する物が持たなくなってしまいます。障害者が年金だけで暮らせるようにして欲しいのです。もうすぐ親はいなくなるから。
- ・安心して障害者が生活して行ける制度を期待してやみません。
仕事をしてそれに対して、利用料を負担しなければならぬなんて聞いたことが無い。まったくの弱い者いじめで、障害者自立支援法はまったく自立につながらない。
- ・一般の方々が就職し仕事して負担金を払っていますか？良く考えて見て下さい。私達障害者が、仕事する上で負担金を払わす事…どういう事でしょうか？障害者からお金を取り、健全者からお金をとらず仕事さし、それは、どんなに考えてもおかしい事でありませんか？それだったら健全者からも仕事をする事、負担金を払わすべきです。負担金を払わないと出来ない仕事のあり方じゃいけない事ではないでしょうか？
- ・障害者が自立するため、豊かな生活をするために、複数の施設の自分に合う所を自由に選ぶことが出来ると宣伝されているが、現実には選ぶ場所もないし、施設側としても困ると思う。障害者も施設も双方が納得のゆく見直しをするべきで、事前に十分に当事者の意見を聞くことから始めてほしい。
- ・工賃を増やしてほしい。

- ・国の財政も大変なので、支援法がいろいろ変化するのも理解できますが、もう少ししっかりとした（いろいろ変わらない様に）考えて、支援をして欲しいです。
- ・精神障害を、障害という言葉だけで三障として1つにまとめるのは乱暴である。精神障害者で年金1級に認定される人は殆どいないことにしても、障害として異種であることの証左。三障の中で精神障害は一生医療を必要とする。障害者として医療を省いてしまう傾向が見られる（ホーム入所者等）。
- ・4月にグループで暮す様になりましたが、今まで17年間長い間御世話になり感謝しています。最初の頃は大変な事がありました。最近35才になり、だいぶ大人になりました。私としては、国が見直しをおこなう様ですが、今迄通り寮で生活する事を望んでいます。変る事をねんじています。本人もグループで暮す事をいやがっています。どうか寮で生活ができます様お願いします。
- ・現在、寮にお世話になっておりますが、自分の最高の居場所はやはり今のところのようです。それは、グループホームにもいられない知的障害に加え老化のため、身体障害に迄なっている者に対しても職員の先生方のきめ細かいゆきとどいたご指導を本人を満足させているからだと思えます。障害者自立支援法の見直しもこの原点は変らないものと思えます。細かいことはわからないのですが支援法は本人はもとより家族にとっても、安心のある法律にして頂くことを願っています。
- ・PCの評価ばかりでなく、自己申請の評価なども参考にして欲しいです。
- ・もう少し、現実をしっかり見てほしいと思えます。当事者の声、保護者の声、福祉関係に携わる現場の声を、きちんと聞いてほしい。現実にはあまりにも厳しすぎて、まだ親が元気な内はいいのですが、居なくなった時の事を考えると、心が痛みます。
- ・現在の自立支援法は、現実には則していないと思う。年齢で区別しようとしても、障害の重い子は、グループホームには住めないし、若いからとか関係なく、当人に適した施設が必要と思う。障害者は一人一人違う障害があるので、重い軽いとか目安はあるにしてもサポートは、大変な仕事に変わりなく、軽い子にも、重大な問題を抱えている場合もあるし、重い子はマンツーマンの支援が必要なので、障害者を残して安心して親が死ねる制度を作りたいと思えます。そのためにも支援して下さる諸施設を苦しめている現法の見直しをお願い致します。もちろん本人の負担も見直しして欲しいです。入所更生施設は、必要と思えます。障害の比較。
- ・リーディングサービスを、実施してほしい。
- ・障害者やそれを介護する家族の事をわかってほしい。又、施設に勤める方の事も考えて施設がどうあるべきかをもう少し考えて下さい。障害は一人ひとり違います。
- ・低所得者には、あまり高い負担をかけず、みんな千円なら千円と金額を一律にしたらよいと思う。（生活保護を受けている者にも払わしたらよいと思う）
- ・障害者自立支援法そのものが複雑で、十分理解出来てない部分もあり、従ってアンケートの回答もあいまいになってしまった。名称は自立支援法という事だが、決して障害者の支援にはなっていないと思う。作業所で毎日20日位、就労しても手元には1,000円以下の工賃である。
- ・利用料等の費用負担があるのはおかしいですし、工賃が少ないのは他からの収入が無い者にとっては生活が苦しくきりつめの状態で生活していかないといけないのでそんな所も考えてこの法律をもっと生活していけるような制度にしていてもらいたい。
- ・障害者は自立は出来ません。国が支援して下さい。誰もなりたくて障害者になったわけじゃない。憲法で保障されている国民みんなが幸せになる権利がある。同情するなら金をくれ…。でも国は同情すらしてくれない。
- ・20歳未満の障害児を持っていますが、私には、他に2人の健康な子が20歳未満でいます。まだまだ、その2人を育てていかななくてはいけないのに、保護者の収入だけの判定では、障害児1人だけ

の家庭では、負担は重い方だと思っています。

- 視力障害者をもうすこしわかってほしい。見えないということに対してあまりにも区分がわかってほしい。アイマスクをして、もう少しなにかをして考えなおしてほしい。
- 弟が近くに住んでいるが、弟が無年金者、高齢のため、本人が少ない年金で弟の面倒を見ていて、弟の食費負担などするため、本人の賃金、病気など繰り返し満足な生活が出来ていない。一律に法を定めてもケースに寄って差異がある。困難なケースを継続して支援できる体制を作ってもらいたい。
- 今は、人の世話なしで生活が出来ない。車椅子で生活出来るような環境と人の手がいらぬような工夫ができて自宅で生活できるように支援体制を作って欲しい。

個人アンケート自由記述〈点字記入分〉（一部を抽出）

- ・低所得者（非課税世帯を含む）のサービス利用料を無料にすること。
移動介助の際、職場の昼休みを使い銀行や買い物等への利用を認めてほしい。
- ・私はまだ自立支援法の適用は受けていませんが、このような悪法は直ちに廃止すべきだと思います。
毎年12兆円の天下り予算を福祉にまわすべきです。
- ・①当事者本人および家族の意見を十分反映できるしくみを作って、その意向にそった制度を作る。
②障害認定においては、障害のとらえかたをICF基準にのっとりた区分に改める。
③障害者権利条約にそった「合理的配慮」を勘案した制度を法治する。
④総合福祉法制度を行い、その趣旨にそった制度を創設する等、根本的な見直し。
発想の転換が必要である。
障害者が生きていく事自体に、費用を徴収するという応益負担は大きな問題である。
社会保障全般の議論が必要。
- ・私は全盲の1人暮らしです。福祉事業の関係者は家族のいる障害者に基準をおいて考えている様な気がします。本人がいても、付添いの人間と話をする。書類を渡す。「俺が本人だ」と云いたくなる事はしょっちゅうです。付添いの人は話の交渉権までではないと思います。お願いしたいのは代筆と代読です。医療機関、介護施設も含めて、福祉関係の人はもっと考えてもらいたいです。
私は10年ヘルパーさんにお世話になっていますが、あの人達は障害者はかわいそうな者、経済的に貧しい者という考えを持っている様な気がします。同情はいいりません。理解してもらいたいです。それに、すぐ私を子供扱いするのも厭です。福祉サービスの提供者は障害者についても、もっと勉強して下さい。私の様な1人暮らしが、ほたくられるのも困ったものです。
- ・応益負担は当たり前です。
ただ、低所得者は費用の大幅軽減をしなければいけません。
又、福祉行政を地方自治体にまかせるのは憲法違反でしょう。
各自自治体は、財政的に格差がある上、思想的にも差があります。
福祉行政は国家レベルで統一して下さい。
- ・障害者自立支援法は、私達障害者にとって良くない法律だと思います。
- ・障害者が健常者と同じ程度の生活をするための費用が応益と考えるのは間違いである。
たとえば、病気になって医者から薬をもらったら、それは利益とは云わないと同じである。
社会保障は憲法に基く平等と生存権にねざすものであり、生きるための権利として保障されるべきである。
支援法も、支援ではなく保障法であるべきだ。
- ・自立支援法は、抜本的改正が必要だと思う。

事業所アンケート自由記述（一部を抽出）

- ・社会的弱者は国の責任において、保護すべき対象である。税金を何に使うかが第一であって、歳入が減ったからと言って福祉関係を減らすやり方は納得できない。国は国民が食べていけて安全な生活ができる国政を行うことが国の責任ではないか。ひとりでは、生活できない障害者を国は見捨ててしまうのだろうか。そのような国は国とは言えない。
- ・本当に自立を目指すなら、質のよい職員の確保が必要だが、今の状況では資格のある職員を雇えないし、研修にさく時間、余裕もなく、疲弊している。訓練に対する利用料をとるのであれば、それに見合う質の高い職員が必要だが、現実には支援できていない。訓練に関しては期限は必要である。期限がないと人は目標を持ちにくい。期限があるからこそ力が発揮できると思う。逆に住む場所に関しては、期限はなくてよい。援護寮は生活訓練施設なので、期限は必要だが、グループホームなど、住むだけの場所には不必要。その中でも一人ぐらしをしたい人はいずれその気持ちになると思うから。自立支援法はまず就労訓練ありきだが、自分がどの方向に行けるのか、行きたいのか、どこで住むのが一番合っているかなど考える時間、試す時間が必要。それには今の生活訓練施設のような場所が必要。ケアマネだけではむずかしいと思う。実際、その人が試す場所、時間がある。（その人が自分の力を自分で分かるために）
- ・就労継続A型における最賃制導入は事業として非常に厳しい。職員定数や利用者定員制も廃止すべきだ。
- ・まず、国の根本的見直しというのに不信感があります。そもそも、この問題は将来に向けて膨らむ社会保障費の削減をベースに出来たものだからです。ですから、一時的なものであったり、選挙に利用されたりするものであってはいけないと思います。
支援法にも地域移行などすばらしい理念はあるのですが介護保険同様、政策を進め、充実させていくには、以前より何倍ものお金を覚悟の上でやらなければ単に「魂入らず」で終わってしまうでしょう。
現在、私たちは利用料の問題で移行もせず無認可のままですが、その分実施主体が市町村に移ったことで、県補助はカットされ、町からの補助金も今年370万円から320万円にカットされました。町からの補助金としていつまで保障されているかわかりませんので、安くなった利用料を工賃に上乘せし、新体系を頭に置いている現在です。
脱施設を大きな柱にするならば小規模の形態は理に叶っているのにとしながら。
- ・福祉サービス事業の定員制により、必要支援員数が絶対的認定要件になっているため、人件費は個定費となっています。
しかし、サービス料は利用日数でしか算定されないため、必要な人件費が入らない場合は事業は赤字になってしまうというところが、支援法の狙いなのではないでしょうか。事業所を淘汰してつぶしていき、大きな施設・事業所に収レンしていこうという考えなのかもしれません。
また、福祉サービスにも法人税がかかってくるという所にも大きな疑問をもっています。ますます、大施設・事業所に吸収されてしまい（無認可作業所が必死の思いで移行しても）小回りがきき、利用者の一人ひとりに目を向けやすい施設はどんどんつぶれていってしまうのではないのでしょうか？
- ・利用料を個人が負担する、という基本的な考え方には賛成。今まで障害者支援を提供する側も、制度への甘えがあった事を反省している。
しかし、高機能自閉の方や、高次脳機能障害の方の生活への不都合に対するニーズのくみとりが現

行法の判定では不十分と考えられる。その点、有識者の意見等により、再編して欲しい。

- ・利用料の算出等の事務処理が複雑すぎてよくわかりません。わかりやすい利用料体系にしてほしいです。

- ・障害者もその家族も、施設も、施設職員も暮らしにくすぎます。

障害の重い軽いでサービスを決定するのではなく、必要なサービスを受ける事で支援度として決定してほしい。

生きていく部分に対してはサービス料金は無料で、楽しみ他の部分でサービス料金をとる方が納得できる。

制度を変更する度に必要となっている事が経費に地方自治体は莫大な金を使用している。その金があれば、もう少し楽に生活できる人がいるのではないか。

生活保護世帯より低い収入で法律的にOKなのが許せない。

- ・精神障害者の施設としては、自立支援法に納得していません。精神障害の方は非常に多くなっていると聞いていますが、施設に通所しているのはほんの少数です。それは症状の特性として、どうしても閉じこもり、社会との関わりが苦手になってしまうからです。こうした障害の方々の唯一の行き場として、施設は今まで大きな働きを担ってきました。当事者は勇気をふりしぼり、出かける。皆が長い間自分とかつとうしながら、まず外に出ることを目標にし、生活リズムを整え、体調を整え少しずつ仕事ができるようになるのです。(どうしても仕事ができない人もいます)施設はこの間の大事な手助けをしていると考えます。

自立支援法により利用料負担となりました。そうでなくても家族に申し訳ないと遠慮しながら生きている人が利用料を払って、どんどん仕事ができるという自信はもてません。

施設としても報酬給付運営となれば当然困難をきわめます。

他の障害の方と違って、精神障害の方については定期的な通院は欠かせませんし、それに加えて、体調不調、意欲減退、人間関係のひずみなど多くのものを抱えており利用の安定を計ることができず、給付が見込めないからです。利用者の方々の症状が不安定になれば、施設の運営が不安定になり、悪化、破綻に近づくでしょう。そんなことでいいのでしょうか？本当に精神障害者の人達を地域で受け入れていこうと考えるのなら、自立を考えるのなら、体調不調にさいなまれながら日々を過ごす人達が何の負担もなく、体調にあわせて安心して働くことのできる場所、また閉じこもりを防ぐためにも障害者の出て行く場所を取り去ることのないよう、今せつかく外に出ることができるようになっている利用者の方々を再び閉じこもりにさせないためにも施設存続は不可欠です。大きな見直しを切に求めます。

- ・支援費制度のままでよいのではないか。日中の生活の場の確保は、施設内でプログラムを作成し、実施していくことは利用者の生活の活性化につながり、参考となりよいと思う。地域格差がある。
- ・利用者一律の報酬ではなく、支援度に応じた報酬としてほしい。障害程度区分の判定も、障害に応じた基準とする事と、市町村によって格差のないような判定にしてほしい。

職員配置基準も障害に応じた見直しをしてほしい。

- ・応益負担の廃止。障害者年金の増額。

- ・見直しは大切なことだが、制度がころころ変わっていくことへの不安はある。大きな施設は大丈夫だろうか。弱小は対応できない。対応できなければ、即、利用者達に負担がかかってしまう。それは、現在、通ってくる利用者に申し訳ない。

- ・養護学校を卒業後、行き場所(受け入れ場所)がない。まして一般事業の受け入れは困難。就労支援事業所の数が少ない。

居宅介護で定められたサービス内容と利用者、家族のニーズが合わない。報酬単価が安い。市町村

によって、障害者、家族に対する支援体制の格差がある。

※福祉事業所の職員が手帳の交付に来た家族等にきちんと面談しアセスメント課題分析等を行いサービスの紹介など手厚くサポートする市町村もあれば、手帳交付の事務的手続きだけを行い、後日、手帳と福祉のしおりを同封するだけの市町村もある。介護保険でいう介護支援専門員のような職務を行う者がいないので複数の事業所が関わっている利用者に対して各事業所の単独のサービスになり、連携等もとりにくい。

・生活介護事業について

障害程度区分によって利用が出来なくなる制度はおかしい。又、利用者の平均区分で施設の報酬単価が設定され一律の単価になるのは個別支援の考えに反するのではないのか。

日額制について

利用者から見れば希望する複数のサービスを受けやすい状況であるが、施設経営は不安定で減収になっている。双方が納得出来る解決策はないものだろうか。

障害程度区分について

市町村の財力により、程度区分に差が生じることがあってはならないと思う。又、認定調査により個人個人適切な判定が出来ているとは言いがたい。

・今回の支援法では、「三分一両損」ではなく

◎利用者→程度区分による

◎施設→運営経費の不足により不安定（日割）

家族 差別感増 負担感増

◎国 →税額費用の減により特であり、一番得をするのはお上だけである。

☆ 障害を持って生まれた事は経費がかかるから、悪い事なのか？

むしろ、人として国民の一人として国をあげて守るのが、本当ではないのか？

☆ 地域で密着して支援することは、当たり前のことではあるが、それに対しての地域への（補助）割合が不安定な為、地域間格差が生じている。

☆ +があつて-があるのならば、まだ納得できるが、-のみでは納得出来ない。

☆ 基礎年金を8.5万→10万。 6.5万→8万位に上げた上

入所施設利用の間は、半額もしくは、廃止にし、地域へ出た場合にはその分増額するとかの方法があれば、もっと理解されるのでは。なぜならば、年金額が国の言う最低労働賃金（9.5万）より低いからである。

☆ 働きにくい人が多いから、働けないのであって、「働けるのに働かない」のではない。それが、障害特性です。

・障害者福祉支援に対して、応益負担という考え方はやめるべきだ。それぞれの障害に必要な支援をすべきなのに、支援が多くなれば、益がふえるととらえるのはおかしい。障害者の生活実態に添う支援は絶対に益でなくやるべきだと思います。

どの地域に生活しているかにより、障害者自立支援のための諸々の社会資源の有無が、その生活や受けられる支援内容に差が出てきています。不平等です、自己判断、自己選択、自己決定が大事と言われても、どうすることもできない状況です。県内においては、東部地域、中山間地域などに社会資源が不足し、平等な支援のできる状況にありません。障害をもつ方々の一人ひとりのQOL向上のために社会資源を充実させるべきです。

利用者の工賃アップを目指すなら、専門の仕事のノウハウをもつ職員確保も必要。これには運営に対する経費がなくてはやっていけない。また、他職種に比べ、福祉施設は賃金が安く、有能な人材の確保も難しい。

質問の内容や言葉が、様々な障害の方がいるなか難しいです。

利用者の方、又家族の方であっても、分からない方もいると思います。
通所施設利用の方には、説明をしたあと選択肢を選んでいただきました。
(家族が記入、本人が記入色々です)

・生活の実態に合った利用料の負担

(就労できない方が圧倒的に多く、年金等限られた収入からの利用料負担は軽減されたとはいえ、生活をなお圧迫している方もおいでます)

地域のサービスの基盤の整備

(山間地域ではサービスの種類も少なく、例えば、状態が重くなりヘルパーでの入浴介助ができなくなると、入浴のてだてのなくなる方もおられます)

ご本人の状態を正確に把握し、必要なサービスを受けられるよう、介護保険制度のようにケアマネジャーが必要では？事業所も利用者さんに変化等あった時に、誰にどういう風に相談すれば？というとまどいもあります。

・報酬体系が低水準の為、人材不足、経営悪化が進んでいる。

ケアマネジメンツの体制が不十分であり、利用者のサービスの必要性等曖昧である。

・障害者が不安なく生活でき、頑張ろうと思えるような支援をできる施策になればと思います。

・就労支援施設における利用料はなくしてほしい。

通所サービス利用促進事業は今後も必要である。利用できる事業所が少ない上、交通の不便な地域にある事業所は送迎がないと利用が難しい。また送迎に時間がとられるため送迎担当の職員を雇用した場合、運営が厳しい。

精神障害のある方はコンスタントな利用は難しく、長期の休みを繰り返すことがあるため、訓練等給付費のしくみでは運営が厳しい。1人あたりの単価も低い。

・継続可能な制度の構築といて応益負担の導入や報酬減が実施されたが、利用者、サービス事業者が使えない制度になっている。

就労だけが自立ではないという視点が欠けている。これは福祉関係者の中にもいる。

・利用者が一般就労できる様に支援していますが、現状の経済低迷状態では困難です。企業に障害者雇用枠の徹底を図ってほしいです。あわせて、作業所を訓練の場所とでなく、就労の場として考えられる様に、法の見直しを願いたいです。

・三障害を一元化した自立支援法であるが、精神・知的・身体それぞれの障害特性が重視されていない。障害程度区分は1つの物差しでは測れない。それぞれ分けるべきサービスの質・量ともに地域格差が生じているため、必要としているものが使えなかったりする。

・小規模作業所から事業所に移行できた事はよかった。

送迎サービスの補助金、施設整備等の補助金をいただき以前よりは、充実した支援が出来るようになったと思うが、まだ地域の中に住める体制が出来ていない。

福祉予算をけずると人を雇用出来なくなる。サービスのあるところは充分予算を使い、サービスのない地方はほとんど利用出来ないでいる。公共工事がなくなった今、地方福祉の向上をはかる事で雇用創出や工事の発注が出来ると思う。一挙両得になる。国は給付金を減らすので、事業者はサービスを充実させれなく法の理念とは逆行した方向へ行っている。施設から地域へというなら、グループホーム等が作りやすいような体制にするべき。障害者だけを集めた作業所ではなく、健常の人と障害者の人と一緒に働くワークシェア型の事業、協同組的のものへの変換が必要なのでは？障害者の人生を原点にもどって、みなでもう一度考え直し地域の中での位置づけをしていく必要があるのでは。

・新体系へ移行した場合、報酬が更に大きく減となり、この水準では、事業運営が大変厳しいものと

なる。これでは、障害のある方を自立させる前に事業所が自立できなくなる。弱い立場にある者が、普通に暮らせるような、政策・制度を作してほしい。

- 利用者・家族から見た視点で抜本的見直しをお願いする。
- ケアマネジメントがない。

ケアマネとして相談できる人がいないため、事業所負担が大きい。事業所に相談等が多いが、何の報酬もないため、事業所として運営する事が厳しい。請求事務も、6ヶ月に1回は、証明書発行の手続きや、ソフトも難しい。再々変わると対応困難です。収入が少ないため、ソフト会社の導入も難しい。

- 制度が変わり、施行されたかと思うと、その中身（利用者の負担等）が変わり、減額になって利用者の負担が少なくなることは、確かに望ましいことではあります。事業所側としては、たびたび変わることで、とまどいもあるということは言えます。やってみなければわからないという点もあるかと思いますが、事業所としては、数ヶ月ですぐ変わるということのないよう見直しして頂ければと思います。
- 利用者の年齢が、高齢化しているため、できる作業は限られてくる。したがって、本人の工賃収入は乏しい。それに対して、利用料の加算があり、いくら見直し、軽減されても、大変困難な状況である。預貯金がある方はなんとかクリアできるが、若年層の方は、家庭からの支給がないと利用はむずかしくなっているように思われる。まして、親なき後も、どうなるか不安定な状況ではないでしょうか。また、利用者（当事者）が利用しやすいサービスを受けるには職員の質の向上が問われるが、職員の数も限られる中課題がたくさんあるように思われる。

当事者アンケートおよび施設・事業所の自由記述回答結果

障害者自立支援法制度やそれをめぐる政策の問題点を指摘する声がほとんどであり、利用料負担原則（廃止を含む）の問題、認定制度の問題、自立や自立支援のとらえ方の問題、障害年金水準の低さの問題、国の予算配分方法の問題、作業所・施設の経営不安の問題、一般就労への移行に向けた課題、職員の給料保障、制度理解・説明の不十分さ、障害種別格差の存在、自立支援法の抜本見直し・廃止を求める意見、介護保険との関係に関する不安、サービス基盤整備や地域格差の問題などをあげる意見が複数見られ、それらを端的に代表する意見として、利用者の立場に立った政策立案を求める意見が相当数見られた。

(施設・事業所アンケート)

当事者アンケートと同様、障害者自立支援法制度やそれをめぐる政策の問題点を指摘する声がほとんどであり、国の予算配分方法の問題、質の良い職員の確保の必要性、事業所運営の不安定さ、報酬水準の低さの問題、利用料負担原則の問題、認定制度の問題、サービス基盤整備の問題、ケアマネジメント体制の問題、制度の複雑さ、制度改革への不信感・不安感などが、複数指摘されている。

当事者アンケートおよび施設・事業所の自由記述回答結果の意見分布と回答例

(当事者アンケート) 回答272名	問題点に関する複数意見
利用料・医療費負担の問題	81
自立支援法の抜本見直し・廃止を求める意見	69
利用者の立場・意見やニーズ・実態をふまえた政策立案を求める意見	40
子(本人)の生活や将来に対する不安	27
サービス基盤整備や地域格差の問題	21
認定制度の問題	19
障害種別や程度、個別性に応じた施策・支援の必要性	17
制度理解・説明の不十分さ	13
自立や自立支援のとらえ方の問題	12
一般就労への移行に向けた課題	10
職員の給与等の労働条件の改善	7
介護保険との関係に関する不安	5
国の予算配分方法の問題	5
工賃の低さの問題	4
障害年金水準の低さの問題	3
作業所・施設の経営不安の問題	2
職員配置の問題	2
通院のタクシー代などの移動に伴う負担問題	2
地方行政の協力を求める意見	2

〔施設・事業所アンケート〕 回答30事業所 問題点に関する複数意見

報酬水準の低さや体系、事業所運営の不安定さの問題	10
利用料負担の問題	8
サービス基盤整備や地域格差の問題	8
認定制度の問題	5
質の良い職員等の人材確保の必要性	5
事業移行や事業条件の問題	3
自立支援法の抜本見直し・廃止を求める意見	3
国の予算配分方法の問題	3
ケアマネジメント体制の問題	3
制度変更に伴う混乱・不安感	3
障害年金水準の低さの問題	2
当事者の生活や将来に対する不安	2
障害種別や程度、個別性に応じた施策・支援の必要性	2
利用者の立場や実態をふまえた政策立案を求める意見	2
自立や自立支援のとらえ方の問題	2
制度の谷間の問題	1
職員配置の問題	1
ニーズに合わせたサービス内容の問題	1
制度の複雑さの問題	1
一般就労への移行に向けた課題	1

「当事者回答例」

（利用料）

・障害を持っているために、（生きるために必要な援助に対して）負担金があるということに納得できません。お金を出せば、サービスが受けられる制度は、経済的に優位な人には便利で心強いことだと思いますが、本当に貧しく重度の障害をもつ人には意味がありません。

・現在すでに利用料の支払いで、生活できなくなっています。どうしてこのような苦しい思いをしなければならないのですか。買い物にいてもお金がないので食べ物だけしか買えません。生活していくのに必要な物が買えません。助けてください。法律をなおしてください。生きていくのに困らないようにしてください。

・今のままでは何も出来ない。金ばかりとられる。支援法が出来るまでは、楽しみもあった（少しの余裕もあった）が、それが今は全くできなくなった。（外出とか外食とか 極端に減った）

（意見反映）

・自立支援法を廃止して、利用者、家族の意見を反映させてほしい。障害者が社会で生活していけるようにしてほしい。

（基盤整備）

・もっと福祉サービスが充実し、利用者が選べるようになれる様（グループホーム等）設備、事業を充実させて欲しい。又、住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援して欲しい。

・障害者が地域で安心して暮らせる社会を作ってほしい。

(認定)

・障害程度区分3、軽ければ施設を出なくてはならない。家庭では見れないので、入所している。希望をすれば施設においてもらえるような政策にしてもらいたい。保護者が亡くなった後の事を考えると不安で心配です。

- ・障害者自立支援法の障害程度区分で区分3の判定が出たが、施設でないとうよう生活していけない。
- ・3障害同じ項目の判定ではなく、それぞれの障害に応じた細かい基準にて行ってほしいと思います。
- ・障害程度区分の項目が知的障害者にはあてはまるところが少ないため、もっと見直してほしい。

(自立)

・知的障害、身体障害など自分で生活が出来ない障害者にも自立と言われても、人の助けなくては生きていけません。聞こえはいいですが、障害者によって自立は無理だと思い、安心出来る生活をのぞみます。

・知的障害者（更生施設）は、自立する事はできず、不可能であり、自立支援法は悪法であり直ちに廃止すべきである。

「施設・事業所回答例」

(報酬)

・施設としても報酬給付運営となれば当然困難をきわめます。他の障害の方と違って、精神障害の方については定期的な通院は欠かせませんし、それに加えて、体調不調、意欲減退、人間関係のひずみなど多くのものを抱えており利用の安定を計ることができず、給付が見込めないからです。利用者の方々の症状が不安定になれば、施設の運営が不安定になり、悪化、破綻に近づくでしょう。そんなことでいいのでしょうか？

・利用できる事業所が少ない上、交通の不便な地域にある事業所は送迎がないと利用が難しい。また送迎に時間がとられるため送迎担当の職員を雇用した場合、運営が厳しい。

精神障害のある方はコンスタントな利用は難しく、長期の休みを繰り返すことがあるため、訓練等給付費のしくみでは運営が厳しい。1人あたりの単価も低い。

(利用料)

・就労できない方が圧倒的に多く、年金等限られた収入からの利用料負担は軽減されたとはいえ、生活をなお圧迫している方もおいでます。）

・利用者の年齢が、高齢化しているため、できる作業は限られてくる。したがって、本人の工賃収入は乏しい。それに対して、利用料の加算があり、いくら見直し、軽減されても、大変困難な状況である。

(地域格差)

・自己判断、自己選択、自己決定が大事と言われても、どうすることもできない状況です。県内においては、東部地域、中山間地域などに社会資源が不足し、平等な支援のできる状況にありません。障害をもつ方々の一人ひとりのQOL向上のために社会資源を充実させるべきです。

・山間地域ではサービスの種類も少なく、例えば、状態が重くなりヘルパーでの入浴介助ができなくなると、入浴のてだてのなくなる方もおられます。

(ケアマネジメントの体制)

・ケアマネとして相談できる人がいないため、事業所負担が大きい。事業所に相談等が多いが、何の報酬もないため、事業所として運営する事が厳しい

総括と今後の方向

今回の第二次調査では、障害者自立支援法実施後3年あまりを経過した現段階で、第一次調査時との変化の有無など、その実態の全体構造を明らかにすることである。とくに、利用料の激変緩和・緊急措置の影響により、当事者の生活や施設・事業所の運営がどのように変わり、あるいは変わっていないのかという点が主要な問題意識の一つであった。

激変緩和・緊急措置により、「楽になった」という回答を合わせて3割見られるように、一定の軽減効果が現れていることが明らかになった。しかし、「依然として費用負担は重い」、「負担原則を変えない限り問題は解決しない」という回答が合わせて4割以上見られる通り、費用負担問題は根強く残っている。

理由として、「就労や生活に切実なサービスを受けるために利用料負担があること自体が納得できない」という原則的な問題をあげる人が最も多く、「工賃や年金の収入と比べ、利用料の負担が依然として重い」という人も次に多くなっている。今後の方向としては、「今の負担のしくみや考え方を抜本的に改めるべき」が過半数に達している。

現在、障害者自立支援法改正法案が国会に上程されているが、1割負担を上限としたまま激変緩和・緊急措置を継続することにより、表現のうえでは「応能負担原則」ということを法律上明確化しようとしている。しかし、上記の結果からすれば、定率負担という制度設計の考え方自体の見直しや費用負担の無料化をも視野に入れた応能負担の実質的な確立が求められる。あわせて、施設・事業所が問題視する理由回答から示唆されるように、年金制度の充実や、工賃向上に向けた施設・事業所の努力も求められる。

認定制度については、認定調査・審査業務が定着してきているせいか、当事者の満足派が過半数に達している。しかし、満足していない人も4割おり、とくに、その理由として、「認定調査項目が障害や生活の実態に合わない」ということが最も問題視されている。施設・事業所においては、7割以上が評価していないという状況は変わらず、理由は利用者と同じく、「認定調査項目が障害や生活の実態に合わない」ということが最も問題視されている。障害種別では、当事者、事業所・施設ともに、知的障害の不満割合が最も高くなっており、少なくとも、障害種別に応じた認定調査項目の再検討が課題であると言える。

障害者自立支援法改正法案では、現在の「障害程度区分」認定を「障害支援区分」認定に変更することが予定されているが、少なくとも、障害種別に分けた認定調査項目を設け、実態に応じた認定制度に近づける必要がある。また、「障害支援区分」に変更することによって、「必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分であることを明確化」することが予定されているが、介護保険と同様、サービス利用量の面から、認定制度の支給制限との結びつきが強化されることが懸念されている。介護保険制度の問題点を再生産しないよう、慎重な政策立案が求められる。自由記述からも、一人ひとりの障害の特性や生活実態に応じた多様な対応が求められていることから、認定制度を事実上、包括的なケアマネジメント制度に吸収するなど、より個別ニーズに即したサービス内容・量の必要性の判断とサービス利用支援をおこなえる方向が検討されるべきである。

事業所・施設の収入変化に関しては、自立支援法前（2005年度）と比べて施行後（2007年度）、それに関して回答のあった54事業所・施設のうち、38事業所・施設が減収と答えており、依然として厳しい経営状況にある。増収した場合も、最も多い理由としては、無認可作業所からの移行があげられており、法定施設にとっての経営環境が必ずしも改善しているわけではない。

2007年度以降の施設補助の増額措置等に関しても、「やや・たいへん楽になった」と受け止めている事業所・施設は2割に満たない。施設・事業所の運営上の問題点としては、今回も、「安定的な事業運営が困難なほど報酬体系が低水準」という回答が7割と最も多くなっており（前回より1割以上の増加）、その主な原因である報酬の日額実員制を改める必要がある。現在の改正案においても、この報酬原則は変えられる予定がない。利用者の生活の持続可能性にとって、事業所・施設の持続可能性は背中合わせにあり、報酬原則の抜本見直しが求められる。

自立支援法制度の微調整に伴う混乱が利用者・事業所の両サイドから問題視されているが、今後の方向としては、利用者・家族、施設・事業所ともに、「自立支援法を廃止して、当事者・家族の意見を反映させた政策立案をやり直すべき」という意見が最大多数派となっている。この質問に答えてくださった1401名のうち、廃止意見が67%、見直し意見が23%あり、現行制度を変更すべき、という意見が合わせて9割に達している。少なくとも、十分に民主的な意思決定、政策形成プロセスを通じて、障害者自立支援法の全面的な見直しをおこない、要支援者および支援者が納得のできる真の意味で持続可能な制度改革が求められる。財政効率化により制度が持ちこたえたとしても、障害者の生活と生活支援の持続可能性が不安定になるのであれば、社会保障の存在意義が損なわれることになる。

資料

パネルディスカッション
障害者自立支援法をどう変えるのか

障害者自立支援法の抜本改正を考えるシンポジウム Part2

パネルディスカッション 「障害者自立支援法をどう変えるのか」

2009年7月5日(日) 13:30~

於：県立ふくし交流プラザ2階多目的ホール

コーディネーター

田中 きよむさん (高知女子大学社会福祉学部教授)

パネリスト

稲田 福代さん (身体障害者療護施設オイコニア利用者)

南 守さん (知的障害者更生施設あじさい園施設長)

坂本 靖志さん (元・さんかく広場利用者)

田邊 桐子さん (高知県地域福祉部障害保健福祉課地域生活支援担当チーフ)



(田中さん)

そうしましたら、ただ今からパネルディスカッションに移りたいと思います。

調査結果の通り、今後、障害者自立支援法を変えていくということについては大部分の方が思われているわけですが、それをどのようにしていくべきなのか。それと同時に、法制度だけではなくて、この高知県の障がい者福祉をどうしていけばいいのか。それをそれぞれのお立場から、当事者のお立場、その中では、さらに稲田さんのように施設利用者の方、それから、通所授産施設から民間就労へ移行された坂本さん。また、施設を経営する立場から、あるいは知的障がい者施設の立場から南さん。そして、県の行政の立場から、高知県障害福祉課の田邊さんにお越しいただいておりますので、それぞれの立場から現状なり今後の方向、あるいはこれまでの暮らしというお話も聞かせていただければかと思いますが、今後どうしていきたいのか、どうすべきなのか、そういったことについてもご発言いただき、そして今後の方向を皆さんとともに考えていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、最初にですけれども、先ほどアンケートの結果というのをご説明させていただきましたけれども、それにつきまして皆さん聞いていただいて、感想なり思われたこと、あるいは特に関心を持ったことなどございましたら、聞かせていただければと思います。

まず稲田さんから、今のアンケート調査結果を聞いていただいて何か思われたことや、特に印象に残ったことでも、何かございましたら少しご発言いただけますでしょうか。

1. アンケート結果をどうみるか

(稲田さん)

初めまして。オイコニアの稲田と申します。

私は施設の利用をしております。前回、2年ほど前にも、自立支援法のことパネリストとして出させてもらったことがあります。施設にもこのアンケートが回ってきて、一応私もアンケートに答えたのですが、少しおかしな話をするかもしれませんが、実際このアンケートなどを見て

いまして、また今さっきも考えていたのですが、障害者自立支援法とは一体何なのかという感じがしたのです。自立支援にしては利用者の立場からしても、例えば、オイコニアでは一応自分も年金をもらっているのですが、年金の中から食費や光熱水費なども払って、その残りで自分の趣味などをいろいろやっているのですが、今までは、そういう自立支援法以前では、それほどお金も使わずに済んだのですが、この自立支援法を見てみると、一体何のためにこの支援するお金を払ったり、緊張してちょっと話がそれるのですが、このアンケート調査をしても自立支援法の意味がみんな分かっているのかな、また、自分自身も全然何かよく分かっていないのだけれど、引かれるものは引かれたりと。だから、払わなければいけないものは払わなければいけないみたいにできているのですが、その中でも、やはり年金だけで生活して、年金の中で自分の趣味の旅行などをしたりするのですが、残らないというのはやはり将来的にも、施設にいる以上は食べることや寝ることなどには問題はないのですが、やはりたまには外出や旅行に出て行きたいのに、お金がないというので結局は何かを抑えるというか。



例えば、ほかの利用者の話も聞いたのですが、例えばコンサートに行きたい。けれど、残るお金が少ないから、結局美容院代を削るとか、化粧品代を削るとか、そういうふうにしてやりくりもして生活をしているという話も聞いていたので、自分もこの障害者自立支援という意味自体も分かってないし、それなのにいろいろ払わされるとか。

今のままではやはり、施設にいる以上は食べるとか寝るとか、そういう分には一切構わないのですが、やはり将来のことなどを考えたり、人間最低限の生きることを考えたら、もう少し余裕のある生活をしたいなと思います。やはりアンケート自体を見ても、このアンケートの意味そのものというか、このアンケート自体じゃなくてあまり、自立支援法という意味がみんなには「分かってない」とか、「理解してない」ということが多いのではないかと思います。

少し、自分自身が焦っているのであまり回答になってないかもしれませんが、取りあえず自分の意見として言わせていただきました。

(田中さん)

ありがとうございます。

施設入所の場合、利用料負担の上限設定による軽減ということの対象にはならないのですが、個別減免という措置の減免制度が別にあります。ただ、今お話にありましたような光熱水費や、あるいは利用料、食費などを払って、最低月2万5,000円は残すということになります。ですから、場合によってはその月2万5,000円しか残らないという側面がこの制度発足後、施設入所者の場合、貫かれておるわけです。

稲田さんのお話の中で、好きな旅行や外出などを楽しみにしているけど、それは年金の中でやりくりしているということですが、確認ですけれども、やはり自立支援法施行後の費用負担の中で、そういったものを少し減らすとか制限するという面は、稲田さんの中でも出てきているわけですか。「旅行や外出を少し抑えようか」とか、「少し減らそうか」とか、そういった面が実際に自立支援法施行後、出ているということでしょうか。

(稲田)

そうですね、自分が趣味として旅行へ行ったり外出したりなどをしているのですが、そうすると何かを、基礎年金の中で限られた範囲の半数以上を支援費として引かれて、その残ったお金で

旅行や買い物、外出したりなどをしているのですが、今度から、田舎の家にたまには帰りたいな
と思い、外泊や外出もしたいのですが、結局そのへんはあまり。家に帰ると誰も介助してくれる
人がいないので、結局施設から出ることを控えていたのですが、今度からはシルバー人材派遣の
介護者などの制度を利用して、時々家に帰ろうと思っているのですが、それでもやはり、そのシ
ルバー人材派遣の介護をしてもらうためにもお金が要するという事は、やはりどちらを選ぶかと
いえば、施設にずっといる方を選ぶか、たまにはお金が要っても家へ帰ったり外出したりなどし
たいというので、やはり自立支援法のためにだけお金を貯めると、やはり残るものも少なくなる
ので。

かといって、少ない予算で家族が介護できない分、ほかの支援制度に頼るとしてもお金が要る
というのは、やはり不公平という不安でもあるし、いつまでも継続はできないので、できれば
自分も自立支援法は仕方がないとしても、廃案できるというのが無理なら、ある程度軽減という
か、施設にいる以上、軽減というのもあまり聞いたことがないし、利用したことがないのですが、
「こんなもんかな」という、なあなあで済まされているような感じです。利用料を払っている
ので、やはりもう少し見直してもらいたいと思います。

(田中さん)

ありがとうございました。

本当に限られた収入の中で自由に使えるお金が制約されて、それがまさに「生活の自由」、もう
少し言えば「生きる自由」ということに制限を加えられる面があるということをお話いただいた
のではないかと思います。

次に南さんの方から、施設経営のお立場で、あるいはもっと広い視点でお話いただける面も
あるかと思いますが、取りあえずはそのアンケート調査結果に対する感想なりコメントをいただ
けましたらと思います。

(南さん)

南です。

自分の立場は先ほどご紹介いただきましたが、知的障害者入所更生施設
と通所授産施設の経営と運営をしております。もう1つは、「全国知的障害
者施設家族会連合会」という、略して「全施連」というのですが、この全
国の家族の集まりの中でも一緒にやっているという2つの立場で少し述べ
たいと思います。



その全施連の会長を由岐というのですが、彼は兵庫県にいますけれども、その由岐さんが
ある時に、ちょうど厚生労働省も与党のPTもいる中だったと思いますが、「自立支援法はどうな
んだ」というような話のときに、彼は「日本の障がい者福祉の歴史の中で、犯罪的な歴史をつく
った」という言い方をしました。先ほど、稲田さんからもお話があったのですが、利用料の問題
も大きな問題です。

それから、利用料というと皆さんはすぐ、1割負担が頭の中に浮かぶかも知れませんが、実
はその利用料の中で、「の」を間に入れた「利用者の負担」となると、随分意味合いが違ってき
ます。利用者の負担というのは、利用料原則1割負担、現在は、減免などがあり1割の4分の1
程度になっているのですが、もう一方の負担、いわゆる「特定費用」といわれる、いわば実費負
担です。その実費負担が覆いかぶさってきている。この2つが相まって、利用者の負担となって、
利用者に重たい負担を掛けているということです。

つい最近も、障害者権利条約を進めている弁護士さんの講演を聞いたり話したりしたときに、彼はあっさり言いました。「日本の法律は貧乏人から金を取るんだ」と。「だから、どんどんとやりやすい障がい者なり、いわゆる弱者の方から金を取っていくことをまず考えている」。つまり、比率から考えたらまさにそのとおりです。それで、彼はそれを障害者権利条約の中で何とか改善したいというふうに考えている、という話をお聞きしたところです。

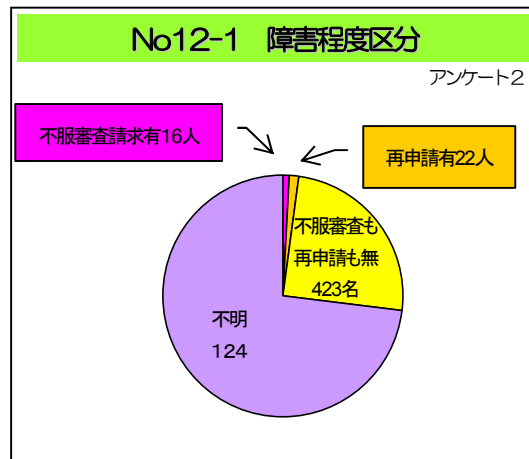
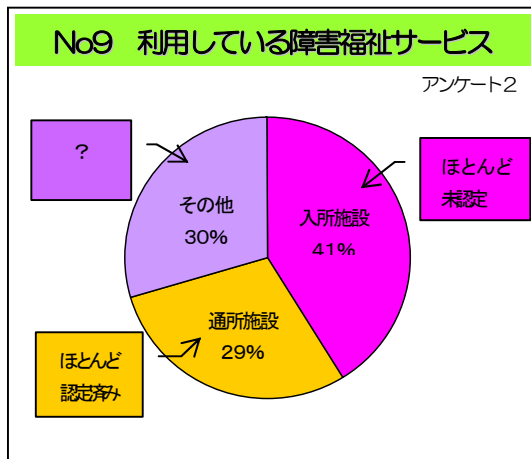
それで先ほど、田中先生から冒頭にご説明があったように、制度の問題点、いわゆるナンバー19にあったと思いますが、この中でやっぱり一番が頻繁に変わる制度の変更、これがどうもよく分からないということと、それから程度区分の問題、それから「制度が難しい」、さまざまありました。これは田中先生がご説明されたとおりでありますが、自分としては、一番注目してほしいのはこの「不明」という回答です。このナンバー19も「不明」が大きいです。それで、ナンバー10の障害程度区分について、「どういうふうな障害程度区分を受けましたか」というと、「不明」が多い。というように、最近自分は、このアンケートも含めて、全国と、もう1つは高知県のものですが、こういう調査に携わりましたが、この「不明」がやはり多いのです。つまり「不明」が多いということは、分からないんですよ。障害者自立支援法がなかなか分かりにくいので、アンケートで調査されても答えられないということがあるのではないかと、それほど分かりにくいです。それで、「障害者自立支援法は何が一番いけないか」と聞かれたときに、よく言うのは「分かりづらいうから」と言います。本当に分かりません。

今日、県の方からも来られているのですが、例えば今回、利用者の負担、利用料、いわゆる1割負担を4分の1程度にして、利用料がずっと継続していくことになったのですが、それとか、現在利用している方たちが引き続き入所系の施設を利用していき施設としては、施設入所支援、それから生活介護等を組み合わせた障がい者支援施設に、平成24年4月1日以降も引き続き利用ができることになったことが分かるのに、法律やさまざまなものを読んでも分かりません。何を読めば分かるかという、その下にある規則だとか、いわゆる政省令というものですね。それで、政省令でまだ書いてないからまだまだ、もっと奥底、いわゆる事務処理の規定やさまざまなものでやっと分かっていくというふうに、われわれはある程度この業界で住んでいますので、そのあたりの資料は手に入るのですが、一般の方にはまず入ってこない。そして、障がい者当事者にもまず資料が入ってこない。それで、ずっと先の隠されたところで大事なことが決まっている。それで、障害者自立支援法は、今日も先ほどのまとめの方で田中先生が言われたように、簡単に言えば、言い換えればこの立法というのですか、障害者自立支援法という法律を作るときに、立法は国会議員の最大の役目だろうと思いますが、国会議員が厚生労働省の官僚に白紙委任状をもうほとんど渡していると。あとは白紙委任状の中に、どんとんと厚生官僚の方が財政などのことをにらみながら何とでも変えていけるものが、この政省令で成り立っている障害者自立支援法だろう。最近やっとそのあたりが、自分は個人的に納得するような状態になりました。

この「不明」というのが出てきたのは、1つは障害程度区分を受けていない方が高知県は多いのです。そういうことも1つです。利用している障害福祉サービスとして、入所施設が41%答えています。この入所施設は、ほとんど障害程度区分を受けておりません。そういうことで、障害程度区分自体を受けていないのが高知県の現状だろうと思います。

だからナンバー10の障害程度区分について、「分からない」、「不明」ということが出てくるのだろうと思いますし、それから、「障害程度区分で再申請をしたのか」とか、「不服申請の申し立てをしたのか」ということについても、再申請、正確には「介護給付等支給決定変更申請」をすることさえ、もしくは不服申請の申し立てをすることさえ知らない方が多い。それで、自分たちの施設で再審査、不服審査の申し立てをする前に、どのように決まったのかを知るために情報開

示を求めるのですが、ほとんどの市町村が非常に不機嫌に「なぜするの」と。もう少し言えば、「私たちのことを信用しないの」と。「違います。自分の状態をちゃんと正確に知りたいだけなんだ」と言っても、なかなか理解してくれません。個人情報保護法だとかいう法律も変に引っ張り出されて、要はなかなか出してくれない。それで、これはどうしても応援団が必要になってくると、この統計から見てもそういうことが言えるのではないかと思います。



再申請 22 人、不服審査請求 16 人の方は、非常に勇気があったのだと思います。実際、自分たちが不服審査とかその前の再申請、つまり「もう 1 回やり直してください」という申請ですが、これはなかなか難しいです。実は「当事者としては、自分たちが答えたものをどういうふうにして記録されたかを見せてください」と言っても、見せてくれないのです。「なぜですか」というと、「個人情報保護法」が出される。「ばかにするな」とよく言います。つまり自分のことを調査しておいて、自分が自分のことを知りたいときに個人情報保護法とは、どんな意味なのだろうと思います。

以上です。

(田中さん)

どうもありがとうございました。

本当に制度が分かりづらく、特に当事者の方にそれが十分に伝わっていない問題を中心にご指摘をいただきましたし、個人情報保護法が変な意味で活用されているのではないかと、こういうご指摘です。

後から、ひょっとしたらフロアの中にもそういった審査請求のご経験のある方がいらっしゃるかもしれませんので、そこでまたご意見を伺ってみたいと思います。

次に、坂本さんの方から、先ほどのアンケート結果なりを聞いていただいて、何か感想なりご意見なりありましたら、よろしく願いいたします。

(坂本さん)

私事を言わせていただき非常に悪いのですが、僕は精神障がい者なので、オール・オア・ナッシング的なことしか言えません。だから、この障害者自立支援法が始まったことが、「何と心のない法律なんだろう」と思いました。「施設を追い出されて、果たしてやっていけるのだろうか」と思い、困る毎日でした。

でも、いざ、僕は障害者福祉センターと「さんかく広場」の違いが分かって、社会復帰の準備

をし始めて、「ジョブコーチ」というトレーナーがついて、障害者自立支援を始めました。それで、社会人として、デイサービスセンターでパートのような感じですが週4日勤務し始めて、それで働いてみたら意外と、僕は高次脳機能障害ですごく記憶障害があるので、マニュアルどおりの仕事しかできないのですが、そのマニュアルをかつちりと障害者職業センターの人が作ってくれて、そのとおりに毎日仕事をしていけばそれでいいということで職場から言われて、マニュアルどおりの仕事をやっています。だから、それでオーケーなのです。ちゃんとお金ももらえます。だから、半自立ですよ。半自立というか、もう、給料は安いのですが自立ですよ。



それと、年金が少しありますので、それを足したらどうにか最低賃金の人ぐらいの収入にはなるので、どうにか一人でやっていこうかなという感じで今働いているところで、1日6時間の週4日のパートで働かせていただいています。

非常にありがたいことに、福祉施設の方はすごく働いてくれました。もう、本当に感謝しています。ありがとうございました。

(田中さん)

どうもありがとうございました。

坂本さんは高次脳機能障害ということで、その障がいをもつ方の中には必ずしも手帳を持たれていない方もいらっしゃるわけなのですが、いわば制度の谷間にある障がいということで、それはいろいろ理由や原因があるわけなのですが、まだ診断を受けられていない方もいらっしゃる。あるいは何人いるのかすら、まだ国の方でも完全な把握はされておらず、推計として「大体30万人ぐらいはいるだろう」と言われていますが、診断すら受けていない方もいらっしゃいます。自分が高次脳機能障害かどうか、ご家族も含めて分かっている方もいないということで、高知県でも、相談支援のための拠点施設というのがようやく立ち上がったばかりなのですが、ですから、手帳も持っていない方、今は精神というお話でしたが、精神、知的、身体、そのいずれの手帳にも結びついていない方もいらっしゃる。「手帳は半分ぐらいしか持っていないだろう」と言われているわけなのですが、「さんかく広場」での、そういう授産施設での就労を通じて、一般就労の方に移行して行かれたということで、高次脳機能障害には記憶、注意、遂行機能などの障がい、その他いろいろあるわけなのですが、その中で、今「半自立」というお話がありましたように、年金と合わせて最低賃金レベルの生活を確保できているというお話でした。

「就労による自立」ということも自立支援法の目指されたところですが、それについても皆さんと一緒に考えていければと思っております。

そうしましたら、次に田邊さんの方から、県の行政の立場から、この自立支援法施行後の高知県の現状なりをお話しいただけたらと思います。あるいは、制度について補足か何かありましたら、お願いいたします。

(田邊さん)

高知県の障害保健福祉課の田邊と申します。

まず私の方からは、少し今回のこのアンケートを見させていただいての感想などを述べさせていただきます、また後半の方では、制度の話などもさせていただきたいと思っております。

まずこのアンケートについてですが、実は私の課では、身体障害者手帳や養育手帳などの交付もやっております、障害者手帳というのは圧倒的にその身体障がい者の手帳が多いのですが、

このアンケートを見まして思ったのは、まず知的障がいの方の回答が多いというので、若干それはどうしてかなとも思ったのですが、高知県の場合、新法の施設、障害者自立支援法の施設に移行しているところが少なく、自立支援法は障がいの区別がないですけれども、旧法については精神とか知的とか身体では分かれておまして、どちらかというところ知的の施設が多いということで、こういう結果になっているのかなと思いました。



あと、中身というかその集計結果なども見てまいりますと、旧法の施設もありますけれども、新体系の施設の利用者もおりますし、あと入所系、通所系、訪問系問わず、サービスを利用されている方が回答されているということで、たくさんの方がこのアンケートに協力していただいたということと、このアンケートを集計するのも大変だったと思いますので、事務局の方にはまずお礼を申し上げたいなと思いました。

あと、その中身についてですけれども、まず10ページの「工賃収入」の所を見て思ったのですが、実は高知県の工賃収入というのは、全国平均が1万2,600円であるのに対して、19年は1万6,113円で、全国トップなのです。平成20年度はまだ出てないのですが、18年もトップでした。高知県では、全国でも珍しいのですが、「就労支援チーム」というのを平成19年度から、障害保健福祉課の中に設置しまして、就労支援の取り組みなどもしているのですが、まず何よりも雇用情勢が悪い中で、こういった工賃収入を維持しているということは、県内の事業者の方が努力をされているのかなと思いました。

あと11ページの「障害程度区分」なのですが、先ほど、南さんの方からお話がありましたが、高知県は新体系への移行が進んでいなくて、障害程度区分の判定を受けている人が少ないです。今回のアンケートでも32%の人しか障害程度区分の認定を受けてないということで、新体系への移行自体が、全国では42%であるのに対して、高知県は25%しか移行が進んでないということで、こういった結果が出ているのではないかと思います。

それから「軽・中度への偏りが見られる」ということですが、これにつきましても、幾つかは新体系の方に移行をしているのですが、高知県の場合、比較的重度の人が入所されていると言われている入所施設への移行がゼロということで、どちらかというところ軽度の方のグループホームですとか、居宅介護の利用者の方が認定を受けられていることが多いということで、そういったことがこういったように軽度・中度への隔たりが見られる原因にもなっているのかなとも思います。

ただ、「障害程度区分の認定結果の満足度」を見ますと、満足していない人が43.3%、あと、その満足していない理由としまして、「認定調査項目が障がいや生活の実態に合わない」といった意見が43.4%あることにつきましては、やはり当事者の切実な意見として、県としても重く受け止めなければならないと考えています。これまでもその障害程度区分の見直しにつきましては国の方に要望を挙げてまいりましたけれども、やはり、今後も引き続き要望等を挙げていかなければならないとあらためて思いました。

あと「自立支援法の問題点」ということで14ページに挙がっておりますけれども、その問題点としてやはり挙げられているのが、「制度が次々に変更されて不安定である」ということと、「障害程度区分の認定が実態に合わない」、あと、「応益の利用料負担原則という考え方が生活実態に合わない」という、以前から多く寄せられている声が上位に挙がっております。

その次の「地域のサービス基盤が遅れているため選択の余地が少ない」という答えが多いのですが、実は、これにつきましては高知県の課題であります。高知県におきましては34市町村があるうちに、障がい者施設が1つしかない市町村が9つで、障がい者施設自体がない、空白の市町

村が9市町村あります。これにつきましては、当然県としても整備を進めていかなければならないということで、県単の事業ですとか国の事業を入れて、いろいろ整備を進めているところですが、やはりまだまだ追いついていないのが実情です。

最後に、施設の運営に関してのアンケート結果が出ておりまして、20ページの「施設補助」ですけれども、「施設の補助、事業助成後の影響」などということで、施設の方から回答をいただいた中で、「やや大変」とか、「特に変わっていない」などというのがまだ37%とかありまして、やはり、かなり施設の経営の方が厳しいかなとは思いますが。ただ、これは昨年11月の調査ということで、今年4月には報酬改定がされまして、全体で5.1%の報酬アップがされたということと、特に国の方に高知県などからも提案をしまして、中山間地域における障がい福祉サービスとして、中山間地域については報酬が特別地域加算として加算されるとか、これまで小規模な事業所については、40人以下の定員の部分しか報酬の規定がなかったのですが、今回の改正で20人以下の小規模の事業所についても評価されるということで一部改正がなされておりまして、実際にアンケートの結果が出ておりませんので分かりませんが、少しは改善につながっていくのかなと思えました。

ただ、やはりアンケートの中にもありますように、まだまださまざまな課題があります。今回出していたそのアンケート結果につきましては、当然これからの県の施策の中にも反映させていきたいと思っておりますし、なかなか県だけでは改善ができないことにつきましては、やはりこういったアンケート結果などを参考に、国の方にもいろいろな要望を挙げていきたいと思っております。

2. 障害者自立支援法施行後3年余りの実態をどう評価するか

(田中さん)

どうもありがとうございました。

随分アンケートについて、細かくいろいろコメントをいただきまして、どうもありがとうございました。

そうしましたら、今のアンケート結果を踏まえて、この自立支援法についてどうしていくべきなのかということはあると思いますが、取りあえず実施後の実態ということにつきまして何かご意見がありましたら。自立支援法施行後の現在の生活なり、あるいは高知県の現状について、今どういうふうになってきているのかということについて何か、施設経営の立場、あるいは利用者の立場で、その自立支援法施行後の生活の変化なり経営の変化、あるいは県の障がい者福祉の動向など、この3年間というのをどのようにご覧になっているのかということ。

まず稲田さん。少し先ほどとお話が若干重なる部分もあるかもしれませんが、アンケート結果を踏まえてのご意見もいただきましたけれども、自立支援法施行後の現在の生活なり、あるいは高知県の障がい者福祉ということにつきまして何か、ご自身の施設の立場からでも構いませんので、あるいはご自身の生活の立場から現状をどのように見られているのか。あるいは、何かやはり問題だと思われることも、お聞かせいただけますでしょうか。自立支援法施行後の施設での生活の現状、あるいは、そこが自立支援法と絡んでどういう変化があったのか。あるいは現在の施設の生活について何か思われていることでも構いませんので、お聞かせいただけますか。

(稲田さん)

よく聞こえませんでしたので申し訳ないのですが。

自立支援法といわれても、自分としては全然変わっていないような気がするのですが。どこがどう変わったのか、何が変わったのかというのが少し自分自身も、自分自身が分かっていないのか、周りのオイコニアの施設などもあまり。一応、園長はいろいろとお話をしてくれるのですが、あまり自分らには情報が入ってこないし、自分自身としても、自立支援法が始まったところと今とを比べても、全然変わりはないような気がするのですが。

もし、この自立支援法が変えられるものならやめてもらいたいし、また、自立支援法が始まる前に戻してもらいたいです。それが駄目なら、例えば食材費や水光熱費を引かれているのですが、せめて水光熱費だけでも払わないで済むようにならないものかなと、今も思っていたのです。

自分としてはあまり、始まったところも今も全然、施設にいるからなのか変わった気がしません。

(田中さん)

1 つは、先ほどもおっしゃったように、自立支援法に伴う利用料などの費用負担というのは大きくなったということは、変化として挙げられると考えていいですか。

(稲田さん)

自立支援法が始まる前は応能負担でしたので、あのころだったら大体、月々8万円ある中の3万4,000円ぐらいを払っていたのですが、今は年金が少し減っても8万円は月々あって、その中の多いときで5万5,000円ぐらいになるので、やはりその自立支援法が始まる前と比べると、そのへんは大きな違いがあり、負担額が増えていますので、やはり自分の手元に残るお金は少ないので、せめて前のような応能負担ではなくても構わないので、5万円の中のせめて3万5,000円ぐらいの負担になるようでもいいのではないかと思います。

(田中さん)

どうもありがとうございました。

先ほどのお話につなげて、さらに費用負担について具体的な数字も挙げていただきましたけれども、8万円の中で5万5,000円が費用徴収ということで、やはり2万5,000円しか残らないということで、その費用負担によっていろいろな生活の自由度が制限を受けているという、そういった変化はあるということです。

それで、南さんは施設経営の立場から、この自立支援法施行後の3年間というものを、もう4年目に入っていますけれども、どのようにご覧になっていますでしょうか。

(南さん)

私自身は、後期高齢者医療と同じことなのだろうと思っています。つまり、平成24年4月1日がきたときに一気に噴き出すだろうと。

今、稲田さんも言われていたのですが、いわゆる入所施設等を利用している方は、支援費制度と比べて、例えば利用者の負担については若干上がったぐらいかなと。つまり言い換えれば、ゆでガエルの状態で、「少しお湯があったかくなかったかな」と。そして、これから徐々に温度が上がってきて、平成24年4月1日にもものすごく温度が上がって、ついにゆでガエルになってしまうというふうになりはしないだろうかと、非常に心配しているところです。

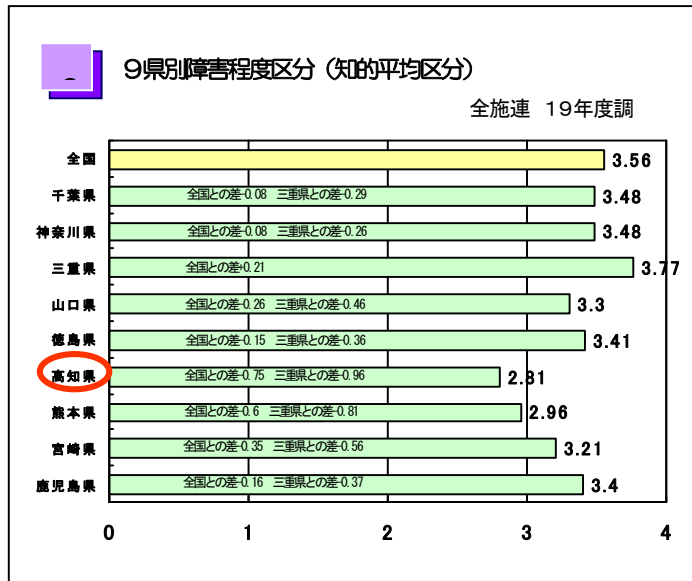
それで、この3年間を見てみると、わが高知県と各県、そして高知県内を比べていく資料として、例えば障害程度区分があります。少し古い資料になるかも知りません。なかなか新しい資料は手に入りません。

今お見せしているのは、先ほどご説明しました全施連が各9県の県施連、いわゆる各県の家族会が努力していただきまして、集めた集計結果です。これは簡単に言うとどういうことなのかというと、19年度調査で三重県の3.77と高知県の2.81で見れば、約1に近いぐらい平均障害程度区分が違う。実は1というのは非常に重い数字であって、基調講演で田中先生が言われたように、例えば障害程度区分3の方で、それで、平成24年4月1日以降に施設入所支援を使いたい。それ

で、「三重県だけけれども、高知ない」ということ

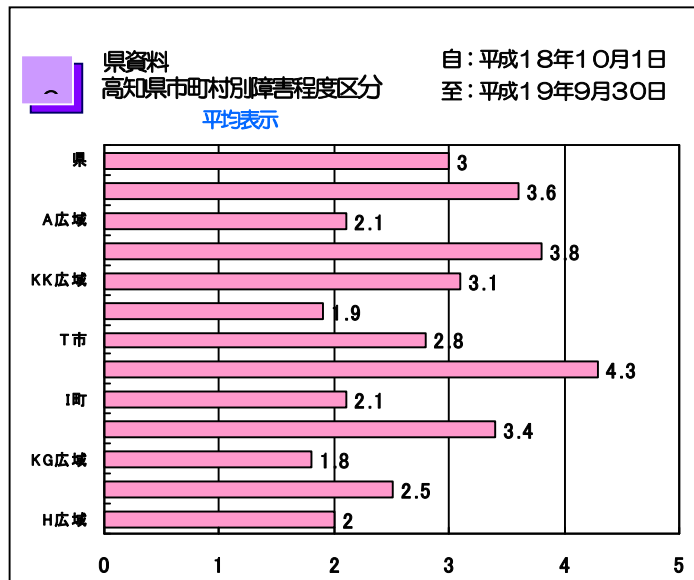
わが高知県下どうなっているについては県にも

わが高知県下どうなっているについては県にも



たら入れる

で市町村は



集計結果になっています。ただ、これはさまざまな要因があり、一律にいけない部分があるとしてもこういう結果です。そして、現実的には、市町村間で本当に担当者が「障害程度区分とは何なのか」とか「どういうふうに進めていったらいいのか」ということ、その理解の温度差が非

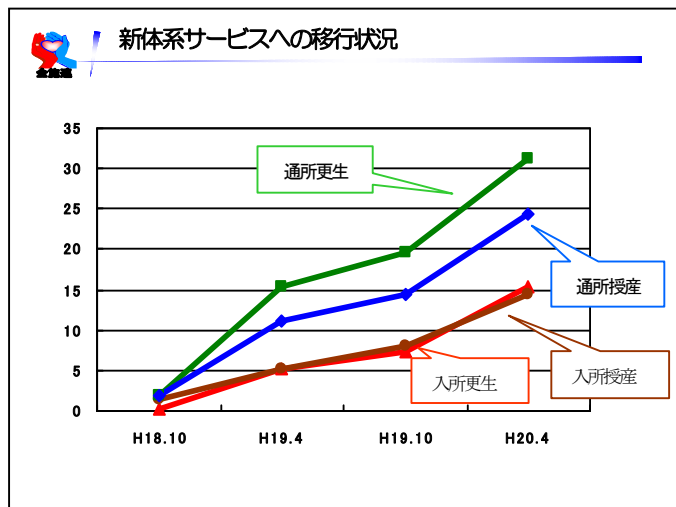
常に高い。これはもう事実だろうと思います。

それで、もう最後には私たちは、例えば、こうゆうやりとりをします。「今、知的障害者福祉法六法は持っていますよね」と。「第何ページを開けてください。その中の第何項目にこういうことを書かれていますよね。それで、これについては規則第何条に書かれていますよね。そして、規則第何条については、皆さんの手元に届けられていると思いますが、通知とか何々通達とかいうふうなものを覗いてください」まで言わないと、なかなか分かっていってくれない。そんな現状です。

どんな悪法であったとしても、僕は悪法だと思っていますので。悪法であったとしても、球形のようにそれなりの制度というのはうまくできてはいるはずなんです。その前提は何かかという、その部分部分がちゃんと機能するという前提なのです。それで、悪法であるものが、その部分部分の機能がうまく動いてくれないで、余計おかしくなっているわけです。そういうのがもう現実的に、この3年間やってみて、いやというほど気が付きます。

それは市町村の成熟度、高知県の成熟度、障がい福祉についての成熟度ということも1つはあるのかもしれませんが、自立支援法第2条第1項と第2項に、「国は何々する」とか「県は何々する、市町村は何々する」というふうに書かれているもの自体がうまく機能していないということにつながっているのではないのでしょうか。少なくともこの自立支援法、本当は廃止してほしいのですが、廃止でいかなかったら、せめてそういうことがきちっといくようにしてほしい。そうしたら随分、根幹部分はダメだとしても、何とかしのいでいけるかなというのがあるのですが、それさえもうまくいっていないのが現状だろうと思います。

そして、統計的なものというのは非常にあやふやであって、本当に思います。今、少しお見せしますが、先ほど少し県の方からお話がありましたし、これは全国のこれは確か社保審に厚生労働省が出した資料だと思いますが、新体系へ移った数です。それで、通所更生施設が一番多くて、30数%ですね。それがどんどん落ちて、入所更生施設だと今は、15%ちょっと上がったぐらいでしょうか。新体系への移行は、こういうふうな進み具合です。



ただし、厚生労働省はこう説明しません。「40%、50%近いですよ」と。それは、新体系に移らないといけないグループホームとか、新しくできるNPO法人など、新しくできる所は全部新体系に入りますので、そういうのも全部合算しての、総トータルで説明します。そうすると、それを聞いたほかの方が、「私たちも早く新体系へ移らなきゃいけない」と思ってしまう。そういうふうな誘導的なものが、いっぱい資料として出されているということも、この3年間、もういやというほど体験したところです。

今のところ、自分の施設もそうですし、ほかの施設も聞くと、旧体系にいる人たちは、「支援費制度と比べ、少しはお金は掛かりだしたけれども、大きくは変わらない」という現状だろうと思います。ただし、平成24年4月1日が来たら、実際は前年の23年10月ごろからでしょうか、ムシロ旗が上がる可能性というのが非常に高い。これは、後期高齢者医療とほとんど同じなのだろう

うというふうに思っております。
以上です。

(田中さん)

どうもありがとうございました。

認定調査で、今こうして資料を頂きましたように、市町村間格差がだいぶ大きい状況などは、それはまた大きな問題点にもなるかと思えますけれども、そういったご指摘をいただきました。

それから、先ほど来、平成24年とおっしゃっていましたが、改正法案の施行を念頭に置いておっしゃっているわけですね。今の改正法案がどうなるかということはあるのですが、厚生労働省の姿勢としては、今少しそれよりも早くというお話もありましたけれども、廃案になる可能性もあります。厚生労働省の姿勢としては廃案になろうとも、23年度あたりの施行ということを念頭に置いているようです。自立支援法の改正ということで、先ほど述べましたように表現を変えるだけで、応能負担という言葉を使うとか、認定の仕組みを変えるということなどいろいろあるわけですが、そういったことが今、国会の方でも一応上程はされています。(注：その後、2009年7月に障害者自立支援法改正法案は廃案となったが、現在、民主党新政権のもとで自立支援法の廃止が予定されている。)

それで、次に坂本さん、すみませんが。自立支援法の目指すものとして、地域生活への移行ということと並んで、就労の重視ということがあるわけなのですが、坂本さんの場合は「さんかく広場」にいらっやっして、これは旧体系の施設になるわけですが、それまでもいろいろ就労されて、今はデイサービスセンターで一般就労されているということですが。

ご自身の立場に即してで構いませんので、今までのどのような経過をたどって、高次脳機能障がいという障がいを持ちながら一般就労へ移行された、その経過みたいなものを少し教えていただけますでしょうか。

一般就労への移行ということと言われながら、現実にはなかなかそこまで結びつくのは難しい状況の中で、坂本さんはそういった移行をされたわけなのですが、何かその経過なり、あるいは自分はこういう形で一般就労に結びついていったという状況なりをご説明していただいて構いませんでしょうか。

(坂本さん)

どのようにして一般就労に結びついたのかといいますと、僕が福祉とかかわり始めたのは、

「すずめ共同作業所」という身体障がい者の障がい者施設でした。でも、あそこでボランティアをやっているうちに、「何か、僕らの障がいは身体障がいとは違うぞ」と思っていて、そこに現れたのは障害者職業センターで、障がい者就労支援の仕事がされていた野村さんという人でした。その人は「野いちごの場



所」という障がい者の施設をつくるということで、僕はそこへ「ああ、僕の障がいも脳の障がいだから、精神と関係あるな」ということを、本を読みながら自分で知ったので、精神の方へ飛びついて行きました。それで、最初に障がい者として働き始めました。

それで、そこの施設長の武田広一さんが「障がい者にも資格を」ということで、ヘルパー2級を探してきてくれました。それで、僕はそれに飛びついて、ヘルパー2級の資格を取って、それからやはり障害者ですから、いくら資格があるといっても、一般就労は難しいですね。だから、障害者職業センターと、参加メンバーを出先の施設で「広場そよかぜ」という所のセンター長さんの2人がいて、交代でマンツーマンで3カ月ぐらい、びっちり仕事を仕込まれて、それからだんだんと職員の手を離れていって、今は自立をして一人で仕事をしています。

でも、今考えて思うことに、よくこんな自分のような脳障がい者にあれほどまで根気強くやってくれたなということ、つくづく思います。本当に感謝しています。

終わります。

(田中さん)

ありがとうございます。

ヘルパー2級の資格を取られて、そのうえで3カ月間マンツーマンで、そういった実地の訓練を受けて、いろいろマニュアルを活用したりして、自分で仕事をしやすい環境、やはり坂本さんの仕事に対するニーズに合わせたきめ細かいサポートをしていただいたおかげで、そういうふうな形に結びついているということですね。

今はどうですか。今、そういうセンターで仕事されていて。

(坂本さん)

最初のうちは、やはり「器質性精神病」という「精神病」という名前が付きますから、みんな偏見がありますよね。だから、職員が最初は白い目でみんな見ていました。疑いの目で。

でも、やはり仕事をしているうちに、「やっぱりこの人は障がい者だけど、お年寄りを思いやる心があるな」ということを認めてもらって、今はみんなに受け入れてもらって、普通に仕事をしています。「やはり、バリアフリーが進んできたな」という感じがあります。

(田中さん)

高齢者のデイサービスセンターで仕事をされているということで、高齢者の方とも何か、交流、お話などしたりされるのですか。

(坂本さん)

高齢者の方とのコミュニケーションは一切ありません。午前中びっちり、ホームとか、廊下とか、浴室とか、掃除をきっちりやって、午後に時間が空いたら、利用者が食べ残したものを捨てたり、皿を洗ったり、それを乾燥機へ入れたり、それを乾燥機から出して、食器棚に戻したりということをして、最後に床掃除をして、一日の仕事を終わります。

(田中さん)

ありがとうございました。

そうしましたら田邊さん、先ほどアンケートを踏まえて、サービスの基盤整備は県としても課題だということにお話いただきました。それから、南さんの方から、認定にだいぶ地域間格差が

出ているという、ある意味で衝撃的なデータも見せていただきました。

この自立支援法施行後の、高知県としての障がい者福祉に対する取り組みというのをどのように総括されているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。少し、先ほどの繰り返しの部分があるかもしれませんが。

(田邊さん)

その前に、今の坂本さんの話を受けて、1 つ県の取り組みという意味でも少し紹介をさせていただきたいのですが。坂本さんは高次脳機能障害ということなのですが、実は高知県にも高次脳機能障害であるけれども、まだそのご自身がそういった障がいを持たれていることが分からずに、どこに相談に行ったらいいのかわからないといったような人がたくさんいるのではないかと思います。これは全国的な傾向なのですが。



少し高知県の方では遅かったのですが、昨年11月に、高次脳機能障害の方の支援拠点機関ということで、高知ハビリテーションの方に拠点機関を設置しまして、高次脳機能障害の方の相談を受けて、また、それを就労ですとか、いろいろな生活訓練につなげていくというような事業を始めておりますので、またお集まりの皆さまの中に、そういった事業があるということを県内にも広めていただけたらと思います。

あと、施行後3年を経た自立支援法の評価と高知県の取り組みということですが、自立支援法はさまざまな大きな変化をもたらしております、まず1点目は、3障害がすべて同じ制度の下でサービスが利用できるということになったということ。それから、その3障害の相談支援事業が、これまでは県と市町村で分かれていたのが、すべて市町村に一本化されて、県の方はそのバックアップをするというような役割分担がされたこと。あとは、いろいろと問題になっております障害程度区分の導入ですとか、原則1割負担というようなことが導入されております。

評価という点では、やはり3障害が1つになったということで、これまでは支援の中から漏れていた精神障がいの方への支援ができるようになったということが、ある意味で一番、障害者自立支援法の中では評価できる点ではないかと思います。

坂本さんは一般の支援者がおられて就労につながったようですが、高知県で新体系への移行が進んでいない中で、利用者と雇用側が雇用契約を結んでいく、就労支援のA型については13事業所で新規の開設がされておまして、定員も205名ということで確保されております。

実際、新規の就労についても増えておまして、この点に関しましては一部評価できる部分があるのではないかと思います。ただ、その一方で、ご指摘のあったような障害程度区分の格差というか、知的や精神が低く見られがちであるとか、一部に言われていますが、市町村間でばらつきがあるということ。知的や精神が低いというのは全国のお話ですので、多分それは、今後見直しがされると思います。市町村間でばらつきがあるということは、現実問題そういうのがあるかもしれませんが、まだ一定、その「どうしてばらつきが生じているのか」というところがま

だ細かく分析されておられませんので、行政の方からどこをどうするというのは、今は直接お話をすることができませんけれども、引き続きその障害程度区分の認定調査員の研修ですとか、市町村審査会の委員さんへの研修などは、県としてできるだけそういった声が出ないような形で続けていきたいと考えております。

あと、課題というか、高知県のような中山間の多い市町村の課題だと思うのですが、障害者自立支援法は、全国一律の施設の入所の基準や定員や人員配置が定められておりますけれども、特に高知県のような中山間が多い、小規模な町村につきましては、さっきも申し上げましたように、施設整備が十分にできていない状況です。というのは、その利用者が少ないということでなかなか利用人数が足りないので、事業所がそれに見合う報酬が得られないということで、小規模町村では事業所の新設自体が難しいといったような現状があります。

あと、近くにたまたまその施設があっても、特にもう中山間などでは公共交通機関がありませんので、移動のための手段がないので、多少なりともその近くに施設があっても、やはりそれは利用につながらないといったような状況もあります。

これに対しまして、高知県の方の施策としましては、そういった小規模の中山間の地域において、送迎付きの新たなサービスを伴った事業所を開設する場合に、その事業者に対して赤字を補てんして、新規の事業所を開くということを県の単独事業として今年から始めておまして、実は今度、7月11日に大豊町の方で、そういう送迎サービス付きの小規模多機能というか、一定の、小規模であっても開業できる施設が開設されております。

引き続き高知県としまして、そういった中山間を大事にした施策というのを続けていきたいと思っておりますし、そういった施策が国の方にも反映されるように、いろいろな要望などを挙げていきたいと考えております。

(田中さん)

どうもありがとうございました。

1点目は、高次脳機能障害のある方への支援拠点機関というのが昨年開設されたということで、これは、障害者自立支援法の中の県が取り組むべき地域生活支援事業として位置付けられているわけですが、それが高知県でもようやく、相談支援などを進めていく拠点ができたということです。

それと、3 障害すべて同じになることによって、特に精神への取り組みが進んだということなのですが、自由記述の中で、私がいろいろとその中を拾ってみたのですが、「他方で障がい種別や程度、あるいはそれぞれの個別に応じた施策や支援が必要ではないか」というようなご意見が17人ぐらいから挙げられているのですが、そういった一元化という方向は出できているわけなのですが、他方で「障害種別に応じた、あるいは一人一人に応じた支援という点で、十分ではないんじゃないか」という意見も出ているのですが。

そこらへんは矛盾しているというわけではないでしょうか。どうですか。

(田邊さん)

当然、障がいの種別に合った支援というのは必要だと思います。ですので、それは引き続きそういった方向で政策なり、施設・事業所の設置や指導などはやっていかなければならないとはもちろん考えています。

ただ、今まで本当に全く支援がされていなかった精神障がいの方に支援の手が差し伸べられたということは、やはり評価していいことではないかとは思っております。

(田中さん)

それと、認定の格差についてはこれから検証されるということですが、審査員の研修のようなお話もありましたが。認定の場合、「市町村審査会」というのが設けられて、そこが1次判定だけでははっきりしない部分を2次判定でさらに審査して、最終結果を出すわけですが。

その審査員さんの力量と言ったらあれですが、そこに一定の何か格差がある可能性もあるということですか。審査会によってばらつきがそれだけ出るということは、審査員の力量と言ったら失礼かもしれませんが、格差があるということも考えられますか。

(田邊さん)

それは、まだ今のところはっきりしておりません。

言えるのは、1次判定から2次判定への変更率というのがあるのですが、その変更率は全国と高知とを比較して特に大きな差はありませんので、どこに問題があるというか、問題といえば何が原因で、そういう市町村の最終結果にばらつきがあるかというのは、その認定を受けられている方の実際の程度区分がどうなのかという問題もありますので、それは当然、今からそういったことも含めて、検証はしていかなければならないとは思っています。

(田中さん)

市町村によって、障害程度区分の結果が1以上も開くというのが、たまたまそういった重度の方が平均的に多い所とそうでない所という、現実に応じた格差なのか、認定に伴う格差なのか。これは、今後検証すべき課題になるかと思えます。

それと、中山間地に向けて、移動も含めた小規模事業への支援というのを県が積極的に打ち出されているというご紹介でした。

それでは、今までの議論を踏まえて今後の方向なり、あるいはその施設、あるいは地域で今後どういう取り組みが必要なのかは、また最後にパネリストの方々から伺いたいと思えます。

その前に皆さんから、今の4名の皆さん、あるいは私へのご質問なりご意見なり、あるいは今出てきた議論に関する補足なり、何かありましたら挙手の上、なるべく多くの方にご発言いただくために、できれば簡潔にご発言いただくようお願いいたします。

(参加者)

自立支援法についてはたくさん言いたいことがありますので、簡潔に言うのは難しいですが。

まず1点目ですが、先ほどのアンケート。アンケートは素晴らしく、大規模にやって、僕はとても感謝しています。

この中で大きな問題になっている、認定区分についてですが、認定区分というのは、要するにこの区分が



いわゆる介護保険に準拠して作られている。自立支援法全体がそうだと思います。そういうふうに準拠しているから、運動障がいに着目しているわけです。従って、抜本の見直しをこれこそしないといかんので、そうすると知的障がいとか、それから精神障がいとか、それから視覚や聴覚の感覚障がいというのも非常に割が悪くなってくる。従って、これを抜本的に見直すというふうに考える必要があります。

それは私の意見としては、国際機能分類というのがもう世界的に承認されている分類ですよ。これに沿ってやらないと、不平等が起こるのは当たり前のことなのです。介護保険に沿って、運動障がいだけに着目しているから、そういう問題が起こる。この点について、田邊さんにお聞きしたいと思います。

2 番目に、この今のホームヘルパーのサービス内容について、特に大きな誤解が起きているというふうに、私はいろいろな団体の中で聞いております。

その幾つかを挙げますと、つまりホームヘルパーが家に来てケアをしてもらう場合、「共同使用の所はやらない」と。「個別に使用する所だけやるんだ」ということが起こっています。共同使用というのは、言ってみるとほとんどがそうなのです。トイレもそうだし、居間もそうだし、茶の間もそうだし、炊事場もそうだろうと。そうしたら、ほとんどやる所がなくなってしまうのです。庭や花壇はもうもちろん。そういうふうになると、今の制度というものが非常に誤解というか、利用制限を非常に推し進めるためのやり方ではないか。そういうことが実際に高知で起きているのですが、そのことについてご意見を聞きたい。

それから、それに関連するのですが、食事を作ってもらう場合、「家族が3人いれば3人分作るの相ならん。1人分だけだ」というふうに、これも大きな誤解であって、例えば、利用者以外の人が糖尿病で特別食を作る場合は駄目だけれども、同じものを作るのなら3人でも5人でも作っていいはずなのですが、これも大きな誤解が起きている。

この点についても、田邊さんだと思いますが、お聞きしたいです。

以上です。

(田中さん)

1 つは障害程度区分の認定ということで、これは障がい特有の27の調査項目以外は、介護保険の79項目の調査項目をそのまま、障がい者福祉の方にも持ってきましたので、今、ご発言がありましたように、例えば「自分で座っている姿勢を保てるか」とか、「立つことができるかどうか」とか、「自分で歩行することができる」とかが、「できる」のか、「支えがあればできる」のか、「できない」のか。あるいは、「服を脱いだり着たりというのが全部自分でできる」のか、「一部介助があればできる」のか、「全くできない」のかと。あるいは、体を洗うことが「できる」のか、「できない」のか、「一部できる」のか。こういう身体中心の調査項目、それだけではないですが、どちらかといえば身体中心ということで問題視されてきた79項目がそのまま障がい者福祉に来ましたので、ですから精神とか、知的とか、そういったことをクリアできる人にとっては、どうしても結果が軽度になるという、こういう弊害が出てきているわけなのですが。

それで、国連のICFという考え方で、その人の活動制限とか参加の制約ということから、広く障がいをとらえた方向で認定の在り方を見直すべきではないかと。

それから、後の方でありましたホームヘルパーについては、「共同利用する所が制限される」とか、「食事で人数が多くなると、それは制限される」とか、そういったことはおかしいのではないかと、こういうご指摘ですが。

田邊さん、お答えいただいて構いませんか。

(田邊さん)

まず障害程度区分ですけれども、おっしゃるとおり、今の障害程度区分は介護保険の79項目にプラス、項目を足して106項目で実施されておりまして、現在行われている見直しの中ではそのプラスの項目が増えまして、最終的に120から130ぐらいの項目で、項目が増えるということは、おっしゃったように精神とか知的に低い、あるいは視覚障がいとか聴覚障がい者の方に考慮ができていないということで、こういったそれぞれの障がいの特性を反映させるという方向で検討がされているとは聞いております。

基本的に、その見直しにつきましては国の方で進めておられますので、先ほど言ったような国際機能分類をすべきとか、そういったことを私どもの方から直接、どちらが正しいなどというお話をすることはできませんが、当然皆さまからいただいたご意見につきましては、前にも言いましたがずっとその障害程度区分の見直しについては国の方に要望もしてまいりましたし、今後も皆さんの意見を聞きながら、当然それぞれの障がいに合った認定ができるように進めていきたいとは考えております。

あと、ヘルパーのどの部分を、そのヘルプサービスでやってもらえるのか、共同利用の部分とか、食事について当事者以外の分がどうかというのは少し細かくなりますので、あとは直接の支給決定については市町村が行っておりまして、その個別の事例の判断についても、最終的には市町村が判断するようにはなります。

ただ、そういった個別の事例で「何が不足しているのか」といったようなことをぜひ、こちらの私どもの方にも声を挙げていただいたら、私どもの方も十分な理解が足りていないところもありますし、ひょっとしたら実際は可能な部分を市町村などが理解不足で制限している部分もあるかと思っておりますので、それはぜひご意見を聞かせていただけたらと思います。

(南さん)

先ほどの障害程度区分についてのご質問で、それで田邊さんのお答えになったことで、県のレベルでは、そこまでだろうと思います。

これは、今からお話するのは厚生労働省と、それから自分たちが参加している知的障害者福祉協会との話し合いの中で、大枠がこういうふうになりました。

「障害程度区分については、介護保険とは全く別なものとして、障がい特性に十分反映

するよう、ゼロから見直す」。つまり「ロジックを変える、理論を変えます」ということです。ただし、どういうふうになるかということは、まだ定かではありません。

それで、7月に部長の私的検討委員会、勉強会と彼らは言いますが、7月に1回開かれて、それから8月に2回開かれるという、われわれから見たらアリバイ工作だろうと思いますが、そういうふうな段階を踏んで大枠を決めて、それで中身を詰めていくという段階です。つまり、先ほど



矢田貝 泰之課長補佐発言

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害課

・5月25日 全国知的障害関係施設長会議

支援費制度、はっきり言って支援費制度はお金がなくなって、財政的に崩壊したということなんですけど、何とか負担金にして制度の安定化を図りたいということで、財務当局と折衝して自立支援法ができたわけです。

障害程度区分は、はっきり言って、介護保険のまねをしてちょこちょこ、いう感じで作ってしまったところがありますので、今回、法律の定義、そして名称を変更して、きちっと対応できるように、障害程度区分の中身を見直す。障害程度区分で利用制限を決めることは乱暴であり、今後は、ケアマネジメントをからめて、必要な方は施設の支援が受けられる、そうでない方は地域で暮らせるようにする、ある意味で拘り定規的な運用を止めていこうとするし、区分からケアマネジメントを中心におく支給決定や制度を中心する仕組みに改めたい。

田邊さんが言われた「項目を増やして」という線はないと思います。もう完全にやり直すというふうに、つまり、介護保険からの決別が今度の改正法案の骨子ですので、第4条の第4項、障害程度区分が定義されているのは、厚生労働省は言葉ではいろいろな話をしますが、違憲をある程度認めました。憲法違反であるというふうな中で、それで、先ほどずっとお見せしていたのですが、実はこういうことを彼らは言い始めました。これは全国の施設長会での話です。知的障害者福祉協会は5月25日、全国知的障害者関係施設長会議を開きました。その席上、自分は行きませんでした。横浜の大きい会場でしたが、こういうように言われています。



「法律上のサービスの必要性を明らかにする」、これは第4条第4項に書かれているのですが、「これをなぜなくしたのかということについては、非常に大きな影響力のある知的障がい者の福祉を中心になって担っている福祉協の方から、それは違憲であるという協会名で厚生労働省に出されましたので、厚生労働省は憲法違反をしていると皆さま方に思われてもいけないということで、そこはそういうふうにいる方がいるなら、それはなくした方がいいだろうということでなくした」という経緯でございます。つまり、もう第4条第4項自体がガラッと変わるということです。

ただし、いつ変わるかがまだ明らかではありません。現在の障害程度区分が来年変わるか、そんなことはまずあり得ないと思います。24年にかかってもまだ変わっていない可能性はあるとしても、変わるということは決定したと。それで、今のままでズルズルといく可能性もあるという段階だろうと思っています。

以上です。

(田中さん)

少し今の言い方を変えますと、要するにその障害程度区分で、こういうサービスが受けられる受けられないというふうに、一人一人の生活について認定によって制限をしてしまう。いわば一人一人の生活の自由を、認定によって簡単に受けられる受けられないとすることによって生活の自由の幅を狭めてしまうということ自体が、例えば生存権や幸福追求権、一人一人が自由な生活をしていくということを国がこういう簡単な基準で枠へはめてしまうことが違憲ではないかと、こういうことでしょうか。

そういったこともあるので、認定制度自体を見直さないといけないということですが、今、法案として出ている中身につきまして、少しご紹介しておきます。後になって申し訳ありません。

大きく5点ありまして、「利用者負担の見直し」。これは表現を変えるという方向です。それから「障害程度区分の見直し」。それから「相談支援の充実」、「障害児支援の強化」、5つ目が「地域における自立した生活のための支援の充実」と、こうなっております。

その中の2番目の「障害程度区分の見直し」につきましては、報告書の中でも若干触れました

が、「障害者等の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分であることを明確化する」と、このように言われています。先ほど来お話がありましたように、その詳細についてはまだ十分に詰め切れていないということです。これは法律事項だけではない部分があり、改正法案がもし通ったとしても、平成23、4年度からこの認定システム自体を変えるということになりますから、すぐにはできないということです。通らなかったとしても、厚生労働省の姿勢としては一応23、4年度の実施ということを考えているようです。それが今のところの最新の情報で、当事者団体からの要望に応じて、やはり根本的に見直すという方向は出ていますが、具体的に当事者のご意見がどのように反映されるのか。あるいは認定制度そのものが、そういう形で維持されることについてもまたご議論があらうかと思えます。（注：前述の通り、その後、2009年7月に障害者自立支援法改正法案は廃案となったが、現在、民主党新政権のもとで自立支援法の廃止が予定されている。）

少し余計な補足を長くしたかもしれませんが、ほかに皆さんの方からご質問、ご意見はありますか。

(参加者)

審査請求のことで、確かアンケートは8%でしたか。その内容についてお願いします。

それと南さんから、その情報のことや役所の態度の話があったのですが、やはり今まで、措置制度のときの行政処分と比べて、審査請求、不服審査ができるというのが、やはりこの法律のひとつの前進した側面だと思います。ですので、アンケートで不服審査がどんな件数か、また、県の方で不服審査の件数などの資料がありましたらお願いします。

(田中さん)

まず、私の方からお答えしますと、その不服審査の請求内容については本当は聞いたらよかったのですが、「審査請求したことがあるかどうか」をまず聞いています。それについては今お話がありましたように、8.3%の人が「不服審査請求、あるいは申請をし直した」ということになっております。

その中で、変化だけは聞いているのですが、「その不服審査請求をすることによって認定を変更されましたか」という質問に対して、重度に認定変更された人が7割を占めているということで、「この認定では私は軽いのではないか」といった形で不服申請されるわけですが、その結果、7割の人がそういう不服審査申請をした人に関しては、より重度の認定区分に変更されたという状況になっておりますが、その審査請求の内容についてまでは詳しく尋ねておりませんので申し訳ありません、十分なお答えはできませんが。

田邊さん、もし何かありましたらどうぞ。

(田邊さん)

すみません、さっきアンケートの感想などを見たときにきちんと訂正していればよかったのですが、障害者自立支援法ができて、県の方で不服審査委員の委員会を設置しておりますが、実は法的にきちんと不服審査が挙がってきたのは1件だけです。内容は障害程度区分ではなくて、多分、先ほどフロアからの発言で指摘のあった、その部分だけだと思いますので、アンケートの中で8%と挙がっているのは、多分市町村段階で再審査や、やり直しまではいかないですけども、内容について抗議なりをして、見直されたということではないかと思えます。

(田中さん)

正確な実態はそうなのかもしれませんが、あくまでご本人のお答えとしては、そのような数字になります。

「単純集計」の資料の一番右側の数字の18、19に当たるのですが、「不服審査請求をしたことがある」という人が16人で、「再申請したことがある」という人が22人で、それぞれ審査請求をしたことがある人だけでいうと3.5%、「再申請したことがある」という人でいうと4.8%で、合わせて8.3%ということですので、不服申請請求をしたことがある人は、ご本人のお答えとしては



16名ということになっています。そのうち「審査請求、あるいは再申請によって認定結果が変わったか」という質問に対しては、「重度に変更された」という人が71%、「軽度に認定変更された」という人が3.2%、「変更されなかった」という人が25.8%。これは審査請求、再申請をした人を100とした場合の割合になっております。行政の把握されている事実とずれるかもしれませんが、アンケートの結果はそのまま素直に出しております。

(田邊さん)

多分、アンケートにお答えの方が行政不服審査法という、法律上のことで大変難しいですので、そういったことを認識されないまま何らかの形で不服を申し立てて、それが取り上げられた。もしくは、取り上げられなかったので再申請をしたということだと思います。

何度も申しますけれども、県が設置しております行政不服審査委員会の方に正式に挙がってきたのは、この3年間で1件だけということです。

(田中さん)

すみません。恐らく今の田邊さんの発言は、実際の事実でしょうから。「アンケートが少し難しい」、「分かりにくい」というご意見も実はたくさんありまして、そこらへんの説明不足のために、回答される方がよく分からないまま、あるいは誤解されてお答えになった面があろうかと思えます。これはアンケートをする側の責任です。申し訳ありません。

ほかに、皆さんの方からご質問、ご意見、いただけますでしょうか。いろいろな立場、当事者の立場、ご家族の立場、施設、それぞれどのような形でも構いません。別に自立支援法の法律制度の細かいことでなくても構いません。後から皆さんにもう1回聞き直しますように、これから高知県で障がい者福祉をどう進めていくべきなのか、そういったことに関してでも構いません。何でも結構ですので、この際ご意見をいただけますでしょうか。

(参加者)

続けてすみません。

私が思いますのは、自立支援法の範囲です。65歳以上で介護保険に関心があるものではないと思うのです。2年前、自立支援法が65歳でも適用できる旨の取扱通知が出ています。私の知っている方で、70歳を超えても日本中を飛び回っている1級障がいの人もおられます。

そういうふうには、要は社会参加としてのこの自立支援法が、65歳以上の人に対してはまだまだ生かされていないと思うのです。そういう点では、2年前の通知などをもっと発展させて、65歳以上の人にも自立支援法が生かしていけるような施策を望みます。

以上です。

(田中さん)

ありがとうございました。

65歳以上になりますと、介護保険と同じサービスについては介護保険優先の原則ということで、「自立支援法から介護保険への移行ということについての戸惑い、不安」というご意見も今回いただいております。

ほかに、ご意見はいかがでしょうか。あるいはご質問。ぜひ、よろしくお願いいたしたいところですが。できれば、そういった施設職員のお立場、あるいはご家族、もちろんご本人、どなたでも。今の自立支援法制度や、あるいは高知県での障がい者福祉の現状、あり方について、何でも構いませんので。ございませんか。

ほかに、できればいろいろな方にご発言いただきたいのですが、どなたかございませんか。それでは、お願いします。

(参加者)

今日のパネラーの方、これは田邊さんは別ですが、障がいにかかわる方にお聞きしたいのですが。

実は、自立支援法の裁判、57名が第2次訴訟をやっているそうです。だから、これは多いととらえるか、少ないととらえるかです。ところが、お医者さんが何か今、電子カルテを使うことによって、不利益だというふうに出てきたときに、お医者さんが1,800名の裁判を起こしたというふうな、今の国会というのはあまり国民のためにやっていない面がありますから、僕は裁判が一番いいと思うのです。

パネラーの方の障がい者にお聞きしますが、もし、裁判という状況になった場合、「自分ならやりたい」と思われるのか、「いや、私はちょっと遠慮する」と思われるのか。根本的なことを少しお聞きします。



(田中さん)

田邊さん以外ということによろしいですか。

そうしましたら、今の自立支援法について訴訟が起こされておりますけれども、応益負担という考え方自体が、「これは憲法に違反するのではないか」というような裁判になっておりますけれども。先ほどの南さんのお話は、裁判にはなっていないけれども、知的障がい者の関係団体と厚生労働省との間で「認定のあり方が憲法違反ではないか」と。一方で、自立支援法では「こういう利用料の徴収というのが生存権の保障ということに相反するのではないか。憲法に違反するので

はないか」ということですが、そういう訴訟も起こされておりますが。

そういった考え方を支持する、あるいは参加するのかどうかというご質問ですが、3名の中でもよろしければお答えいただきますでしょうか。

(南さん)

現在、裁判が始まっているところですが、実は私たちもというか、私でいえば先ほど言いましたように全施連という会と、それから、今の訴訟している弁護団と話し合いました。そして、われわれは2つはできないということで、それで、利用料の違憲訴訟については、今の方たちにやっていただく。そして、もう1つの第4条第4項については、われわれでやっていくということで、両方とも先ほど言われたように、私は裁判で解決するものは、裁判していった方がいいと思っております。そういうふうな動きです。

ただ、残念ながら、自分たちが裁判をしようと思ったときに弁護団を組織したりして、せこい言い方ですが、「どれぐらいお金が掛かるのだろう」というと、「何億」と言われまして、ちょっとびびったところがあるのですか。それでも、お金は何とかなるだろうというところで、今、もし国が障害程度区分の第4条第4項を見直すということを言いながら見直さなかったら、いつでも裁判所へ駆け込んで行けるような準備は怠りなくやっているところです。

それで、両方はできませんので、利用料については今の方たちに「お頼みしますね」という関係で、今進んでいるところです。

以上です。

(田中さん)

稲田さん、いかがでしょうか。

(稲田さん)

私だったら、やはりそういう応益負担と応能負担とでやはり差がありますし、もしそういう要請があれば、私は自分から協議には行けませんが、ぜひ出てほしいという希望や要請があれば、やはり参加というか裁判にも行ってみたいと思いますが、もし、本当にその場にいたとしたらやはり緊張するかもしれませんが、自分としてはそういう要請があれば行ってみたいと思います。

(田中さん)

わずかな収入の中からの利用料徴収のお話を稲田さんからはいただいたわけなのですが、その年金水準自体が生活保護上の級地や、あるいは年金1級か2級かによりますけれども、生活保護水準を割るという面があるわけです。そういった、少なくとも最低生活の保障のために支給されている年金から費用徴収すること自体、これが生存権に抵触するのではないか、ということが根本的に問われます。それは、後期高齢者医療制度にも連なる面はあろうかと、先ほど南さんのお話にありましたが。また、そこらへんは少なくとも生活実感として、やはり今の応益負担に関しては、稲田さんからもかなり疑問が示されたのではないかと思います。

(南さん)

憲法についての話だったと思いますが、実は今、自分たちの取り組んでいるのは、自立支援法自体を行政組織法に照らしてどうなのかというところを今、憲法学者と法律学者と弁護士、5人ぐらいで自立支援法を全部見直していただいています。

というのは、簡単に言えば、法律を作るいわゆる立法府と、そして行政府との関係のことです。つまり、立法をしてはならない行政の方が、その法律を越えて立法をしている恐れというのが随分この法律の中にあります。つまり、規則や省令でどんどんと法律を作っている、というところ です。これについて今、準備をしているところです。

それで、憲法だけではなくて法律自体についてどうなのかを、自分も冒頭に言いましたけれども、枝葉の先の端へ行かないと分からないというところの意味合いです。それも、皆さんよろしければ、そのあたりもお考え願いたいと思います。

3. 障害者自立支援法の何をどう変えるか、高知県でどう取り組むか

(田中さん)

ありがとうございました。

ほかに皆さんの方から、どなたかご質問なりご意見、構いませんか。

そうしましたら、私の進行が下手で本当に申し訳ありませんが、今のご質問も含めて、時間の関係もありまして、今後どういう方向に進むべきかということにつきまして最後、もう今のお話の中で出てきている面もあるのですが、これからの自立支援法の制度をどう変えればいいのか、あるいは、そういう法制度の問題は別としても、これからの障がい者福祉、高知県における障がい者福祉、あるいは就労支援、あるいは施設の在り方について、自分の思われていることで構いません。

例えば、就労の支援ということについて、今後どのように進めていけばいいのかということにつきまして、坂本さん、いかがでしょうか。坂本さんは一般就労への移行ということを果たされたのですが、今後、障害者福祉が就労ということについてどのようなことをもっと進めていくべきとか何かありましたら、今後の方向について何かご意見をいただけますか。

(坂本さん)

今、道路交通化はどんどん進んでいますが、道路交通化が進むにつれて、やはり高次脳機能障害の人が増えてくると思うのです。その法の谷間の障がいと言われる高次脳機能障害を救うために、みんな必死になっています。僕はたまたま精神に障がいが出て、3 カ月ほどで救われましたが、ザル法と言われている法律の中で、救われない人はいっぱいいます。そういう人たちをどうにかしてやりたいと思うのですが。



(田中さん)

どうもありがとうございます。

交通事故で高次脳機能障害になられる方もいらっしゃいますし、まだ診断にすら結びついていない方、手帳すら持っていない方、サービス利用、支援というところに全然結びついていない方がいらっしゃるということで、そういったことについて、高知県でも相談支援の拠点機関ができたことですので、そういうことについて積極的に支援、ネットワークを作っていただきたいということですね。

そうしましたら、田邊さんの方から先ほど、小規模事業への補助のお話もありましたが、県の障害福祉計画も、今年度から新しいバージョンのものができているかと思えますけれども、そういったことも含めて、今後の障害者福祉の県としての取り組みなり方向でどういったことに力を入れていくのか。中山間ということもありましたが、重なるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

(田邊さん)

先ほどおっしゃいましたその障害福祉計画につきましては、昨年度末に第2期の障害福祉計画を定めました。第1期が平成18年から20年までを期間としたもので、今回は21年から23年までの計画になっております。

第1期計画の中身を検証いたしまして、どこの圏域にはどういった障害福祉サービスが不足しているかの検証をしまして、各圏域ごとで不足している障害福祉サービス、事業所ですとかグループホームなどは整備していきたいと思っております。

あと、自立支援法のほかの関係では、私がちょうどその相談支援事業を担当している関係もありまして、実は相談支援事業は市町村の地域生活支援事業なのですが、その市町村の地域生活支援事業の基礎的な部分は、すべてその交付税措置で賄われるということで、小規模な町村では交付税の額が少ないですとか、人員が足りないといったようなことで、実際問題、十分な相談支援体制ができていないのが実情です。これは地域生活支援事業全般に言えることで、やはり市町村間で、財源の部分も含めて不足やばらつきが生じております。

相談支援事業につきましては、県の方で今年から小規模な町村が共同して、専門的な事業所に相談支援事業を委託する場合に一定補助する制度を設けましたし、こういったことを市町村間にばらつきが生じないように、地域生活支援事業の財源措置をきちんとするようということについては、今後、国の方に話をしていきたいと思っております。

あと、中山間の問題です。先ほど申しました小規模の移動支援についても、県の方で単独で補助をしておりますし、それ以外にも国の基金を利用して、「あったかふれあいセンター」というのを今度、各26市町村、33地区で整備する計画をしております。これは障がいだけではなくて、障がい者、高齢者、子どもさんが同じその事業所の中で、それぞれ共通したサービスが受けられるといったようなことを、高知県の方から国の方にも要望した関係でやっとうこういう事業が認められまして、こういった基金を活用して、そういう事業所についても取り組んでいっているということをご紹介させていただきます。

(田中さん)

どうもありがとうございました。

われわれの研究会の方でも、ちょっと今回はお示しできてないのですが、実はもう次に継続する課題が出ておまして、それが今、幾つかお話として出ておりました地域間格差の問題です。それは認定ということもありますし、それからもう1つは、やはり今、田邊さんのお話がありましたようにサービスの整備状況です。全国一本の認定制度などに基づく自立支援給付とは別に地

域生活支援事業というもので、市町村が責任主体となって行うコミュニケーション支援や外出支援、地域活動支援センターなど、いろいろなものがあるのですが、それが市町村によりやっているやっていないで、かなりばらつきがあります。そこらへの要因がどういうところにあるのか、そして今後どういうふうにしていけば、そういった地域間のばらつきをなくしていくことができるのか。それは、われわれ研究会の次の課題としても位置付けておりますので、また皆さまにそういったものがお示しできればと思っています。

そうしましたら、南さんもだいぶいろいろと言っていたわけなのですが、今後の障がい者福祉システムの在り方、あるいは高知県における障がい者福祉ということで、今後の方向性について何かご意見をいただけますでしょうか。



(南さん)

ずっと暗い話が続きましたので、少し明るくして終わりたいなと思います。

立川談志がよく落語でしゃべる、「やかん」という落語をご存知でしょうか。これは、時間がないので随分略しますが、例えば、物知りの大家さんの所へ、八つあんという人がいろいろ聞きに行くという落語です。そこで話されるのは、例えば八つあんが大家さんに、「サバはどうしてサバというんですか？」と聞くと、大家さんが「あれはな、見ればすぐ分かる。サバサバしているからサバよ」と。それで「じゃあ、ブリは？」と聞くと、「あれは、ブリブリしているからブリなんだ」などと言いながら、ずっと話していくお話です。それで最後、戦国武将の話になって、夜、敵方に襲われたので、急いで頭にかぶって戦って、最後の方に矢が当たってカーンと鳴ったと。「それがヤカンなんだ」などというような話なのです。

これは、実は自立支援法ともものすごく似た話です。それはどういうことかということ、言葉のすり替えがものすごくされているということです。例えば「自立支援」といわれますね。では、「自

立とは何か」という話はきちっとされていないです。これは、社会保障審議会の障害部会でも質問があり、記録もされているところですが、「自立とは何ですか」と聞かれたときにみんなはシーンと黙っていて、それで最後に、視覚障がい聴覚障がいの福島智さんが言われたのは、「ここが終わってから自分で外へ出て、自分が食べたいものがある所のレストランへ自分で決めて行くんだ。これが自立なんだ」と。そのとおりだろうと思います。自己選択、自己決定。

けれども、障害者自立支援法は最初から自己選択をさせませんよね。けれども、これをPRする側の人たちは「自己選択の選択権の幅が広がりました」と言いますが、「これは冗談じゃない」という話です。つまり、障害程度区分というものでまず自己選択を否定しておいて、例えば、自分がよく例え話をするのは、「自分はカレーライスを食べたい」と思っている店に飛び込んだ。そうしたら、「あなたは、カレーライスは食べられませんよ。チャーハン食べられます。そのチャーハンの中で、エビチャーハンだとか、卵チャーハンなどの選択はあります」と言われているようなものです。つまり、基本的に間違っているという意味です。

それで、この例え話をしたのは、よく「地域移行」などと言われます。それで、「地域移行」と言われるのはなぜ地域移行なのかと。例えば、「地域移行とはどういう意味？」と聞くと、要は最後に出てくるのは、「入所施設から在宅とか、いわゆる家庭だとかグループホームに行くこと」ということになっているわけです。それなら「入所施設からグループホーム、ケアホームへ移るという移行ですよ」と最初から言えばいいのに、「地域移行」という言葉にすり替えているから、実体がない言葉が、誰もが地域に移行することは、地域に住むことは悪いと思いませんよね。そういうふうなすり替えがどんどんされている。地域移行が「入所施設からグループホーム、ケアホーム、家庭へ移る」という意味であれば、その人にとっての暮らしが入所施設が良いのか悪いのかという議論が始めてできるのですが、極論になるとは思いますが、自立支援法は初めから「入所施設からグループホーム、ケアホーム、家庭へ移る」としているのです。

それで、先ほど相談支援の話が出ました。これは絶対にお話ししたいと思ったのは、今度、相談支援を充実するそうです。それで、またまた相談支援の危なさを自分たちは見つけました。相談支援というのは、要は、市町村がやることもいいでしょうけれども、委託をするわけですね。そしたら、委託をするときに、同時に市町村が今事業所指定もします。市町村が指定をしておいて、それから、委託も市町村がやるのです。そうしたら、相談支援員がケアマネージャーなどをやったときに、市町村から見たら「それはちょっとお金を使い過ぎだよ」となったときにどうなるかということです。つまり、もし、市町村の機嫌を損なうことになれば、来年度は委託も指定もどうなるのか分からないように、二足のわらじを履かそうとしたのです。それで、「今、これを改正してください」、「少なくとも指定認可は都道府県にしてください」と。

このことは、第4条の第4項の障害程度区分と密接に関係しています。第4条の第4項の改正で国は財源のコントロールがつかない場合があると、ケアマネージでコントロールしていこうというふうに考えたきらいがあるし、どうもそんな内容も含まれているのではないかというふうに、非常に怖さがあります。

実は与党のこの改正法案の当事者のヒアリングの場にも招かれましたが、与党の議員さえ言います。「今後は、政省令について全部自分たちの手元に持ってこい」と、政党自体が全部目を通すと。そうでないと、この法律自体は省令等で全部できていますので、「省令は全部、政治家の目を通す」とまで言っています。それぐらい、自立支援法というのは危うい法律である、今後どう変わるか分からない、ということです。

以上です。

(田中さん)

ありがとうございました。

暗い話が明るくなったのかどうかはよく分からなくなってきましたけれども (笑い)。

最後に、稲田さん。オイコニアという窪川の入所施設からご遠方来てくださり、本当にありがたかったのですけれども。その施設での生活、あるいは、今、地域への移行ということも言われておりますが、そういう中で稲田さんが今、障がい者福祉の在り方、あるいは施設での暮らしの在り方、あるいは先ほど費用徴収の話もしていただきました。非常に貴重なご意見でした。

今、障がい者福祉に関してどういうことでも構いませんので、今一番おっしゃりたいことを発言していただけますでしょうか。障がい者福祉の在り方、自分の生活や施設の在り方、あるいは地域への移行と、いろいろと言われている中で、ご自身が今言いたいことをぜひおっしゃっていただきたいのですが。

(稲田さん)

自分は一応、オイコニアという施設に入所させてもらって、いろいろと職員や利用者とも仲良くやっていっているつもりですけれども、なかなか利用者同士とも、いろいろとトラブルはありますが、そういった施設があるおかげで生活ができていっているわけで、そのへんはすごくありがたいと思います。



それから、この自立支援法に変わった時点でも確かに、家にいれば精神的には家族というわけなので落ち着きますが、その分、施設になると24時間体制やお金を払って生活をするわけで、そのへんは衣食住には困らないというわけですごく恵まれているし、環境もいいし、人も、介護してくれる職員や、利用者にも仕事に恵まれて、自分はすごくいい環境にいると思います。

ただ、やはり人間として生きていく上においては、この自立支援法で、自立支

援というか自分の解釈では、自立支援というのは自分が家族なり、家なり、家庭なり、そういう所や人と離れて生活している中で、時には外出したり、外泊したり、旅行したりなどするときには、やはりお金が要るわけで、そのお金が、それも自分の自己決定とかいろいろも含めてですが、お金が要るという以上は、自立支援法でお金が要るというので、そういうので自分が自分自身を豊かにするのに、自分がお金を出しているというのは、何かいま一つおかしい話かもしれないとか、やはり理に合わないという気がします。

できれば、確かに自立支援法でお金は要るとしても、せめて、今の払っている利用料の半分ぐらいは手元に残してもらえような法案にしてもらいたいと思います。少しくまぐ言えないので、何を言っているか分からないと思いますが。やはり今の自立支援法では、何か不公平とか不満でもありますので、なるだけもう少し、できれば廃案にしてほしい。それが駄目なら、もう少し見直しをしてもらいたい。

それから、テレビなどでよく「国会議員の数が多過ぎる」とか、それで「その数を減らせばいい」などとテレビのドラマなどでいろいろとやっていますが。国会議員もやはりお金を、自分の

身を削ってでも少しでも減らして、そういう福祉とか、この間も2兆円の定額給付金のようなお金をそういうことに回す余裕があるならば、それで福祉や高齢者や困っている人に回してもらえたらなというふうに思います。

何か、話がしどろもどろで申し訳ありませんが、私の意見としては、やはり今の福祉や自立支援法は満足していません。

(田中さん)

制度の本質的な問題を突く、非常に重要なご意見をいただきましたけれども、私の時間の管理の仕方が下手で、オーバーしたことをおわび申し上げます。

簡単にまとめを申し上げますと、1つは、最初のアンケートも踏まえて、少なくとも大多数の意見を併せて改善が見直されるべき点としましては、やはり何といたっても、基本的に今の当事者抜き、家族の意見を十分反映させずに成立させてきた自立支援法制度を、場合によっては廃止ということも含めて、ここで改めて抜本的に見直す。その場合には、当事者・家族の意見を積極的に反映させる形で、もう一度、当事者原点に立つということが求められているかと思えます。

それから、今の稲田さんのお話の中にもありましたように、やはりこの応益負担ということが、随分いろいろな生活の自由を奪ってきていると。まさに、実質的な応能負担。場合によっては、無料原則ということも含めて、負担原則を改めて見直す。これが大きな方向になろうかと思えます。

それから、認定制度についても随分いろいろ問題点のご指摘をいただきました。やはり一人一人のニーズを正確に反映させる、一人一人の障がいや生活実態、ニーズを反映させるような認定制度を少なくとも作り直す。こういったことが求められようかと思えます。

それから、施設・事業所が安定しないと、生活支援体制そのものが取れないという問題。そういう意味で、この日払い制度がもたらしてきた問題点を改善するということが求められるかと思えます。

それで、国際的な流れの中では、障害者権利条約というものが昨年5月に発効しました。これは今、外務省などは成立に向けて準備をしていますが、日本ではまだこれは批准していない状況になっています。その場合、国内法との矛盾ということがあってはいけないわけなのですが、その中で言われている重要なこととして、「障がいのある人に対する差別」ということがあります。この「差別」という中には、障がいのある人が障がいのない人と同じような自由、平等、人権を確保するために必要な配慮をしないこと、これは合理的な配慮と言われますが、これをしないこと自体が差別である、ということです。ですから、障がいのある人が障がいのない人と同じような自由を達成するために必要な配慮をしなければいけない。その配慮をするに当たって、「過度な負担を求めること、不釣り合いな負担を求めることはないように」というふうに、権利条約が戒めています。今の自立支援法がそれに抵触することがないかどうか。これが問われるかと思えます。

そして、今の稲田さんの重要なご意見にありますように、やはり福祉、あるいは先ほど南さんのお話にもありましたように、自立とはどういうものなのか。究極はやはり、自分の生き方を自分で決める、その人らしい生き方を達成すること、これが自立であり、やはり福祉の本質ではないかと思えます。その人にとって価値ある生き方を達成すること、その中にはささやかな自由もあれば、その人の自己実現欲求というレベルの高い話もあろうかと思えます。

稲田さんのお話の仲で、外出や旅行、その人らしい、その人が楽しみにしていること、生きがいになっていること、その人にとって価値ある自由を達成すること、これが制度によって狭められ

たり、制約を受けたりするのであれば、それはまさにその人らしい生き方の自己決定、そして、その実現を妨げることになる。少なくとも、制度がその邪魔をするようなものであっては決していけないのではないかと思います。

そういう方向で、高知県において本当にたくさんの方からアンケートを通じてのご意見をいただきましたが、それが少しでも、県の施策の方でも検討していただけると、先ほど田邊さんのお話がありました。そして、坂本さんのように、就労に向けて頑張りたいと思える人が頑張れるような環境、そして、施設でもその人らしい、人間らしい生活が、自由が保障されるような制度環境というものが、今後、ますますいい方向に改善されていくことを願っておりますが、今後、またわれわれ研究会の方でもそういったことでさらに鋭意検討していきますが、単に研究レベルだけではなく、実践に結びつくような提言ということも考えていきたいと思っておりますし、これからも皆さんと一緒にこういうことを議論して、場合によってはそういう実行、実践、そして行政と一緒にやって取り組んでいけるところは取り組んでいくという方向で、ますます高知県の障がい者福祉がいいものになればと思っております。

少しつたないまとめになりましたが、これでまとめとさせていただきます。

今日は4人の皆さん、どうもありがとうございました。

それから手話通訳の方々、本当にずっと長時間ご協力してくださって、どうもありがとうございました。

(司会者)

長時間のパネルディスカッション、本当にお疲れさまでした。

あらためまして、コーディネートをやっていただきました田中教授、そして、4人のパネリストの皆さんに、全体の拍手で労をねぎらいたと思います。どうもありがとうございました。

大変時間が足らずに申し訳なかったのですが、あらためてこの自立支援法の問題点というのが浮き彫りになってきたかなと思っております。

今後の私どもの活動としましては、先ほど田中座長の方が言われましたとおり、さらに議論を重ねて、今国会で廃案になっていく可能性が大変高いということですから、仕切り直しに向けて、われわれとしても声を発信していきたいと考えているところです。

そういったことで、今日のこのシンポジウムの報告は当センターのホームページにも載せませし、それと、アンケートにご協力いただいた施設等の皆さんには、また冊子にしてぜひお返しをしていきたいと考えております。

それでは、以上で本日のシンポジウムを終了していきたいと思っております。

どうも、長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

